

価格転嫁に係る業種分析報告書

(パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化施策パッケージ関係)

令和4年5月31日
公正取引委員会
中小企業庁

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

- 令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。)が取りまとめられた。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、事例、実績、業種別状況等について、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を取りまとめた。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、今後、法違反が多く認められる業種について、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行っていく。

【目次】

項目	頁
第1 法執行により明らかとなった違反行為等の業種分析 (令和3年度における処理状況(実績)、業種別状況、事例等)	
1 下請法	
(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況	4
● 公正取引委員会・中小企業庁(統合)	5
● 公正取引委員会	16
● 中小企業庁	26
(2) 下請法違反行為事例	36
(3) 下請法立入調査に基づく処理状況・業種別状況	43
● 公正取引委員会・中小企業庁(統合)	44
● 公正取引委員会	47
● 中小企業庁	50
2 独占禁止法－荷主と物流事業者との取引に関する調査	
(1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析	53
(2) 問題につながるおそれのある事例	77
(3) 調査結果に基づく取組	81
第2 執行強化に関連する取組	
1 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査	84
2 「違反行為情報提供フォーム」に寄せられた情報	88
3 下請かけこみ寺や「原油価格上昇に関する特別相談窓口」における価格転嫁 に関する相談内容を端緒情報とした下請Gメンヒアリング	90

2

【目次】

項目	頁
第3 資料集	
1 令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組【公正取引委員会】	92
2 令和3年度における優越的地位濫用事件タスクフォースの取組状況【公正取引委員会】	106
3 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果について【中小企業庁】	112

3

第1 法執行により明らかとなった違反行為等の業種分析

(令和3年度における処理状況(実績)、業種別状況、事例等)

1 下請法

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

- 公正取引委員会・中小企業庁(統合)
- 公正取引委員会
- 中小企業庁

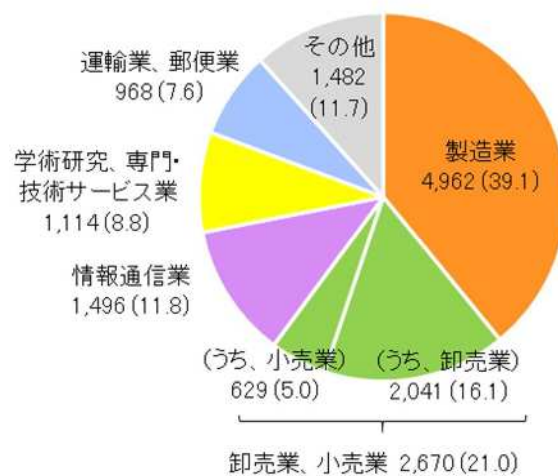
(2) 下請法違反行為事例

(3) 下請法立入調査に基づく処理状況・業種別状況

2 独占禁止法－荷主と物流事業者との取引に関する調査

公正取引委員会・中小企業庁(統合)

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は全ての違反行為類型(手続規定・実体規定)に係る処理件数全体(12,692件)に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

(注3) 公正取引委員会において「勧告又は指導」を行った事件及び中小企業庁において「警告又は改善指導」を行った事件について記載している。以下、第1の1において同じ。

6

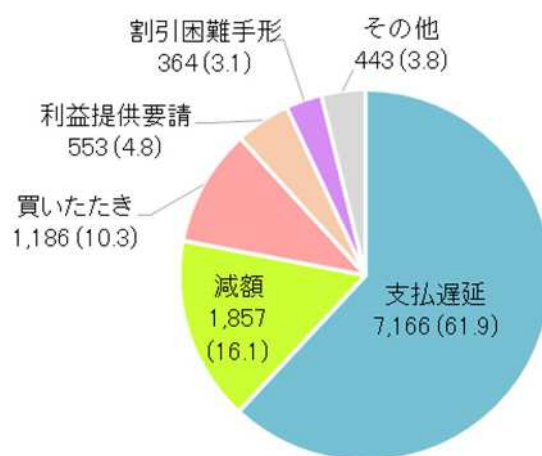
製造業に対する処理件数 (4,962件)の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (2,670件)の内訳			その他の業種に対する処理件数 (5,060件)の内訳			
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種		件数	割合
生産用機械器具製造業	801件	16.1%	機械器具卸売業	913件	34.2%	情報 通信業	情報 サービス業	1,038件	20.5%
金属製品製造業	799件	16.1%	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	348件	13.0%		情報 サービス業以外	458件	9.1%
はん用機械器具製造業	411件	8.3%	その他の卸売業	338件	12.7%	学術研究、 専門・技術 サービス業	技術 サービス業	724件	14.3%
輸送用機械器具製造業	330件	6.7%	飲食料品卸売業	241件	9.0%		技術 サービス業以外	390件	7.7%
化学工業	280件	5.6%	機械器具小売業	224件	8.4%	運輸業、 郵便業	道路貨物 運送業	729件	14.4%
電気機械器具製造業	277件	5.6%	その他の小売業	207件	7.8%		道路貨物 運送業以外	239件	4.7%
食料品製造業	237件	4.8%	繊維・衣服等卸売業	121件	4.5%	サービス業	その他の事業 サービス業	239件	4.7%
印刷・同関連業	225件	4.5%	飲食料品小売業	83件	3.1%		その他の事業 サービス業以外	173件	3.4%
プラスチック製品製造業	183件	3.7%	各種商品卸売業	80件	3.0%	建設業	総合工事業	174件	3.4%
繊維工業	178件	3.6%	各種商品小売業	63件	2.4%		総合工事業以外	185件	3.7%
その他の製造業	152件	3.1%	織物・衣服・ 身の回り品小売業	50件	1.9%	その他		711件	14.1%
その他	1,089件	21.9%	無店舗小売業	2件	0.1%	合計		5,060件	100%
合計	4,962件	100%	合計	2,670件	100%	合計		5,060件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

7

[単位:件、(%)]

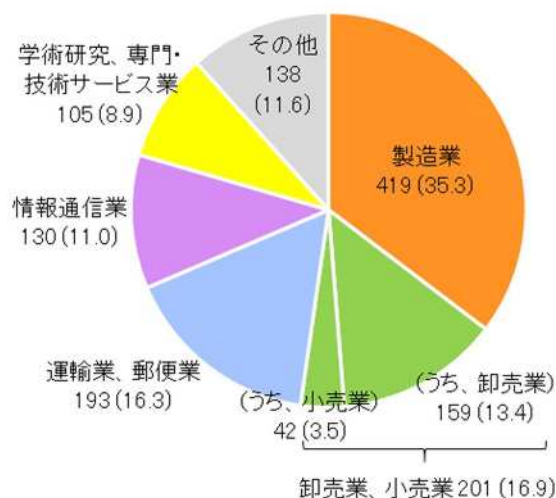


(注) () 内の数値は違反行為類型（実体規定）に係る処理件数全体（11,569件）に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とにならない。

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

買いたたき

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は買いたたきに係る処理件数全体 (1,186件) に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

9

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

買いたたき

製造業に対する処理件数 (419件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (201件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (566件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
金属製品製造業	70件	16.7%	機械器具卸売業	65件	32.3%	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	175件 30.9%
生産用機械器具製造業	64件	15.3%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	31件	15.4%		道路貨物運送業以外	18件 3.2%
輸送用機械器具製造業	38件	9.1%	その他の卸売業	28件	13.9%	情報通信業	情報サービス業	83件 14.7%
はん用機械器具製造業	30件	7.2%	飲食料品卸売業	16件	8.0%		情報サービス業以外	47件 8.3%
電気機械器具製造業	23件	5.5%	繊維・衣服等卸売業	14件	7.0%	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	71件 12.5%
印刷・同関連業	21件	5.0%	機械器具小売業	14件	7.0%		技術サービス業以外	34件 6.0%
繊維工業	20件	4.8%	その他の小売業	10件	5.0%	サービス業	その他の事業サービス業	22件 3.9%
化学工業	18件	4.3%	織物・衣服・身の回り品小売業	9件	4.5%		その他の事業サービス業以外	17件 3.0%
食料品製造業	12件	2.9%	飲食料品小売業	6件	3.0%	建設業	総合工事業	15件 2.7%
プラスチック製品製造業	12件	2.9%	各種商品卸売業	5件	2.5%		総合工事業以外	15件 2.7%
鉄鋼業	12件	2.9%	各種商品小売業	3件	1.5%	その他		69件 12.2%
その他	99件	23.6%	合計	201件	100%	合計	566件	100%
合計	419件	100%						

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

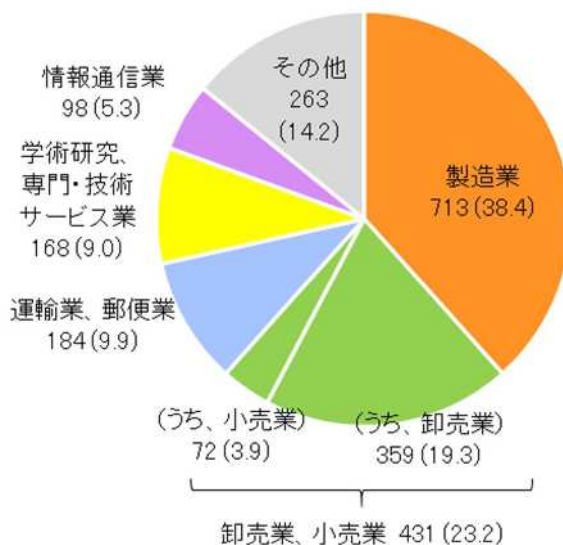
(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

10

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

減額

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は減額に係る処理件数全体 (1,857件) に占める比率である。

また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

11

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

減額

製造業に対する処理件数 (713件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (431件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (713件) の内訳			
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合	
金属製品製造業	144件	20.2%	機械器具卸売業	164件	38.1%	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	143件	20.1%
生産用機械器具製造業	131件	18.4%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	73件	16.9%		道路貨物運送業以外	41件	5.8%
はん用機械器具製造業	55件	7.7%	その他の卸売業	53件	12.3%	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	118件	16.5%
印刷・同関連業	41件	5.8%	飲食料品卸売業	40件	9.3%		技術サービス業以外	50件	7.0%
輸送用機械器具製造業	37件	5.2%	繊維・衣服等卸売業	26件	6.0%	情報通信業	情報サービス業	61件	8.6%
化学工業	35件	4.9%					機械器具小売業	25件	5.8%
その他の製造業	32件	4.5%	その他の小売業	19件	4.4%	建設業	総合工事業	52件	7.3%
電気機械器具製造業	27件	3.8%	飲食料品小売業	14件	3.2%		総合工事業以外	46件	6.5%
食料品製造業	26件	3.6%	織物・衣服・身の回り品小売業	8件	1.9%	サービス業	その他の事業サービス業	40件	5.6%
プラスチック製品製造業	22件	3.1%					各種商品小売業	6件	1.4%
繊維工業	19件	2.7%	各種商品卸売業	3件	0.7%	その他		96件	13.5%
その他	144件	20.2%				合計		431件	100%

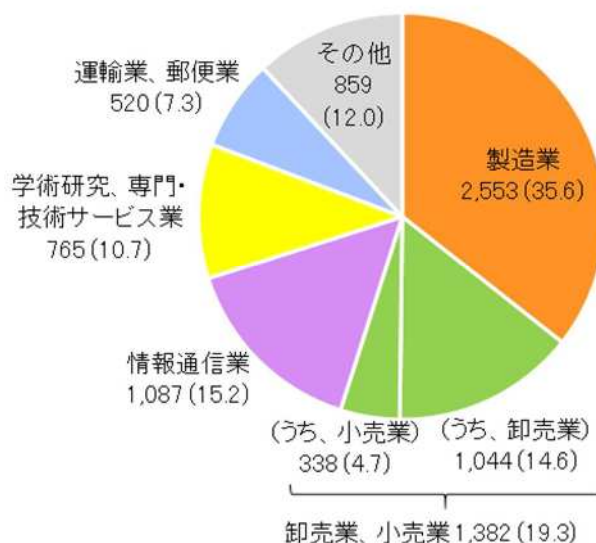
(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

12

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況 支払遅延

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。
 (注2) () 内の数値は支払遅延に係る処理件数全体 (7,166件) に占める比率である。
 また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

13

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況 支払遅延

製造業に対する処理件数 (2,553件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (1,382件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (3,231件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
生産用機械器具製造業	432件	16.9%	機械器具卸売業	518件	37.5%	情報通信業	情報サービス業	768件 23.8%
金属製品製造業	394件	15.4%	その他の卸売業	171件	12.4%		情報サービス業以外	319件 9.9%
はん用機械器具製造業	241件	9.4%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	146件	10.6%	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	503件 15.6%
輸送用機械器具製造業	182件	7.1%	機械器具小売業	121件	8.8%		技術サービス業以外	262件 8.1%
電気機械器具製造業	152件	6.0%	その他の小売業	111件	8.0%	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	388件 12.0%
化学工業	151件	5.9%	飲食料品卸売業	95件	6.9%		道路貨物運送業以外	132件 4.1%
印刷・同関連業	116件	4.5%	繊維・衣服等卸売業	67件	4.8%	サービス業	その他の事業サービス業	145件 4.5%
食料品製造業	108件	4.2%	飲食料品小売業	48件	3.5%		その他の事業サービス業以外	108件 3.3%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	90件	3.5%	各種商品卸売業	47件	3.4%	建設業	総合工事業	108件 3.3%
繊維工業	82件	3.2%	各種商品小売業	30件	2.2%		総合工事業以外	110件 3.4%
プラスチック製品製造業	82件	3.2%	織物・衣服・身の回り品小売業	26件	1.9%	その他		388件 12.0%
その他	523件	20.5%	無店舗小売業	2件	0.1%	合計		3,231件 100%
合計	2,553件	100%	合計	1,382件	100%	合計		3,231件 100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。
 (注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

14

業種	件数	割合
情報サービス業	912件	8.93%
機械器具卸売業	747件	7.32%
道路貨物運送業	706件	6.92%
技術サービス業	692件	6.78%
生産用機械器具製造業	627件	6.14%
金属製品製造業	608件	5.96%
はん用機械器具製造業	326件	3.19%
映像・音声・文字情報制作業	258件	2.53%
輸送用機械器具製造業	257件	2.52%
その他の卸売業	252件	2.47%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	250件	2.45%
その他の事業サービス業	207件	2.03%
化学工業	204件	2.00%
電気機械器具製造業	202件	1.98%
専門サービス業	187件	1.83%
印刷・同関連業	178件	1.74%
総合工事業	175件	1.71%
協同組合	165件	1.62%
機械器具小売業	160件	1.57%
広告業	159件	1.56%
飲食料品卸売業	151件	1.48%
食料品製造業	146件	1.43%
その他の小売業	140件	1.37%

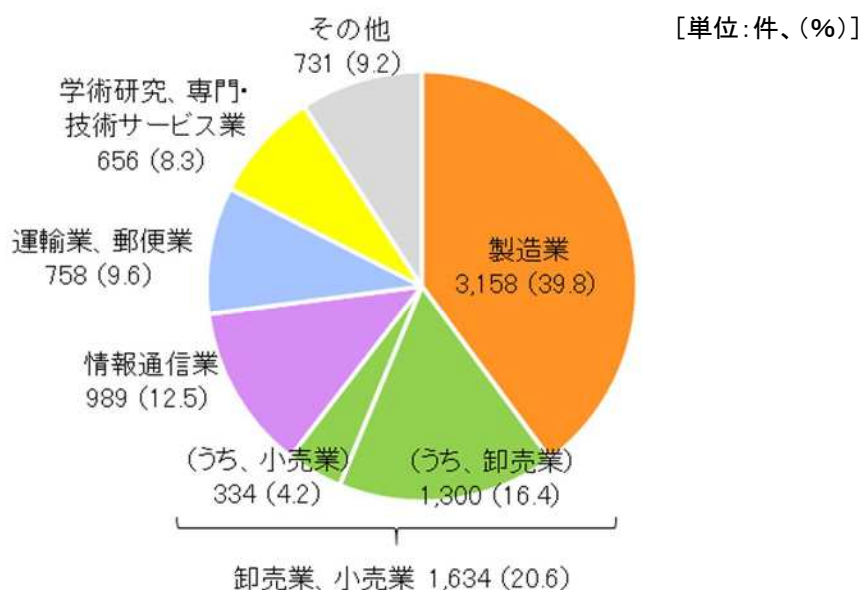
業種	件数	割合
不動産賃貸業・管理業	132件	1.29%
繊維工業	121件	1.19%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	119件	1.17%
プラスチック製品製造業	116件	1.14%
その他の製造業	113件	1.11%
設備工事業	108件	1.06%
繊維・衣服等卸売業	107件	1.05%
情報通信機械器具製造業	99件	0.97%
業務用機械器具製造業	95件	0.93%
窯業・土石製品製造業	89件	0.87%
放送業	87件	0.85%
鉄鋼業	80件	0.78%
運輸に附帯するサービス業	77件	0.75%
非鉄金属製造業	68件	0.67%
飲食料品小売業	68件	0.67%
職別工事業	63件	0.62%
パルプ・紙・紙加工品製造業	63件	0.62%
物品賃貸業	59件	0.58%
各種商品卸売業	55件	0.54%
廃棄物処理業	50件	0.49%
その他	731件	7.16%
合計	10,209件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 割合の数値は3つの違反行為類型（買ったたき・減額・支払遅延）に係る処理件数の合計（10,209件）に占める比率である。

また、小数点以下第3位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

(注3) 件数が50件以上のものは業種名等を明示し、50件未満のものは「その他」にまとめている。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

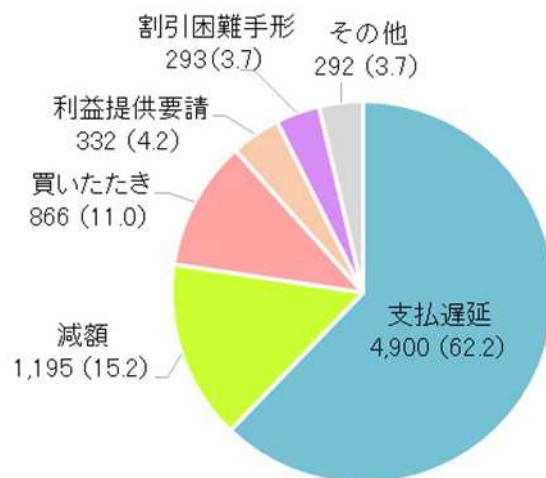
(注2) () 内の数値は全ての違反行為類型（手続規定・実体規定）に係る処理件数全体（7,926件）に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

製造業に対する処理件数 (3,158件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (1,634件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (3,134件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
金属製品製造業	627件	19.9%	機械器具卸売業	678件	41.5%	情報通信業	情報サービス業	707件 22.6%
生産用機械器具製造業	604件	19.1%	その他の卸売業	171件	10.5%		情報サービス業以外	282件 9.0%
はん用機械器具製造業	301件	9.5%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	164件	10.0%	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	605件 19.3%
輸送用機械器具製造業	206件	6.5%	飲食料品卸売業	159件	9.7%		道路貨物運送業以外	153件 4.9%
化学工業	154件	4.9%	機械器具小売業	114件	7.0%	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	460件 14.7%
電気機械器具製造業	143件	4.5%	その他の小売業	95件	5.8%		技術サービス業以外	196件 6.3%
食料品製造業	130件	4.1%	繊維・衣服等卸売業	73件	4.5%	サービス業	その他の事業サービス業	80件 2.6%
印刷・関連業	115件	3.6%	飲食料品小売業	65件	4.0%		その他の事業サービス業以外	103件 3.3%
プラスチック製品製造業	109件	3.5%	各種商品卸売業	55件	3.4%	建設業	総合工事業	82件 2.6%
繊維工業	94件	3.0%	織物・衣服・身の回り品小売業	32件	2.0%		総合工事業以外	100件 3.2%
情報通信機械器具製造業	82件	2.6%	各種商品小売業	27件	1.7%	その他		366件 11.7%
その他	593件	18.8%	その他	1件	0.1%	合計		3,134件 100%
合計	3,158件	100%	合計	1,634件	100%			

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

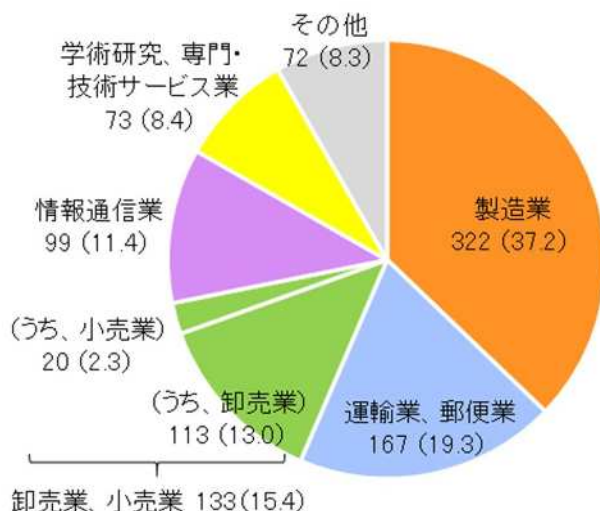
(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

[単位:件、(%)]



(注) () 内の数値は違反行為類型（実体規定）に係る処理件数全体（7,878件）に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とにならない。

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は買いたたきに係る処理件数全体 (866件) に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

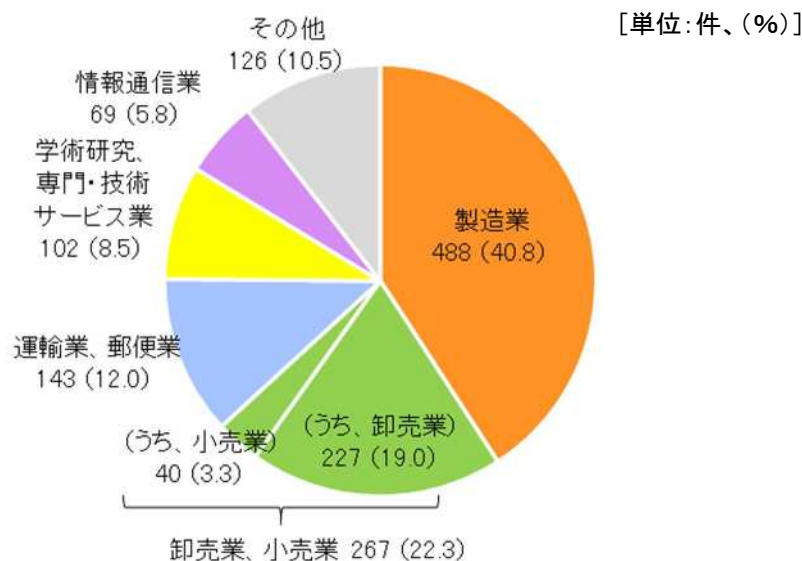
製造業に対する処理件数 (322件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (133件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (411件) の内訳			
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種		件数	割合
金属製品製造業	64件	19.9%	機械器具卸売業	52件	39.1%	運輸業、 郵便業	道路貨物 運送業	155件	37.7%
生産用機械器具製造業	57件	17.7%	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	21件	15.8%		道路貨物 運送業以外	12件	2.9%
輸送用機械器具製造業	32件	9.9%	その他の卸売業	18件	13.5%	情報 通信業	情報 サービス業	63件	15.3%
はん用機械器具製造業	27件	8.4%	繊維・衣服等卸売業	9件	6.8%		情報 サービス業以外	36件	8.8%
化学工業	15件	4.7%	飲食料品卸売業	9件	6.8%	学術研究、 専門・技術 サービス業	技術 サービス業	55件	13.4%
繊維工業	12件	3.7%	機械器具小売業	6件	4.5%		技術 サービス業以外	18件	4.4%
印刷・同関連業	12件	3.7%	飲食料品小売業	5件	3.8%	サービス業	その他の事業 サービス業	10件	2.4%
電気機械器具製造業	11件	3.4%	その他の小売業	5件	3.8%		その他の事業 サービス業以外	10件	2.4%
情報通信機械器具製造業	11件	3.4%	各種商品卸売業	4件	3.0%	建設業	総合工事業	7件	1.7%
その他の製造業	10件	3.1%	織物・衣服・ 身の回り品小売業	3件	2.3%		総合工事業以外	9件	2.2%
窯業・土石製品製造業	9件	2.8%	その他	1件	0.8%	その他		36件	8.8%
その他	62件	19.3%	合計	133件	100%	合計		411件	100%
合計	322件	100%							

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

減額



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。
 (注2) () 内の数値は減額に係る処理件数全体 (1,195件) に占める比率である。
 また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

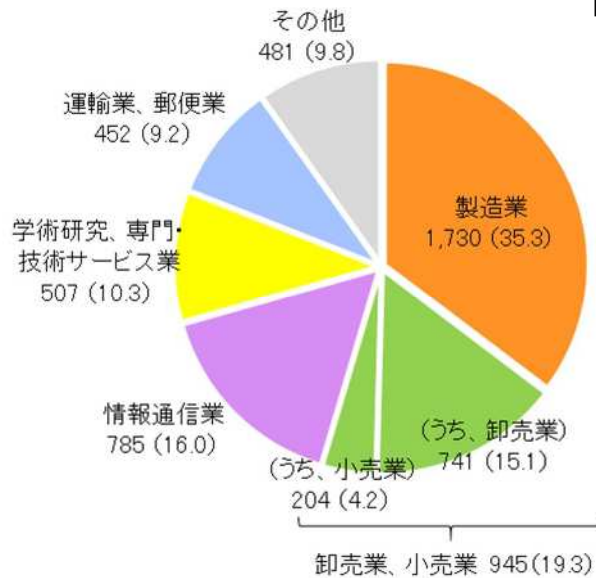
減額



製造業に対する処理件数 (488件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (267件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (440件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
金属製品製造業	123件	25.2%	機械器具卸売業	124件	46.4%	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	116件 26.4%
生産用機械器具製造業	107件	21.9%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	37件	13.9%		道路貨物運送業以外	27件 6.1%
はん用機械器具製造業	41件	8.4%	飲食料品卸売業	25件	9.4%	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	72件 16.4%
輸送用機械器具製造業	25件	5.1%	その他の卸売業	23件	8.6%		技術サービス業以外	30件 6.8%
化学工業	20件	4.1%	繊維・衣服等卸売業	16件	6.0%	情報通信業	情報サービス業	44件 10.0%
その他の製造業	18件	3.7%	飲食料品小売業	13件	4.9%		情報サービス業以外	25件 5.7%
印刷・同関連業	17件	3.5%	機械器具小売業	10件	3.7%	建設業	総合工事業	26件 5.9%
電気機械器具製造業	17件	3.5%	その他の小売業	9件	3.4%		総合工事業以外	21件 4.8%
食料品製造業	14件	2.9%	各種商品小売業	4件	1.5%	サービス業	その他の事業サービス業	9件 2.0%
プラスチック製品製造業	13件	2.7%	繊維・衣服・身の回り品小売業	4件	1.5%		その他の事業サービス業以外	16件 3.6%
鉄鋼業	12件	2.5%	各種商品卸売業	2件	0.7%	その他	54件	12.3%
その他	81件	16.6%	合計	267件	100%	合計	440件	100%
合計	488件	100%						

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。
 (注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は支払遅延に係る処理件数全体 (4,900件) に占める比率である。

また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

製造業に対する処理件数 (1,730件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (945件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (2,225件) の内訳			
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種		件数	割合
生産用機械器具製造業	330件	19.1%	機械器具卸売業	418件	44.2%	情報 通信業	情報 サービス業	567件	25.5%
金属製品製造業	317件	18.3%	その他の卸売業	90件	9.5%		情報 サービス業以外	218件	9.8%
はん用機械器具製造業	184件	10.6%	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	84件	8.9%	学術研究、 専門・技術 サービス業	技術 サービス業	354件	15.9%
輸送用機械器具製造業	115件	6.6%	機械器具小売業	72件	7.6%		技術 サービス業以外	153件	6.9%
化学工業	90件	5.2%	飲食料品卸売業	69件	7.3%	運輸業、 郵便業	道路貨物 運送業	354件	15.9%
電気機械器具製造業	88件	5.1%	その他の小売業	58件	6.1%		道路貨物 運送業以外	98件	4.4%
食料品製造業	74件	4.3%	繊維・衣服等卸売業	43件	4.6%	サービス業	その他の事業 サービス業	54件	2.4%
印刷・同関連業	68件	3.9%	飲食料品小売業	39件	4.1%		その他の事業 サービス業以外	68件	3.1%
繊維工業	50件	2.9%	各種商品卸売業	37件	3.9%	建設業	総合工事業	55件	2.5%
プラスチック製品製造業	50件	2.9%	織物・衣服・ 身の回り品小売業	21件	2.2%		総合工事業以外	64件	2.9%
情報通信機械器具製造業	50件	2.9%	各種商品小売業	13件	1.4%	その他		240件	10.8%
その他	314件	18.2%	その他	1件	0.1%	合計		2,225件	100%
合計	1,730件	100%	合計	945件	100%	合計		2,225件	100%

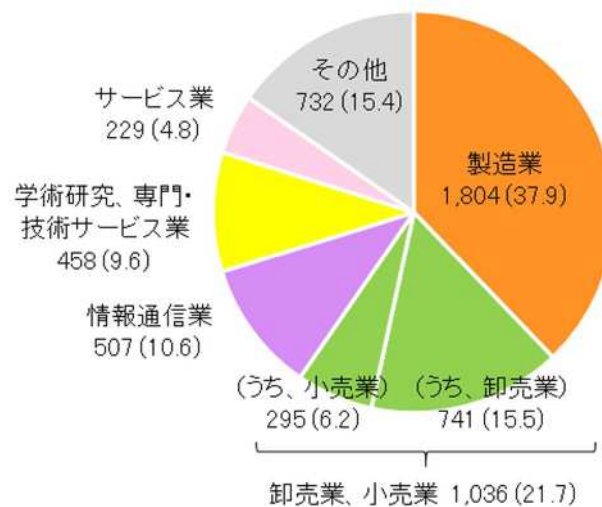
(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。



中小企業庁

[単位: 件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

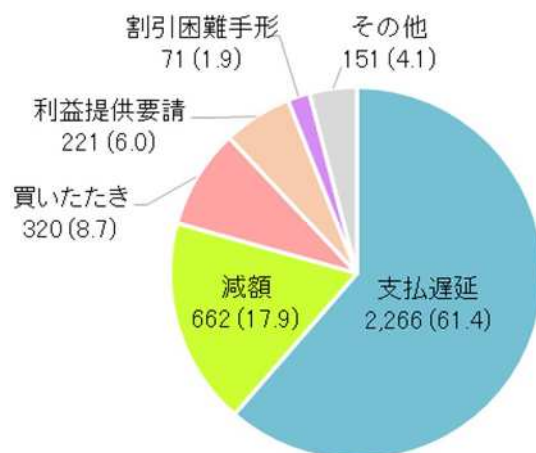
(注2) () 内の数値は全ての違反行為類型（手続規定・実体規定）に係る処理件数全体（4,766件）に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

製造業に対する処理件数 (1,804件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (1,036件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (1,926件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
生産用機械器具製造業	197件	10.9%	機械器具卸売業	235件	22.7%	情報サービス業	331件	17.2%
金属製品製造業	172件	9.5%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	184件	17.8%	情報サービス業以外	176件	9.1%
電気機械器具製造業	134件	7.4%	その他の卸売業	167件	16.1%	学術研究、専門・技術サービス業	264件	13.7%
化学工業	126件	7.0%	その他の小売業	112件	10.8%	学術研究、専門・技術サービス業以外	194件	10.1%
輸送用機械器具製造業	124件	6.9%	機械器具小売業	110件	10.6%	サービス業	159件	8.3%
はん用機械器具製造業	110件	6.1%	飲食料品卸売業	82件	7.9%	サービス業以外	70件	3.6%
印刷・関連産業	110件	6.1%	繊維・衣服等卸売業	48件	4.6%	道路貨物運送業	124件	6.4%
食料品製造業	107件	5.9%	各種商品小売業	36件	3.5%	道路貨物運送業以外	86件	4.5%
繊維工業	84件	4.7%	各種商品卸売業	25件	2.4%	建設業	92件	4.8%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	75件	4.2%	織物・衣服・身の回り品小売業	18件	1.7%	建設業以外	85件	4.4%
プラスチック製品製造業	74件	4.1%	飲食料品小売業	18件	1.7%	その他	345件	17.9%
その他	491件	27.2%	その他	1件	0.1%	合計	1,926件	100%
合計	1,804件	100%	合計	1,036件	100%			

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

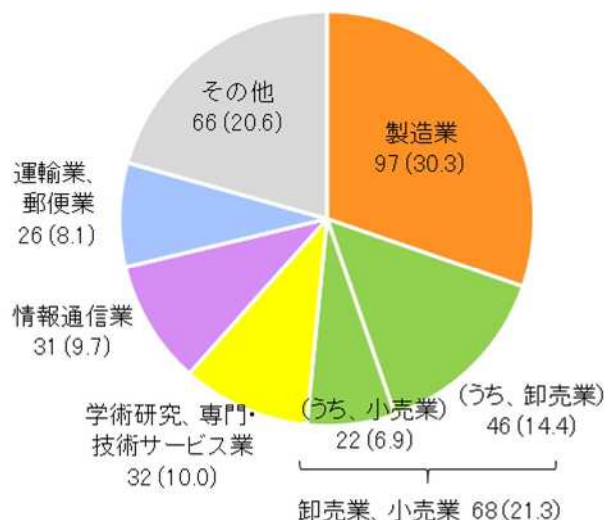
(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

[単位:件、(%)]



(注) () 内の数値は違反行為類型(実体規定)に係る処理件数全体(3,691件)に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とにならない。

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は買いたたきに係る処理件数全体 (320件) に占める比率である。

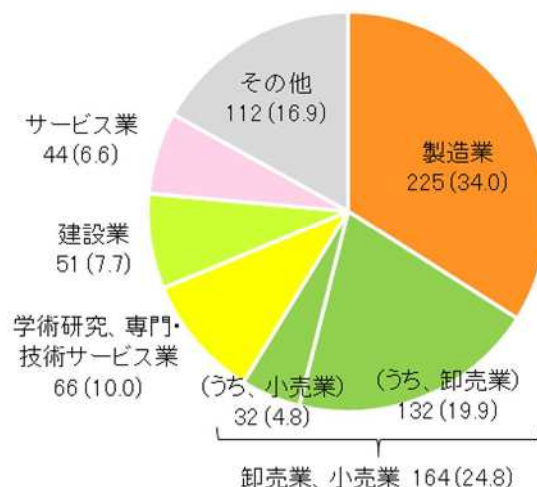
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

製造業に対する処理件数 (97件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (68件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (155件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
電気機械器具製造業	12件	12.4%	機械器具卸売業	13件	19.1%	学術研究、専門・技術サービス業	16件	10.3%
印刷・同関連業	9件	9.3%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	10件	14.7%	技術サービス業以外	16件	10.3%
繊維工業	8件	8.2%	その他の卸売業	10件	14.7%	情報サービス業	20件	12.9%
生産用機械器具製造業	7件	7.2%	機械器具小売業	8件	11.8%	情報サービス業以外	11件	7.1%
輸送用機械器具製造業	6件	6.2%	飲食料品卸売業	7件	10.3%	道路貨物運送業	20件	12.9%
金属製品製造業	6件	6.2%	織物・衣服・身の回り品小売業	6件	8.8%	道路貨物運送業以外	6件	3.9%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	6件	6.2%	繊維・衣服等卸売業	5件	7.4%	その他の事業サービス業	12件	7.7%
飲料・たばこ・飼料製造業	6件	6.2%	その他の小売業	5件	7.4%	その他の事業サービス業以外	7件	4.5%
食料品製造業	5件	5.2%	各種商品小売業	2件	2.9%	総合工事業	8件	5.2%
鉄鋼業	5件	5.2%	その他	2件	2.9%	総合工事業以外	6件	3.9%
パルプ・紙・紙加工品製造業	4件	4.1%				その他	33件	21.3%
その他	23件	23.7%				合計	155件	100%
合計	97件	100%	合計	68件	100%			

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は減額に係る処理件数全体 (662件) に占める比率である。

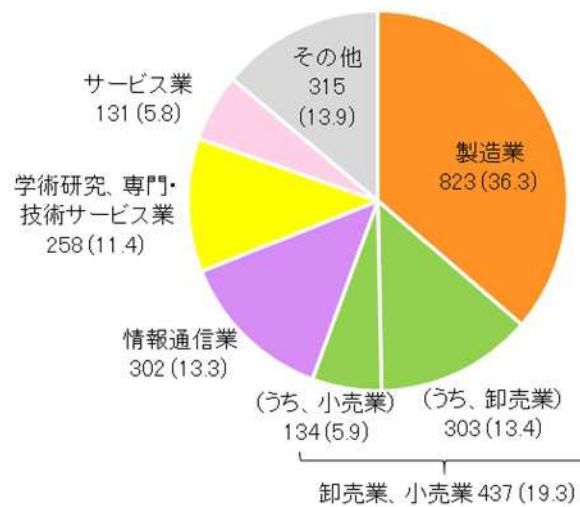
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

製造業に対する処理件数 (225件)の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (164件)の内訳			その他の業種に対する処理件数 (273件)の内訳			
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種		件数	割合
生産用機械器具製造業	24件	10.7%	機械器具卸売業	40件	24.4%	学術研究、 専門・技術 サービス業	技術 サービス業	46件	16.8%
印刷・同関連業	24件	10.7%	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	36件	22.0%		技術 サービス業以外	20件	7.3%
金属製品製造業	21件	9.3%	その他の卸売業	30件	18.3%	建設業	総合工事業	26件	9.5%
化学工業	15件	6.7%					総合工事業以外	25件	9.2%
はん用機械器具製造業	14件	6.2%	飲食料品卸売業	15件	9.1%	サービス業	その他の事業 サービス業	31件	11.4%
その他の製造業	14件	6.2%	機械器具小売業	15件	9.1%		その他の事業 サービス業以外	13件	4.8%
輸送用機械器具製造業	12件	5.3%	繊維・衣服等卸売業	10件	6.1%		道路貨物 運送業	27件	9.9%
食料品製造業	12件	5.3%	その他の小売業	10件	6.1%	運輸業、 郵便業	道路貨物 運送業以外	14件	5.1%
電気機械器具製造業	10件	4.4%					織物・衣服・ 身の回り品小売業	4件	2.4%
繊維工業	9件	4.0%	各種商品小売業	2件	1.2%	情報 サービス業以外	12件	4.4%	
プラスチック製品製造業	9件	4.0%	その他	2件	1.2%	その他		42件	15.4%
その他	61件	27.1%				合計		273件	100%
合計	225件	100%	合計	164件	100%	合計		273件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は支払遅延に係る処理件数全体 (2,266件) に占める比率である。

また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

製造業に対する処理件数 (823件) の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (437件) の内訳			その他の業種に対する処理件数 (1,006件) の内訳			
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合	
生産用機械器具製造業	102件	12.4%	機械器具卸売業	100件	22.9%	情報 通信業	情報 サービス業	201件	20.0%
金属製品製造業	77件	9.4%	その他の卸売業	81件	18.5%		情報 サービス業以外	101件	10.0%
輸送用機械器具製造業	67件	8.1%	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	62件	14.2%	学術研究、 専門・技術 サービス業	技術 サービス業	149件	14.8%
電気機械器具製造業	64件	7.8%	その他の小売業	53件	12.1%		技術 サービス業以外	109件	10.8%
化学工業	61件	7.4%	機械器具小売業	49件	11.2%	サービス業	その他の事業 サービス業	91件	9.0%
はん用機械器具製造業	57件	6.9%	飲食料品卸売業	26件	5.9%		その他の事業 サービス業以外	40件	4.0%
印刷・同関連業	48件	5.8%	繊維・衣服等卸売業	24件	5.5%	建設業	総合工事業	53件	5.3%
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	41件	5.0%	各種商品小売業	17件	3.9%		総合工事業以外	46件	4.6%
食料品製造業	34件	4.1%	各種商品卸売業	10件	2.3%	運輸業、 郵便業	道路貨物 運送業	34件	3.4%
繊維工業	32件	3.9%	飲食料品小売業	9件	2.1%		道路貨物 運送業以外	34件	3.4%
プラスチック製品製造業	32件	3.9%	繊維・衣服・ 身の回り品小売業	5件	1.1%	その他			
その他	208件	25.3%	その他	1件	0.2%				
合計	823件	100%	合計	437件	100%	合計	1,006件	100%	

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

第 1 法執行により明らかとなった違反行為等の業種分析
(令和 3 年度における処理状況(実績)、業種別状況、事例等)

1 下請法

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

(2) 下請法違反行為事例

(3) 下請法立入調査に基づく処理状況・業種別状況

2 独占禁止法－荷主と物流事業者との取引に関する調査

(2) 下請法違反行為事例

買いたたき①

親事業者の業種		違反行為事例
大分類	中分類	
製造業	金属製品製造業	家具等に用いる金属部品の加工を下請事業者に委託している金属製品製造会社は、最低賃金が引き上げられたことを理由に下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、自社のコスト上昇につながることは受け入れられないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
製造業	生産用機械器具製造業	複合機の付属品の製造を下請事業者に委託している製造会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により下請事業者への発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。
製造業	輸送用機械器具製造業	輸送機械の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、下請事業者から、鋼材の仕入価格が高騰したことを理由に単価の引上げを求められたにもかかわらず、顧客が認めない限り、値上げ要請には応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
製造業	輸送用機械器具製造業	船舶部材の加工を下請事業者に委託している船舶製造会社は、自社の基準で各工程別に設定した単価のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めていた。
製造業	電気機械器具製造業	電子機器に内蔵する機器の製造を下請事業者に委託している電気機械器具製造会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮による下請事業者のコスト増加を考慮せず、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
製造業	印刷・関連連業	印刷物の製造を下請事業者に委託している印刷会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮に伴う下請事業者のコスト増を考慮する必要がないと決めつけて、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
製造業	ゴム製品製造業	押出成型品の製造を下請事業者に委託している製造会社は、下請事業者から原材料価格等が高騰したため単価の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

(注1) 上記の事例は、いずれも下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるもの。

(注2) 業種は、日本標準産業分類による。

37

(2) 下請法違反行為事例

買いたたき②

親事業者の業種		違反行為事例
大分類	中分類	
卸売業、小売業	機械器具卸売業	業務用エレベーターに使用する部品の製造及び修理を下請事業者に委託している機械器具卸売会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に納期の短縮を求めたが、製造期間は十分に確保されていると決めつけて、下請事業者に発生する費用の増加を考慮せずに、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに下請代金の額を据え置いていた。また、同社は、量産時の大量発注の終了後に、少量のみ個別に発注を行ったが、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	鋼材等の運送を下請事業者に委託している運送会社は、下請事業者から燃料価格が上昇したため、上昇分の取引価格への反映を求められたにもかかわらず、運送料金は荷主との間で既に決まっており、荷主の業界の景気が悪い状況で下請事業者に利益を還元することは困難であるとして、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。
情報通信業	情報サービス業	システム開発やカスタマーサポート業務を個人事業者等の下請事業者に委託しているインターネットサービス運営会社は、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して、下請代金の算定方法を他の下請事業者と異なる扱いとし、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めていた。
学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	行政機関から請け負った土地区画整理事業を遂行する際の各種関連業務を下請事業者に委託している調査・測量サービス会社は、下請事業者から、人件費の上昇を理由に対価の引上げを求められたにもかかわらず、行政機関の定めた単価表のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めていた。
サービス業	自動車整備業	車両の修理・運搬業務を下請事業者に委託している自動車整備会社は、燃料価格が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
建設業	総合工事業	水質調査、測量業務等を下請事業者に委託している建築会社は、資材価格及び人件費が大幅に上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、合理的な理由は述べず、顧客が予算単価を見直さない限りは応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業	オフィスの清掃、移転業務等を下請事業者に委託している不動産サービス会社は、下請事業者からコスト上昇を理由に下請代金の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

(注1) 上記の事例は、いずれも下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるもの。

(注2) 業種は、日本標準産業分類による。

38

(2) 下請法違反行為事例

減額①

親事業者の業種		違反行為事例
大分類	中分類	
製造業	金属製品製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託している金属製品製造会社は、下請事業者への発注単価の改定の際、旧単価が適用される発注分についても新単価を遡って適用したことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
製造業	生産用機械器具製造業	プラスチックの押出成形機器の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、顧客から交付された手形を金融機関で現金化する際に発生する割引料を下請事業者に負担させる目的で、「割引料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金を減じていた。
製造業	印刷・同関連業	印刷及び印刷物の加工を下請事業者に委託している印刷会社は、下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
製造業	輸送用機械器具製造業	自動車部品の金属加工を下請事業者に委託している自動車部品メーカーは、支払代金を算出する際に、加工単価と数量を乗じて得た額の端数を切り捨てることにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	段ボール及び美粧ケースの加工を下請事業者に委託している加工紙製造会社は、現金振込によって下請代金を支払っている下請事業者に対し、自社が実際に負担した振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	靴の製造を下請事業者に委託している靴メーカーは、下請代金のうち一部を現金払とする見返りとして、下請代金から一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
製造業	総合工事業	建物の石綿分析結果報告書の作成を下請事業者に委託しているリフォーム事業会社は、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

(注1) 上記の事例は、いずれも下請法が禁止する減額に該当するもの。

(注2) 業種は、日本標準産業分類による。

39

(2) 下請法違反行為事例

減額②

親事業者の業種		違反行為事例
大分類	中分類	
建設業	総合工事業	設計図面に掲載するイラストの作成を下請事業者に委託している建設会社は、下請事業者への振込手数料について、実費を超える金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
卸売業、小売業	その他の卸売業	家具の製造を下請事業者に委託している家具販売会社は、一定額を超える下請代金の支払につき手形を交付しているが、下請事業者と書面で合意することなく、手形を下請事業者に郵送する際の費用を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	測量図の作成を個人事業者等の下請事業者に委託している建設コンサルタント会社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。
情報通信業	情報サービス業	ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているソフトウェア受託開発会社は、下請事業者が発注内容を追加し、追加作業に伴う人件費の増加費用を考慮した下請代金を定めていたにもかかわらず、支払うべき下請代金の額から当該増加相当額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
生活関連サービス業、娯楽業	娯楽業	プロスポーツ関連グッズの製造を下請事業者に委託している娯楽興行会社は、支払代金を算出する際に、製造単価と数量を乗じた額から円未満の端数を切り捨てた上で合算することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

(注1) 上記の事例は、いずれも下請法が禁止する減額に該当するもの。

(注2) 業種は、日本標準産業分類による。

40

(2) 下請法違反行為事例

支払遅延①

親事業者の業種		違反行為事例
大分類	中分類	
製造業	生産用機械器具製造業	建設機械及びはん用製品の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、一定額を超える下請代金の支払について、手形を下請事業者に交付しているところ、支払期日を経過して手形を郵送していたため、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
製造業	金属製品製造業	設計図の作成を個人事業者の下請事業者に委託している内装工事会社は、「毎月末日納品締切、翌々月1日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。また、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。さらには、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
製造業	はん用機械器具製造業	自動車メーカー向けの油圧機器等の製品、半製品、部品又はこれらの製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託している製造会社は、下請事業者に製造を委託した金型を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
製造業	印刷・関連連業	印刷及び製本加工を下請事業者に委託している印刷会社は、下請事業者との合意を書面化していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
製造業	印刷・関連連業	シルクスクリーン印刷を委託している印刷会社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、受入検査の終了が長引いたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
製造業	繊維工業	衣料品等の製造を下請事業者に委託している製造販売会社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自社の資金を確保することを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
製造業	繊維工業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているアパレル会社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者の請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	映画のDVDパッケージデザインの制作を下請事業者に委託している映画配給・興行会社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

(注1) 上記の事例は、いずれも下請法が禁止する支払遅延に該当するもの。

(注2) 業種は、日本標準産業分類による。

41

(2) 下請法違反行為事例

支払遅延②

親事業者の業種		違反行為事例
大分類	中分類	
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	スーパーマーケット等への商品の配送業務を下請事業者に委託している運送会社は、自社と荷主との間で作業代金支払に関して問題が発生したことを理由として、下請事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託している運送会社は、毎月20日締切り、翌月末支払の支払制度によって下請代金を支払うことにより、下請事業者による役務提供を受けた日から60日を経過して下請代金を支払っていた。
卸売業、小売業	飲食品小売業	食品の製造を下請事業者に委託している食品製造販売会社は、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」、「毎月末日納品締切、翌々月15日支払」又は「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
学術研究、専門・技術サービス業	広告業	商品の動画広告の制作業務を下請事業者に再委託している広告会社は、検査に時間を要したことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
サービス業	その他の事業サービス業	結婚式、イベントに関する業務を下請事業者に委託している冠婚葬祭会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、自社の資金繰りが悪化したことを理由に、下請代金の支払を1か月順延することにより、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
サービス業	その他の事業サービス業	ビル清掃を下請事業者に委託しているビルメンテナンス会社は、当該ビル清掃が「連続して提供される役務」（注：個々の役務が連続して提供される役務であって、一定の要件を満たすことにより、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱うことができるものをいう。下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の2(4)参照。次の事例においても同じ。）に該当しないにもかかわらず、毎月月末締切り、翌々月末支払の支払制度によって下請代金を支払うことにより、下請事業者による役務提供を受けた日から60日を経過して下請代金を支払っていた。
建設業	設備工事業	業務用エアコン、換気機器等の修理を継続的に下請事業者に委託している設備工事会社は、日々継続して修理を委託していることをもって、連続して提供される役務に該当すると誤認し、下請代金を毎月月末締切り、翌々月末支払の支払制度によって支払うことにより、下請事業者の給付を受領した日から60日を経過して下請代金を支払っていた。

(注1) 上記の事例は、いずれも下請法が禁止する支払遅延に該当するもの。

(注2) 業種は、日本標準産業分類による。

42

第1 法執行により明らかとなった違反行為等の業種分析

(令和3年度における処理状況(実績)、業種別状況、事例等)

1 下請法

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

(2) 下請法違反行為事例

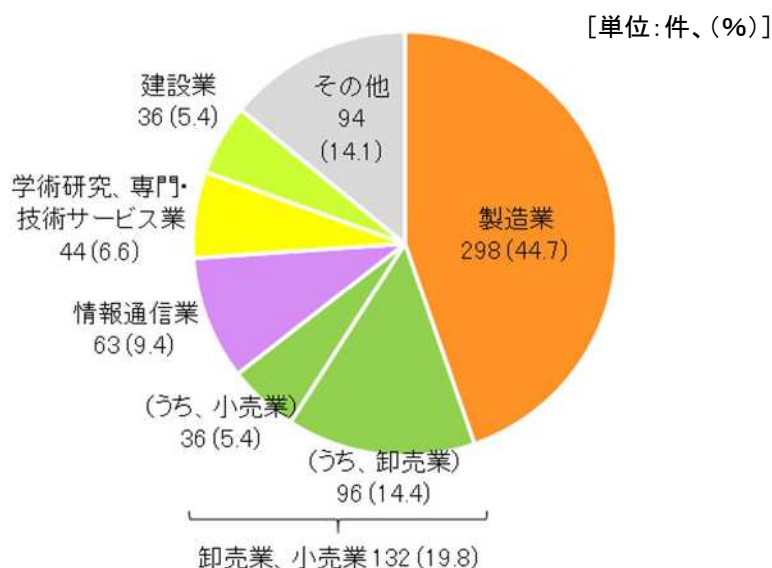
(3) 下請法立入調査に基づく処理状況・業種別状況

- 公正取引委員会・中小企業庁(統合)
- 公正取引委員会
- 中小企業庁

2 独占禁止法－荷主と物流事業者との取引に関する調査

公正取引委員会・中小企業庁(統合)

(3) 下請法立入調査に基づく処理状況・業種別状況



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、令和3年度に立入調査（招致調査及びWeb調査を含む。）を実施した件数（878件）のうち、処理を行った件数全体（667件）に占める比率である（878件中70件は令和4年3月末時点で調査中）。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

45

(3) 下請法立入調査に基づく処理状況・業種別状況

製造業に対する処理件数 (298件)の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (132件)の内訳			その他の業種に対する処理件数 (237件)の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
電気機械器具製造業	31件	10.4%	機械器具卸売業	29件	22.0%	情報通信業	情報サービス業	31件 13.1%
金属製品製造業	27件	9.1%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	21件	15.9%		情報サービス業以外	32件 13.5%
輸送用機械器具製造業	27件	9.1%	その他の卸売業	14件	10.6%	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	22件 9.3%
生産用機械器具製造業	26件	8.7%	繊維・衣服等卸売業	13件	9.8%		技術サービス業以外	22件 9.3%
化学工業	23件	7.7%	機械器具小売業	13件	9.8%	建設業	総合工事業	16件 6.8%
食料品製造業	20件	6.7%	飲食料品卸売業	12件	9.1%		総合工事業以外	20件 8.4%
はん用機械器具製造業	19件	6.4%	その他の小売業	10件	7.6%	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	24件 10.1%
その他の製造業	15件	5.0%	各種商品卸売業	7件	5.3%		道路貨物運送業以外	10件 4.2%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	12件	4.0%	各種商品小売業	6件	4.5%	サービス業	その他の事業サービス業	17件 7.2%
印刷・同関連業	11件	3.7%	織物・衣服・身の回り品小売業	4件	3.0%		その他の事業サービス業以外	5件 2.1%
プラスチック製品製造業	11件	3.7%	飲食料品小売業	3件	2.3%	その他	38件	16.0%
その他	76件	25.5%				合計	237件	100%
合計	298件	100%	合計	132件	100%			

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

46

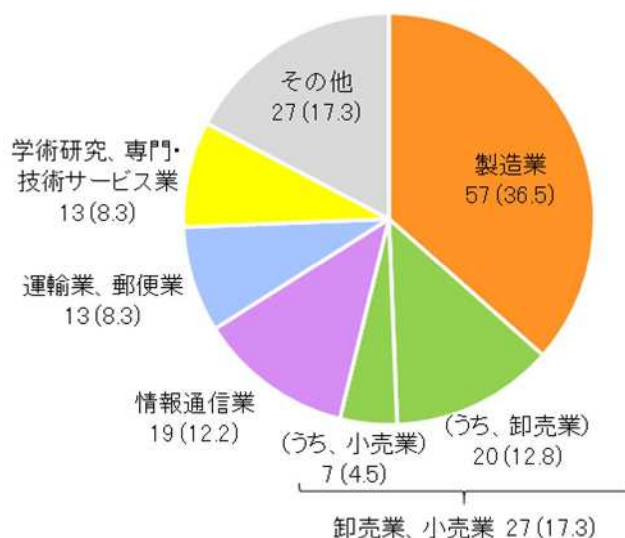


公正取引委員会

(3) 下請法立入調査に基づく処理状況・業種別状況



[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、令和3年度に立入調査（招致調査及びWeb調査を含む。）を実施した件数（248件）のうち、処理を行った件数全体（156件）に占める比率である（248件中62件は令和4年3月末時点で調査中）。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

48

(3) 下請法立入調査に基づく処理状況・業種別状況



製造業に対する処理件数 (57件)の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (27件)の内訳			その他の業種に対する処理件数 (72件)の内訳					
業種		件数	割合	業種		件数	割合	業種		件数	割合
生産用機械器具製造業		7件	12.3%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		6件	22.2%	情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	10件	13.9%
電気機械器具製造業		6件	10.5%						映像・音声・文字情報制作業以外	9件	12.5%
食品製造業		5件	8.8%	その他の卸売業		4件	14.8%	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	9件	12.5%
金属製品製造業		5件	8.8%	機械器具小売業		4件	14.8%		道路貨物運送業以外	4件	5.6%
輸送用機械器具製造業		4件	7.0%	各種商品卸売業		3件	11.1%	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	7件	9.7%
木材・木製品製造業		3件	5.3%						技術サービス業以外	6件	8.3%
印刷・同関連業		3件	5.3%	飲食料品卸売業		3件	11.1%	建設業	総合工事業	5件	6.9%
窯業・土石製品製造業		3件	5.3%						総合工事業以外	5件	6.9%
はん用機械器具製造業		3件	5.3%	機械器具卸売業		3件	11.1%	サービス業	その他の事業サービス業	5件	6.9%
その他の製造業		3件	5.3%						その他の事業サービス業以外	2件	2.8%
その他		15件	26.3%	その他		4件	14.8%	その他		10件	13.9%
合計		57件	100%	合計		27件	100%	合計		72件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

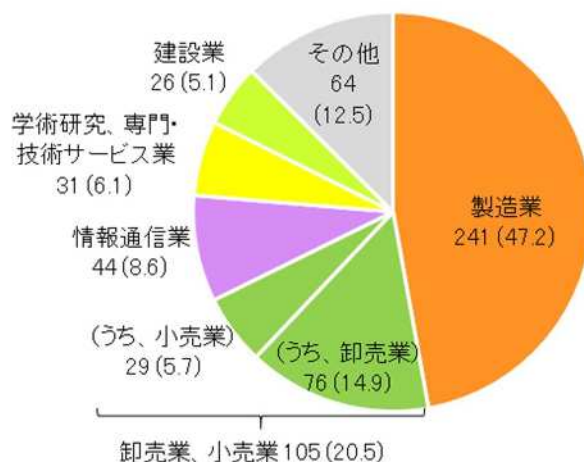
(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

49



中小企業庁

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、令和3年度に立入調査（Web調査を含む。）を実施した件数（630件）のうち、処理を行った件数全体（511件）に占める比率である（630件中8件は令和4年3月末時点で調査中）。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

51

製造業に対する処理件数 (241件)の内訳			卸売業、小売業に対する処理件数 (105件)の内訳			その他の業種に対する処理件数 (165件)の内訳			
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種		件数	割合
電気機械器具製造業	25件	10.4%	機械器具卸売業	26件	24.8%	情報 通信業	情報サービス業	23件	13.9%
輸送用機械器具製造業	23件	9.5%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	15件	14.3%		情報サービス業以外	21件	12.7%
金属製品製造業	22件	9.1%	繊維・衣服等卸売業	12件	11.4%	学術研究、 専門・技術 サービス業	技術サービス業	15件	9.1%
化学工業	21件	8.7%	その他の卸売業	10件	9.5%		技術サービス業以外	16件	9.7%
生産用機械器具製造業	19件	7.9%	その他の小売業	10件	9.5%	建設業	総合工事業	11件	6.7%
はん用機械器具製造業	16件	6.6%	飲食料品卸売業	9件	8.6%		総合工事業以外	15件	9.1%
食料品製造業	15件	6.2%	機械器具小売業	9件	8.6%	運輸業、 郵便業	道路貨物運送業	15件	9.1%
その他の製造業	12件	5.0%	各種商品小売業	5件	4.8%		道路貨物運送業以外	6件	3.6%
業務用機械器具製造業	10件	4.1%	各種商品卸売業	4件	3.8%	サービス業	その他の事業サービス業	12件	7.3%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	10件	4.1%	織物・衣服・身の回り品小売業	3件	2.9%		その他の事業サービス業以外	3件	1.8%
プラスチック製品製造業	9件	3.7%	飲食料品小売業	2件	1.9%	その他		28件	17.0%
その他	59件	24.5%				合計		165件	100%
合計	241件	100%	合計	105件	100%				

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

52

第1 法執行により明らかとなった違反行為等の業種分析
(令和3年度における処理状況(実績)、業種別状況、事例等)

- 1 下請法
- 2 独占禁止法－荷主と物流事業者との取引に関する調査
 - (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析
 - (2) 問題につながるおそれのある事例
 - (3) 調査結果に基づく取組

53



2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

調査の概要

公正取引委員会は、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（物流特殊指定）の遵守状況を把握するため、以下のとおり、荷主及び物流事業者に対し書面調査を実施した。

＜荷主向け＞

調査対象	30,000名
調査対象期間	令和2年9月1日～令和3年8月31日
回答期限	令和3年11月8日
回収数	11,438名
回収率	38.1%

＜物流事業者向け＞

調査対象	40,000名
調査対象期間	令和3年1月1日～同年12月31日
回答期限	令和4年1月31日
回収数	18,685名
回収率	46.7%

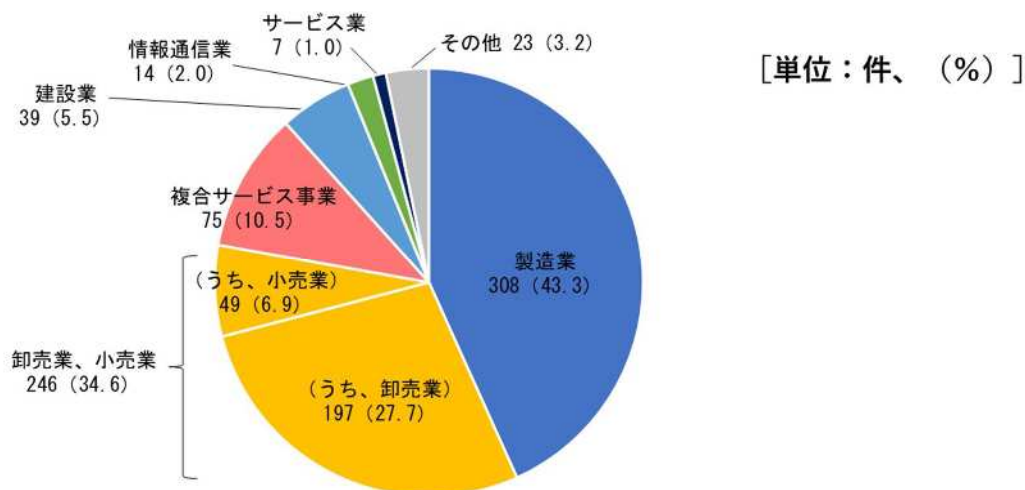
54

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

① 荷主からの回答【全ての違反行為類型】



- ・ 荷主に対し、物流特殊指定における全ての違反行為類型(買いたたき、支払遅延、減額等)について、問題につながるおそれのある行為の状況等を確認したところ、当該行為について回答があったのは712件(荷主が複数の物流事業者と取引している場合であっても1件としてカウントしている。以下同じ。)であった。
- ・ 回答があった712件の荷主を業種別(大分類)にみると、下図のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、違反行為類型のいずれか1つ以上に該当する荷主からの回答全体(712件)に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

55

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

① 荷主からの回答【全ての違反行為類型】



回答があった712件の荷主を業種別(中分類)にみると、下表のとおり。

製造業 (308件) の内訳			卸売業、小売業 (246件) の内訳			建設業 (39件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
食料品製造業	39件	12.7%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	71件	28.9%	総合工事業	24件	61.5%
化学工業	35件	11.4%	機械器具卸売業	48件	19.5%	設備工事業	10件	25.6%
生産用機械器具製造業	32件	10.4%	その他の卸売業	32件	13.0%	職別工事業	5件	12.8%
金属製品製造業	22件	7.1%	飲食料品卸売業	29件	11.8%	合計	39件	100%
プラスチック製品製造業	17件	5.5%	その他の小売業	16件	6.5%	情報通信業 (14件) の内訳		
電気機械器具製造業	16件	5.2%	各種商品卸売業	11件	4.5%	業種	件数	割合
輸送用機械器具製造業	16件	5.2%	機械器具小売業	11件	4.5%	放送業	7件	50.0%
印刷・同関連業	14件	4.5%	各種商品小売業	10件	4.1%	映像・音声・文字情報制作業	5件	35.7%
繊維工業	14件	4.5%	繊維・衣服・身の回り品小売業	7件	2.8%	通信業	2件	14.3%
窯業・土石製品製造業	12件	3.9%	繊維・衣服等卸売業	6件	2.4%	合計	14件	100%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	12件	3.9%	飲食料品小売業	5件	2.0%	サービス業 (7件) の内訳		
パルプ・紙・紙加工品製造業	12件	3.9%	合計	246件	100%	業種	件数	割合
はん用機械器具製造業	12件	3.9%	複合サービス事業 (75件) の内訳			機械等修理業	3件	42.9%
その他	55件	17.9%	業種	件数	割合	廃棄物処理業	3件	42.9%
合計	308件	100%	協同組合	75件	100%	その他	1件	14.3%
			合計	75件	100%	合計	7件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

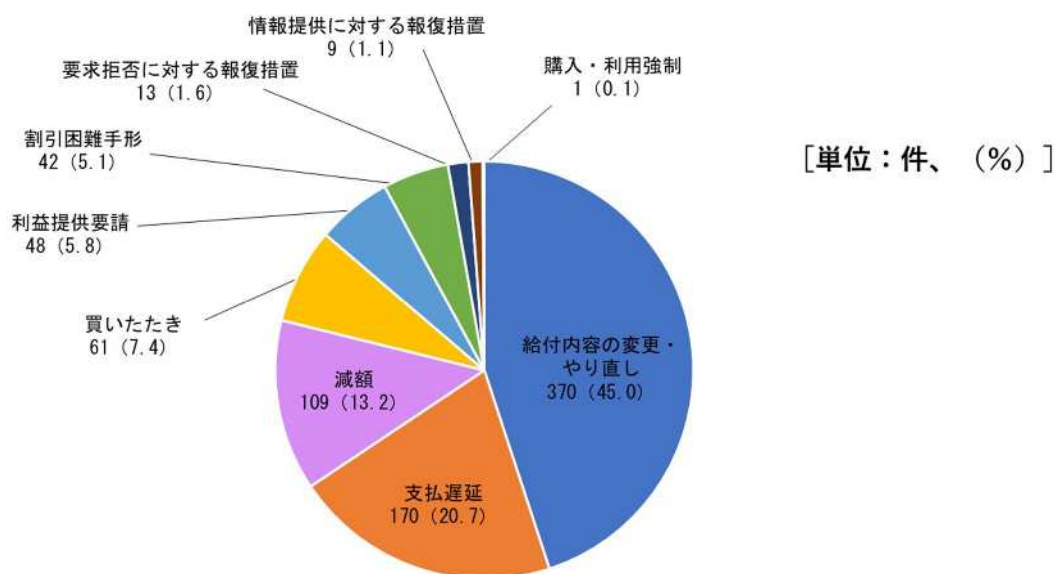
56

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

② 荷主からの回答【行為類型別の内訳】



荷主(712件)から回答があった違反行為類型823件について、行為類型別の内訳をみると、下図のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、違反行為類型に係る回答全体(823件)に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

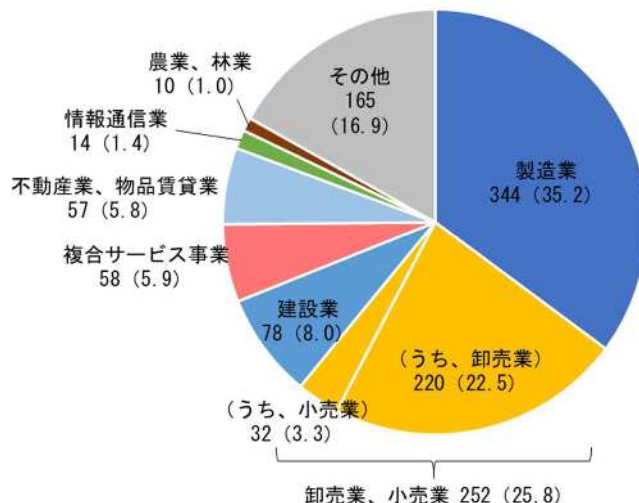
2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

③ 物流事業者からの回答【全ての違反行為類型】



- ・ 物流事業者に対し、物流特殊指定における全ての違反行為類型（買いたたき、支払遅延、減額等）について、問題につながるおそれのある行為の状況等を確認したところ、当該行為について回答があったのは978件（物流事業者が複数の調査対象荷主から問題につながるおそれのある行為を受けた旨回答した場合、複数の荷主の行為をそれぞれ1件としてカウントしている。以下同じ。）であった。
- ・ 回答があった978件の取引先荷主を業種別（大分類）にみると、下図のとおり。

[単位：件、（％）]



（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。

（注2）（ ）内の数値は、違反行為類型のいずれか1つ以上に該当する物流事業者からの回答全体（978件）に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とにならない。

58

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

③ 物流事業者からの回答【全ての違反行為類型】



回答があった978件の取引先荷主を業種別（中分類）にみると、下表のとおり。

製造業（344件）の内訳			卸売業、小売業（252件）の内訳			複合サービス事業（58件）の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
食料品製造業	60件	17.4%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	59件	23.4%	協同組合	58件	100%
パルプ・紙・紙加工品製造業	38件	11.0%	機械器具卸売業	56件	22.2%	合計	58件	100%
窯業・土石製品製造業	33件	9.6%	飲食品卸売業	43件	17.1%	不動産業、物品賃貸業（57件）の内訳		
化学工業	27件	7.8%	その他の卸売業	32件	12.7%	業種	件数	割合
金属製品製造業	19件	5.5%	各種商品卸売業	23件	9.1%	物品賃貸業	57件	100%
プラスチック製品製造業	18件	5.2%	機械器具小売業	13件	5.2%	合計	57件	100%
印刷・関連産業	17件	4.9%	各種商品小売業	10件	4.0%	情報通信業（14件）の内訳		
飲料・たばこ・飼料製造業	17件	4.9%	繊維・衣服等卸売業	7件	2.8%	業種	件数	割合
電気機械器具製造業	15件	4.4%	その他の小売業	6件	2.4%	映像・音声・文字情報制作業	12件	85.7%
生産用機械器具製造業	13件	3.8%	飲食品小売業	2件	0.8%	通信業	2件	14.3%
鉄鋼業	13件	3.8%	その他	1件	0.4%	合計	14件	100%
木材・木製品製造業	10件	2.9%	合計	252件	100%	農業、林業（10件）の内訳		
非鉄金属製造業	9件	2.6%	建設業（78件）の内訳			業種	件数	割合
はん用機械器具製造業	8件	2.3%	業種	件数	割合	林業	9件	90.0%
その他	47件	13.7%	総合工事業	56件	71.8%	その他	1件	10.0%
合計	344件	100%	設備工事業	18件	23.1%	合計	10件	100%
			職別工事業	4件	5.1%			
			合計	78件	100%			

（注1）業種は、日本標準産業分類中分類による。

（注2）小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とにならない。

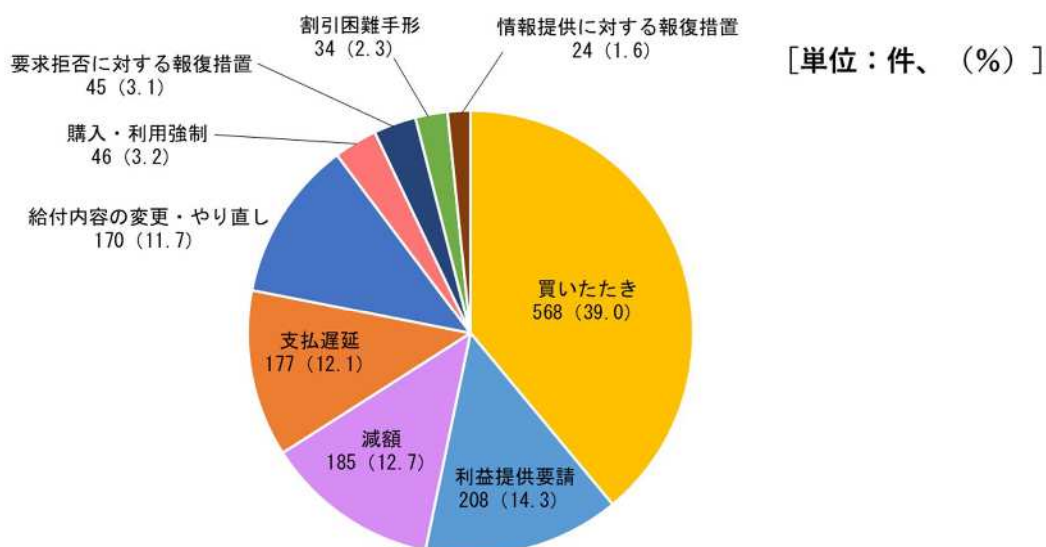
59

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

④ 物流事業者からの回答【行為類型別の内訳】



物流事業者から回答があった違反行為類型1,457件について、行為類型別の内訳をみると、下図のとおり。



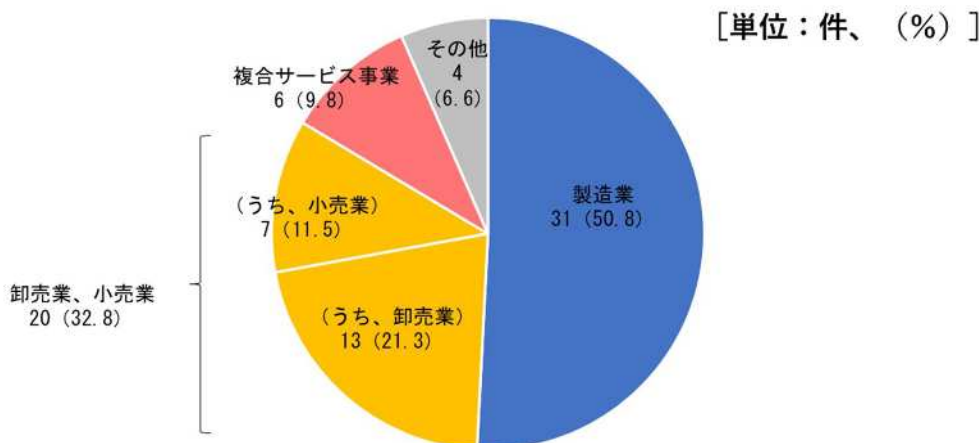
(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、違反行為類型に係る回答全体 (1,457件) に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑤ 荷主からの回答【買いたたき】

- 荷主に対し、運賃・料金又は保管料の額(以下「運賃等」という。)の決定方法等について確認したところ、
 - ①自社の予算を基準にして一方的に決定した
 - ②一部の物流事業者と協議して決めた運賃等をその他の物流事業者の運賃等として一方的に決定した
 - ③運賃等の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた
 - ④(物流事業者からの引上げ要請に対し)協議に一切応じなかった又は協議には応じたが、一方的に従来どおりに運賃等を据え置いた
 - ⑤運賃等について消費税相当分(10%)の全額を上乗せした金額にしていない
 との回答があったのは61件であった。
- 回答があった61件の荷主を業種別(大分類)にみると、下図のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、買いたたきに該当する荷主からの回答全体(61件)に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とにならない。

61

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑤ 荷主からの回答【買いたたき】

回答があった61件の荷主を業種別(中分類)にみると、下表のとおり。

製造業 (31件) の内訳			卸売業、小売業 (20件) の内訳			複合サービス事業 (6件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
印刷・同関連業	7件	22.6%	建筑材料、鉱物・金属材料等卸売業	5件	25.0%	協同組合	6件	100%
化学工業	5件	16.1%	機械器具卸売業	4件	20.0%	合計	6件	100%
食料品製造業	4件	12.9%	その他の小売業	3件	15.0%			
窯業・土石製品製造業	3件	9.7%	飲食料品小売業	3件	15.0%			
プラスチック製品製造業	2件	6.5%	飲食料品卸売業	2件	10.0%			
金属製品製造業	2件	6.5%	その他	3件	15.0%			
その他	8件	25.8%	合計	20件	100%			
合計	31件	100%						

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とにならない。

62

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑤ 荷主からの回答【買いたたき】



物流事業者から運賃等の引上げを求められたとする荷主に対し、物流事業者から告げられた引上げの理由を確認したところ、回答があった39件(重複回答を含む。)の荷主を、回答ごとに業種別(大分類・中分類)にみると、下表のとおり。

① 労務費（最低賃金）の引上げのため と回答（17件）		
大分類	件数	割合
中分類		
製造業	7件	41.2%
食料品製造業	3件	17.6%
その他	4件	23.5%
卸売業、小売業	6件	35.3%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2件	11.8%
飲食料品小売業	2件	11.8%
その他	2件	11.8%
複合サービス業	3件	17.6%
協同組合	3件	17.6%
その他	1件	5.9%
その他	1件	5.9%
合計	17件	100%

② 燃料価格の上昇のため と回答（22件）		
大分類	件数	割合
中分類		
製造業	12件	54.5%
食料品製造業	3件	13.6%
金属製品製造業	2件	9.1%
窯業・土石製品製造業	2件	9.1%
プラスチック製品製造業	2件	9.1%
その他	3件	13.6%
卸売業、小売業	6件	27.3%
飲食料品小売業	2件	9.1%
その他	4件	18.2%
複合サービス業	3件	13.6%
協同組合	3件	13.6%
その他	1件	4.5%
その他	1件	4.5%
合計	22件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類による。

(注2) 件数の「合計」欄は、大分類、中分類それぞれの件数の合計となっている。

(注3) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、大分類に係る割合の数字と中分類に係る割合の数字の合計は必ずしも一致しない。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

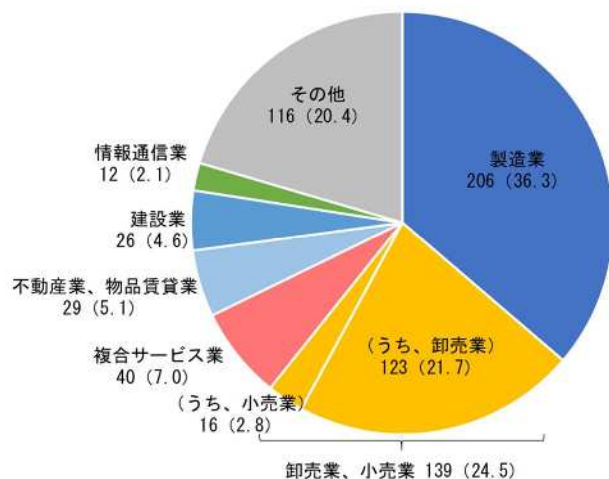
2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑥ 物流事業者からの回答【買いたたき】



- ・ 物流事業者に対し、運賃等の決定方法等について確認したところ、
 - ①荷主は、運賃等を物流事業者と協議することなく一方的に決定した
 - ②荷主は、運賃等を物流事業者と協議はしたが、一方的に決定した
 - ③荷主は、消費税相当分(10%)の全部又は一部を上乗せせずに運賃等を決定したことがある
 との回答があったのは568件であった。
- ・ 回答があった568件の取引先荷主を業種別(大分類)にみると、下図のとおり。

[単位：件、(％)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、買いたたきに該当する物流事業者からの回答全体(568件)に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑥ 物流事業者からの回答【買いたたき】



回答があった568件の取引先荷主を業種別(中分類)にみると、下表のとおり。

製造業(206件)の内訳			卸売業、小売業(139件)の内訳			不動産業、物品賃貸業(29件)の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
食品製造業	36件	17.5%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	33件	23.7%	物品賃貸業	29件	100%
パルプ・紙・紙加工品製造業	31件	15.0%	機械器具卸売業	31件	22.3%	合計	29件	100%
窯業・土石製品製造業	17件	8.3%	飲食料品卸売業	23件	16.5%			
化学工業	13件	6.3%	その他の卸売業	22件	15.8%			
金属製品製造業	13件	6.3%	各種商品卸売業	9件	6.5%			
印刷・同関連業	11件	5.3%	機械器具小売業	7件	5.0%			
飲料・たばこ・飼料製造業	11件	5.3%	各種商品小売業	7件	5.0%			
電気機械器具製造業	10件	4.9%	繊維・衣服等卸売業	5件	3.6%			
プラスチック製品製造業	8件	3.9%	その他の小売業	2件	1.4%			
生産用機械器具製造業	6件	2.9%	合計	139件	100%			
非鉄金属製造業	6件	2.9%						
はん用機械器具製造業	5件	2.4%						
木材・木製品製造業	5件	2.4%						
その他	34件	16.5%						
合計	206件	100%						

複合サービス事業(40件)の内訳			建設業(26件)の内訳			情報通信業(12件)の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
協同組合	40件	100%	総合工事業	18件	69.2%	映像・音声・文字情報制作業	10件	83.3%
合計	40件	100%	設備工事業	6件	23.1%	通信業	2件	16.7%
			職別工事業	2件	7.7%	合計	12件	100%
			合計	26件	100%			

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑥ 物流事業者からの回答【買いたたき】



公正取引委員会

荷主に運賃等の引上げを求めたが満額の引上げが受け入れられなかったとする物流事業者に対し、荷主から告げられた理由を確認したところ、回答があった373件(重複回答を含む。)の取引先荷主を、回答ごとに業種別(大分類・中分類)にみると、下表のとおり。

①荷主の予算の制約があるためと回答 (153件)		
大分類	件数	割合
中分類		
製造業	65件	42.5%
食料品製造業	14件	9.2%
窯業・土石製品製造業	6件	3.9%
生産用機械器具製造業	5件	3.3%
金属製品製造業	5件	3.3%
パルプ・紙・紙加工品製造業	4件	2.6%
情報通信機械器具製造業	4件	2.6%
化学工業	4件	2.6%
電気機械器具製造業	3件	2.0%
繊維工業	3件	2.0%
輸送用機械器具製造業	2件	1.3%
プラスチック製品製造業	2件	1.3%
非鉄金属製造業	2件	1.3%
飲料・たばこ・飼料製造業	2件	1.3%
印刷・同関連業	2件	1.3%
ゴム製品製造業	2件	1.3%
その他	5件	3.3%

卸売業、小売業	46件	30.1%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	13件	8.5%
飲食品卸売業	8件	5.2%
機械器具卸売業	6件	3.9%
その他の卸売業	6件	3.9%
各種商品小売業	5件	3.3%
繊維・衣服等卸売業	3件	2.0%
各種商品卸売業	3件	2.0%
機械器具小売業	2件	1.3%
不動産業、物品賃貸業	6件	3.9%
物品賃貸業	6件	3.9%
建設業	5件	3.3%
総合工事業	4件	2.6%
その他	1件	0.7%
複合サービス事業	5件	3.3%
協同組合	5件	3.3%
情報通信業	4件	2.6%
映像・音声・文字情報制作業	3件	2.0%
その他	1件	0.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	3件	2.0%
電気業	2件	1.3%
その他	1件	0.7%
その他	19件	12.4%
その他	19件	12.4%
合計	153件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類による。

(注2) 件数の「合計」欄は、大分類、中分類それぞれの件数の合計となっている。

(注3) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、大分類に係る割合の数字と中分類に係る割合の数字の合計は必ずしも一致しない。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

66

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑥ 物流事業者からの回答【買いたたき】



公正取引委員会

②最終需要者への転嫁が困難であるためと回答 (87件)		
大分類	件数	割合
中分類		
製造業	31件	35.6%
食料品製造業	8件	9.2%
パルプ・紙・紙加工品製造業	4件	4.6%
飲料・たばこ・飼料製造業	4件	4.6%
窯業・土石製品製造業	3件	3.4%
金属製品製造業	2件	2.3%
石油製品・石炭製品製造業	2件	2.3%
鉄鋼業	2件	2.3%
印刷・同関連業	2件	2.3%
その他	4件	4.6%
卸売業、小売業	21件	24.1%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	7件	8.0%
その他の卸売業	4件	4.6%
飲食品卸売業	3件	3.4%
機械器具卸売業	2件	2.3%
各種商品小売業	2件	2.3%
各種商品卸売業	2件	2.3%
その他	1件	1.1%

複合サービス事業	16件	18.4%
協同組合	16件	18.4%
不動産業、物品賃貸業	3件	3.4%
物品賃貸業	3件	3.4%
建設業	3件	3.4%
総合工事業	2件	2.3%
その他	1件	1.1%
その他	13件	14.9%
その他	13件	14.9%
合計	87件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類による。

(注2) 件数の「合計」欄は、大分類、中分類それぞれの件数の合計となっている。

(注3) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、大分類に係る割合の数字と中分類に係る割合の数字の合計は必ずしも一致しない。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

67

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑥ 物流事業者からの回答【買いたたき】



③ 自社（物流事業者）より低い水準の運賃等を提示する 他の物流事業者が存在するためと回答（133件）		
大分類	件数	割合
中分類		
製造業	51件	38.3%
金属製品製造業	7件	5.3%
パルプ・紙・紙加工品製造業	6件	4.5%
プラスチック製品製造業	4件	3.0%
食料品製造業	3件	2.3%
印刷・同関連業	3件	2.3%
窯業・土石製品製造業	3件	2.3%
生産用機械器具製造業	3件	2.3%
化学工業	3件	2.3%
木材・木製品製造業	2件	1.5%
飲料・たばこ・飼料製造業	2件	1.5%
はん用機械器具製造業	2件	1.5%
電気機械器具製造業	2件	1.5%
輸送用機械器具製造業	2件	1.5%
繊維工業	2件	1.5%
その他	7件	5.3%

卸売業、小売業	35件	26.3%
機械器具卸売業	7件	5.3%
その他の卸売業	7件	5.3%
各種商品卸売業	5件	3.8%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	4件	3.0%
各種商品小売業	4件	3.0%
飲食料品卸売業	3件	2.3%
繊維・衣服等卸売業	2件	1.5%
機械器具小売業	2件	1.5%
その他	1件	0.8%
建設業	10件	7.5%
総合工事業	9件	6.8%
その他	1件	0.8%
不動産業、物品賃貸業	8件	6.0%
物品賃貸業	8件	6.0%
複合サービス事業	8件	6.0%
協同組合	8件	6.0%
情報通信業	3件	2.3%
映像・音声・文字情報制作業	2件	1.5%
その他	1件	0.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	3件	2.3%
電気業	3件	2.3%
その他	15件	11.3%
その他	15件	11.3%
合計	133件	100%

（注1）業種は、日本標準産業分類による。

（注2）件数の「合計」欄は、大分類、中分類それぞれの件数の合計となっている。

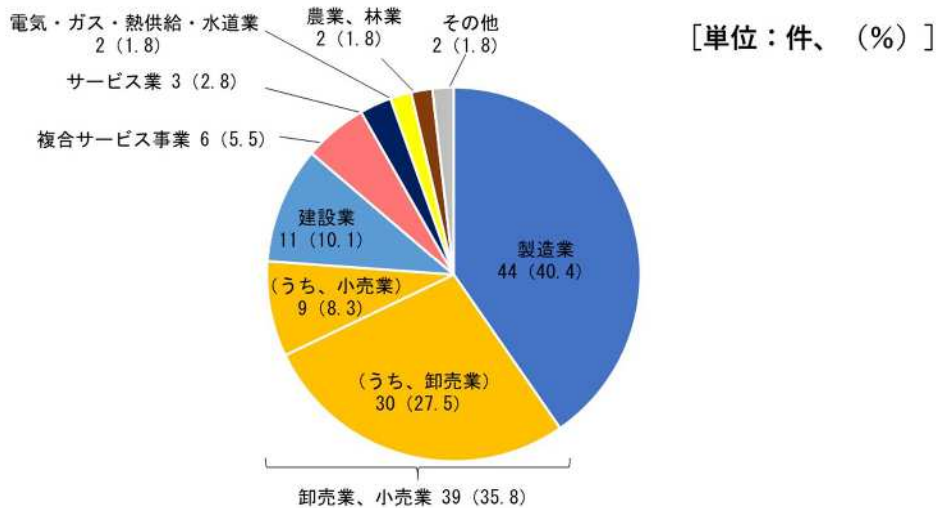
（注3）小数点以下第2位を四捨五入しているため、大分類に係る割合の数字と中分類に係る割合の数字の合計は必ずしも一致しない。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑦ 荷主からの回答【減額】



- ・ 荷主に対し、運賃等の減額について確認したところ、
 - ① 物流事業者には責任がないのに、運賃等から一定率(又は一定額)を差し引いて支払ったことがある
 - ② 運賃等から消費税相当分(10%)の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払ったことがある
 - ③ 物流事業者と合意せずに金融機関の振込手数料を運賃等から差し引いて支払ったことがある
 - ④ 運賃等の改定日より前に発注したものについても、合意した(引き下げた)新しい運賃等で支払ったことがある
 との回答があったのは109件であった。
- ・ 回答があった109件の荷主を業種別(大分類)にみると、下図のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、減額に該当する荷主からの回答全体(109件)に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑦ 荷主からの回答【減額】



回答があった109件の荷主を業種別(中分類)にみると、下表のとおり。

製造業(44件)の内訳			卸売業、小売業(39件)の内訳			複合サービス事業(6件)の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
食料品製造業	6件	13.6%	機械器具卸売業	13件	33.3%	協同組合	6件	100%
繊維工業	5件	11.4%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	10件	25.6%	合計	6件	100%
窯業・土石製品製造業	4件	9.1%	その他の小売業	6件	15.4%	サービス業(3件)の内訳		
生産用機械器具製造業	4件	9.1%	その他の卸売業	3件	7.7%	業種	件数	割合
その他の製造業	4件	9.1%	飲食料品卸売業	2件	5.1%	機械等修理業	2件	66.7%
金属製品製造業	3件	6.8%	織物・衣服・身の回り品小売業	2件	5.1%	その他	1件	33.3%
パルプ・紙・紙加工品製造業	2件	4.5%	その他	3件	7.7%	合計	3件	100%
電気機械器具製造業	2件	4.5%	合計	39件	100%	電気・ガス・熱供給・水道業(2件)の内訳		
情報通信機械器具製造業	2件	4.5%	建設業(11件)の内訳			業種	件数	割合
輸送用機械器具製造業	2件	4.5%	業種	件数	割合	電気業	2件	100%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2件	4.5%	総合工事業	9件	81.8%	合計	2件	100%
その他	8件	18.2%	その他	2件	18.2%	農業、林業(2件)の内訳		
合計	44件	100%	合計	11件	100%	業種	件数	割合
						農業	2件	100%
						合計	2件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

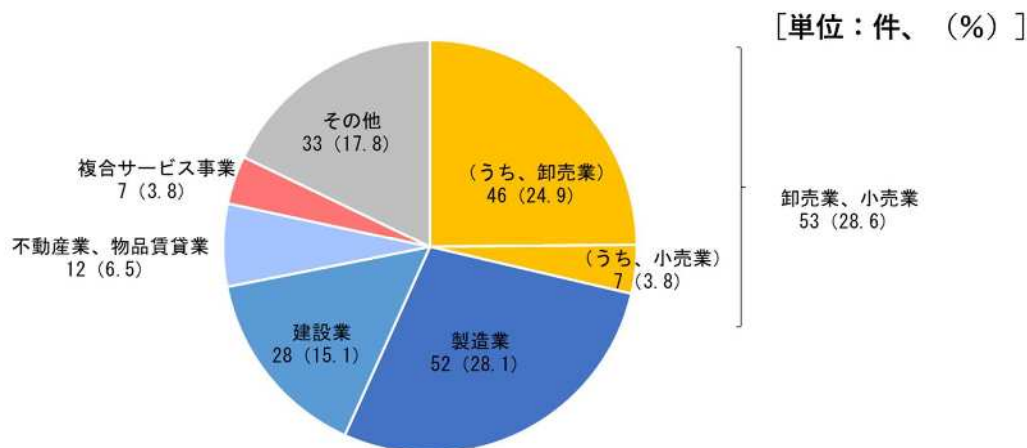
(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑧ 物流事業者からの回答【減額】



- 物流事業者に対し、運賃等の減額について確認したところ、
 - ① 荷主は、物流事業者に責任がないにもかかわらず、運賃等から一定率(又は一定額)を差し引いて支払ったことがある
 - ② 荷主は、運賃等から消費税相当分(10%)の全部又は一部を差し引いたことがある
 - ③ 運賃等の支払方法が手形払の場合に、物流事業者が希望していないにもかかわらず、荷主は、現金で支払うことを理由に運賃等を減じて支払ったことがある
 - ④ 荷主は、物流事業者との合意なしに、金融機関への振込手数料を運賃等から差し引いたことがある
 - ⑤ 荷主は、運賃等の引下げに合意した際、既に発注済みのものにまで、引き下げた新しい運賃等を適用したことがある
 との回答があったのは185件であった。
- 回答があった185件の取引先荷主を業種別(大分類)にみると、下図のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、減額に該当する物流事業者からの回答全体(185件)に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

71

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑧ 物流事業者からの回答【減額】



回答があった185件の取引先荷主を業種別(中分類)にみると、下表のとおり。

卸売業、小売業 (53件) の内訳			製造業 (52件) の内訳			建設業 (28件) の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	14件	26.4%	窯業・土石製品製造業	9件	17.3%	総合工事業	23件	82.1%
機械器具卸売業	13件	24.5%	プラスチック製品製造業	9件	17.3%	設備工事業	4件	14.3%
飲食料品卸売業	11件	20.8%	食品製造業	4件	7.7%	その他	1件	3.6%
各種商品卸売業	4件	7.5%	非鉄金属製造業	3件	5.8%	合計	28件	100%
機械器具小売業	4件	7.5%	木材・木製品製造業	3件	5.8%	不動産業、物品賃貸業 (12件) の内訳		
その他の卸売業	3件	5.7%	家具・装備品製造業	3件	5.8%	業種	件数	割合
各種商品小売業	2件	3.8%	印刷・同関連業	3件	5.8%	物品賃貸業	12件	100%
その他	2件	3.8%	石油製品・石炭製品製造業	3件	5.8%	合計	12件	100%
合計	53件	100%	化学工業	2件	3.8%	複合サービス事業 (7件) の内訳		
			金属製品製造業	2件	3.8%	業種	件数	割合
			飲料・たばこ・飼料製造業	2件	3.8%	協同組合	7件	100%
			その他の製造業	2件	3.8%	合計	7件	100%
			その他	7件	13.5%			
			合計	52件	100%			

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

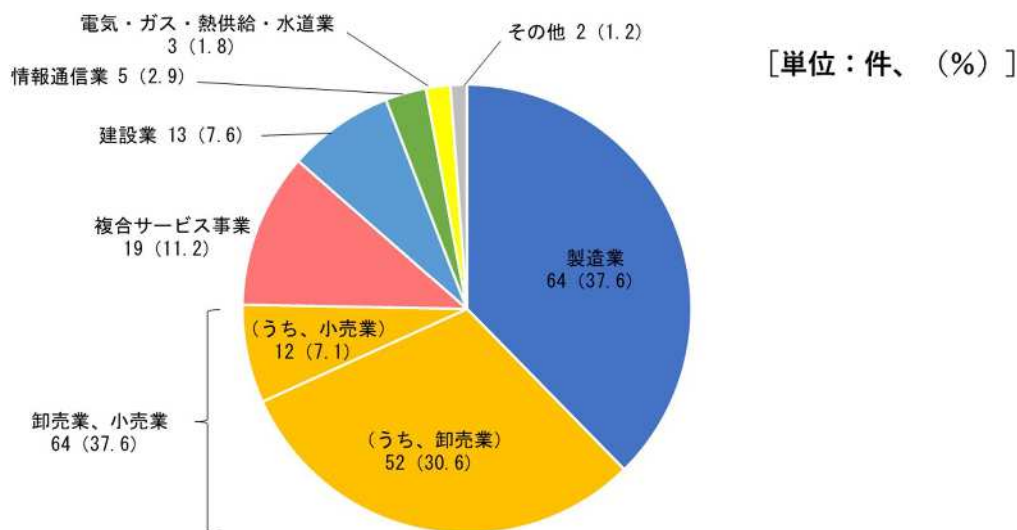
72

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑨ 荷主からの回答【支払遅延】



- ・ 荷主に対し、運賃等の支払方法について確認したところ、「物流事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた支払日より後に運賃等を支払ったことがある」との回答があったのは170件であった。
- ・ 回答があった170件の荷主を業種別(大分類)にみると、下図のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、支払遅延に該当する荷主からの回答全体(170件)に占める比率である。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

73

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑨ 荷主からの回答【支払遅延】



回答があった170件の荷主を業種別(中分類)にみると、下表のとおり。

製造業(64件)の内訳			卸売業、小売業(64件)の内訳			建設業(13件)の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
生産用機械器具製造業	8件	12.5%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	22件	34.4%	総合工事業	10件	76.9%
食料品製造業	7件	10.9%	機械器具卸売業	13件	20.3%	設備工事業	2件	15.4%
化学工業	7件	10.9%	各種商品卸売業	7件	10.9%	その他	1件	7.7%
輸送用機械器具製造業	5件	7.8%	飲食料品卸売業	6件	9.4%	合計	13件	100%
はん用機械器具製造業	5件	7.8%	織物・衣服・身の回り品小売業	5件	7.8%	情報通信業(5件)の内訳		
パルプ・紙・紙加工品製造業	4件	6.3%	その他の卸売業	3件	4.7%	業種	件数	割合
金属製品製造業	3件	4.7%	機械器具小売業	3件	4.7%	放送業	2件	40.0%
電気機械器具製造業	3件	4.7%	各種商品小売業	3件	4.7%	映像・音声・文字情報制作業	2件	40.0%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3件	4.7%	その他	2件	3.1%	その他	1件	20.0%
印刷・関連連業	3件	4.7%	合計	64件	100%	合計	5件	100%
木材・木製品製造業	3件	4.7%	複合サービス事業(19件)の内訳			電気・ガス・熱供給・水道業(3件)の内訳		
その他	13件	20.3%	業種	件数	割合	業種	件数	割合
合計	64件	100%	協同組合	19件	100%	電気業	3件	100%
			合計	19件	100%	合計	3件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

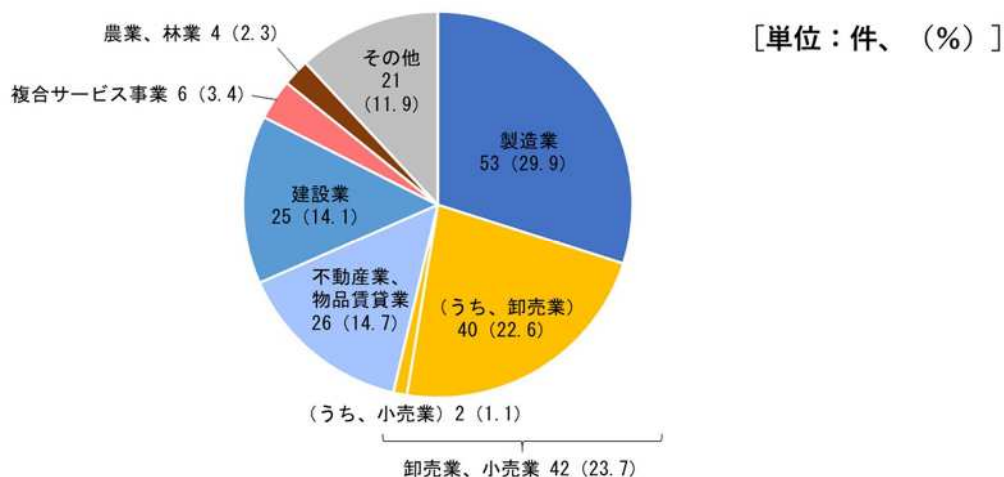
74

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑩ 物流事業者からの回答【支払遅延】



- ・ 物流事業者に対し、運賃等の支払について確認したところ、
 - ①荷主は、物流事業者と合意なしに、支払期日が金融機関の休業日だったとして、支払期日までに運賃等を支払わなかった
 - ②荷主は、事務処理が遅れたとして、支払期日までに運賃等を支払わなかった
 - ③荷主は、物流事業者が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに運賃等を支払わなかった
 - ④荷主は、①～③以外の理由で、物流事業者に責任がないにもかかわらず、支払期日までに運賃等を支払わなかった
 - ⑤荷主は、決済期間が4か月を超える一括決済方式又は電子記録債権で支払ったことがある。
- ・ 以上の回答があったのは177件であった。
- ・ 回答があった177件の取引先荷主を業種別(大分類)にみると、下図のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は、支払遅延に該当する物流事業者からの回答全体(177件)に占める比率である。

また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

75

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

⑩ 物流事業者からの回答【支払遅延】



回答があった177件の取引先荷主を業種別(中分類)にみると、下表のとおり。

製造業(53件)の内訳			卸売業、小売業(42件)の内訳			建設業(25件)の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
化学工業	11件	20.8%	飲食料品卸売業	15件	35.7%	総合工事業	18件	72.0%
食料品製造業	8件	15.1%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	11件	26.2%	設備工事業	5件	20.0%
木材・木製品製造業	4件	7.5%	各種商品卸売業	7件	16.7%	職別工事業	2件	8.0%
はん用機械器具製造業	4件	7.5%	機械器具卸売業	5件	11.9%	合計	25件	100%
窯業・土石製品製造業	4件	7.5%	その他の小売業	2件	4.8%	複合サービス事業(6件)の内訳		
生産用機械器具製造業	4件	7.5%	その他	2件	4.8%	業種	件数	割合
金属製品製造業	3件	5.7%	合計	42件	100%	協同組合	6件	100%
プラスチック製品製造業	3件	5.7%	不動産業、物品賃貸業(26件)の内訳			合計	6件	100%
パルプ・紙・紙加工品製造業	2件	3.8%	業種	件数	割合	農業、林業(4件)の内訳		
輸送用機械器具製造業	2件	3.8%	物品賃貸業	26件	100%	業種	件数	割合
繊維工業	2件	3.8%	合計	26件	100%	林業	4件	100%
その他	6件	11.3%	農業、林業(4件)の内訳			合計	4件	100%
合計	53件	100%						

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

76

第1 法執行により明らかとなった違反行為等の業種分析

（令和3年度における処理状況（実績）、業種別状況、事例等）

1 下請法

2 独占禁止法－荷主と物流事業者との取引に関する調査

(1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

(2) 問題につながるおそれのある事例

(3) 調査結果に基づく取組

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (2) 問題につながるおそれのある事例



買ったとき

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例
大分類	中分類	
製造業	窯業・土石製品製造業	荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応じなかった。
製造業	化学工業	荷主は、物流事業者に対し、自社の経営が苦しいことを理由に「協力依頼」と称して一方的に運賃を引き下げた。
製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	荷主は、運送業務の再委託先からの求めに応じて再委託運賃を引き上げようとした物流事業者から、運賃の引上げを要望されたにもかかわらず、十分に協議することなく引上げを拒否した。
建設業	設備工事業	荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、最初（40～50年前）に契約した金額を継続して据え置いている。
卸売業、小売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたにもかかわらず、義務ではないことを理由に引上げに応じなかった。
卸売業、小売業	機械器具卸売業	荷主は、物流事業者に対し、20年前に用いていた単価表の価格まで運賃を引き下げてもらいたいと主張し、一方的に運賃を引き下げた。
卸売業、小売業	機械器具小売業	荷主は、物流事業者に対し、努力すれば人件費を更に削減できだろうと主張し、一方的に運賃を引き下げた。
運輸業、郵便業	水運業	荷主は、物流事業者から複数回にわたり運賃交渉を求められたにもかかわらず、一度も返答せず交渉に応じなかった。

（注）業種は、日本標準産業分類による。

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (2) 問題につながるおそれのある事例

減額

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例
大分類	中分類	
製造業	非鉄金属製造業	荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払額から一律 5 % 減じた金額を支払っていた。
製造業	プラスチック製品製造業	荷主は、運賃を現金振込の方法で支払うにもかかわらず、「手形割引料」の名目で一定額を差し引いて支払っていた。
建設業	総合工事業	荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払代金に千円単位の端数があった場合、当該端数を切り捨てて支払っていた。
不動産業、物品賃貸業	物品賃貸業	荷主は、物流事業者に対し、「手数料」と称して毎月の支払代金から 5 % 分を差し引いて支払っていた。
複合サービス事業	協同組合	荷主は、物流事業者から請求された運賃から「キックバック」として 1.5 % 分を差し引いて支払っていた。
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	荷主は、毎月の支払の際に、物流事業者との間であらかじめ定めた算出方法と異なる方法を用いて本来よりも少ない金額を算出し、当該金額を支払っていた。
運輸業、郵便業	運輸に附帯するサービス業	荷主は、物流事業者から請求を受けた高速道路料金について、独自の基準で割り引いた金額を支払った。
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業	荷主は、物流事業者との間で、時間単位で運賃を算定する旨取り決めていたにもかかわらず、毎月の支払の際に、車両 1 台ごとに一定の時間（数十時間）分を控除して算定した金額を支払っていた。

(注) 業種は、日本標準産業分類による。

79

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (2) 問題につながるおそれのある事例

支払遅延

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例
大分類	中分類	
製造業	家具・装備品製造業	荷主は、社内連絡が滞ったことによる事務処理の遅れが原因で、物流事業者への支払が本来の支払月よりも 1 か月遅れた。
卸売業、小売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	荷主は、社内の事務処理に誤りがあったことが原因で、支払期限までに物流事業者へ支払ができなかった。
卸売業、小売業	各種商品卸売業	荷主は、社内の会計処理に遅れが生じたため、支払期限までに物流事業者へ支払ができなかった。
卸売業、小売業	繊維・衣服等卸売業	荷主は、物流事業者からの請求書の処理を担当する者が海外出張のため長期不在となったことが原因で、支払期限までに物流事業者へ支払ができなかった。
建設業	総合工事業	荷主は、自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者への支払を遅らせた。
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	荷主は、物流事業者に対して、本来は 12 月に支払うべき運賃について、社内の会計処理が間に合わないことを理由として、支払を翌年 1 月に遅らせた。
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	荷主は、物流事業者との間で、末日締め、翌月末支払の支払条件を定めていたにもかかわらず、物流事業者と協議することなく、末日に締めた分の運賃を翌々月に支払っていた。
農業、林業	林業	荷主は、物流事業者に対し、運送の作業を行わせた日から最長で 10 か月後に支払ったことがあった。

(注) 業種は、日本標準産業分類による。

80

第1 法執行により明らかとなった違反行為等の業種分析

(令和3年度における処理状況(実績)、業種別状況、事例等)

1 下請法

2 独占禁止法－荷主と物流事業者との取引に関する調査

(1) 問題につながるおそれのある行為に係る業種別分析

(2) 問題につながるおそれのある事例

(3) 調査結果に基づく取組

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査 (3) 調査結果に基づく取組



- ・ 本件調査の結果を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案について、荷主19名に対し立入調査を実施した。あわせて、荷主641名に対し具体的な懸念事項を明示した文書（注意喚起文書）の送付を行った（令和4年4月末時点）。当該荷主641名の①業種別内訳（大分類・中分類）及び②行為類型別内訳は下表のとおり。
- ・ 今後も、荷主と物流事業者との取引に関する調査を継続して実施していく。

①注意喚起文書を送付した荷主 (641名)の業種別内訳			
大分類	中分類	荷主数	割合
製造業		280名	43.7%
	食料品製造業	35名	5.5%
	生産用機械器具製造業	31名	4.8%
	化学工業	30名	4.7%
	金属製品製造業	20名	3.1%
	電気機械器具製造業	15名	2.3%
	輸送用機械器具製造業	15名	2.3%
	プラスチック製品製造業	14名	2.2%
	繊維工業	13名	2.0%
	印刷・同関連業	12名	1.9%
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	12名	1.9%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	11名	1.7%
	窯業・土石製品製造業	10名	1.6%
	はん用機械器具製造業	10名	1.6%
	木材・木製品製造業	8名	1.2%
	家具・装備品製造業	8名	1.2%
	飲料・たばこ・飼料製造業	7名	1.1%
	非鉄金属製造業	7名	1.1%
	その他の製造業	7名	1.1%
	鉄鋼業	5名	0.8%
	業務用機械器具製造業	4名	0.6%
	情報通信機械器具製造業	4名	0.6%
	ゴム製品製造業	2名	0.3%

卸売業、小売業	220名	34.3%
建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	60名	9.4%
機械器具卸売業	46名	7.2%
その他の卸売業	30名	4.7%
飲食料品卸売業	27名	4.2%
その他の小売業	12名	1.9%
機械器具小売業	11名	1.7%
各種商品卸売業	9名	1.4%
各種商品小売業	8名	1.2%
繊維・衣服・身の回り品小売業	7名	1.1%
繊維・衣服等卸売業	5名	0.8%
飲食料品小売業	5名	0.8%
複合サービス事業	68名	10.6%
協同組合	68名	10.6%
建設業	34名	5.3%
総合工事業	21名	3.3%
設備工事業	9名	1.4%
職別工事業	4名	0.6%
情報通信業	12名	1.9%
放送業	7名	1.1%
映像・音声・文字情報制作業	3名	0.5%
通信業	2名	0.3%
不動産業、物品賃貸業	6名	0.9%
物品賃貸業	6名	0.9%

(注1) 業種は、日本標準産業分類による。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、大分類に係る割合の数字と中分類に係る割合の数字の合計は必ずしも一致しない。

①注意喚起文書を送付した荷主 (641名)の業種別内訳		
大分類	荷主数	割合
中分類		
サービス業	6名	0.9%
機械等修理業	3名	0.5%
廃棄物処理業	2名	0.3%
その他	1名	0.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	5名	0.8%
電気業	5名	0.8%
農業、林業	3名	0.5%
農業	3名	0.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	2名	0.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	2名	0.3%
その他	5名	0.8%
その他	5名	0.8%
合計	641名	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類による。

(注2) 荷主数の「合計」欄は、大分類、中分類それぞれの荷主数の合計となっている。

(注3) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、大分類に係る割合の数字と中分類に係る割合の数字の合計は必ずしも一致しない。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とにならない。

②注意喚起文書を送付した荷主 (641名)の行為類型別内訳		
行為類型	件数	割合
不当な給付内容の変更及びやり直し	351件	47.6%
代金の支払遅延	161件	21.8%
代金の減額	92件	12.5%
不当な経済上の利益の提供要請	44件	6.0%
割引困難手形の交付	38件	5.2%
買いたたき	26件	3.5%
報復措置	21件	2.8%
その他	4件	0.5%
合計	737件	100%

(注1) 複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は上記荷主数641名とは一致しない。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とにならない。

第2 執行強化に関連する取組

- 1 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査 【公正取引委員会】
- 2 「違反行為情報提供フォーム」に寄せられた情報 【公正取引委員会・中小企業庁】
- 3 下請かけこみ寺や「原油価格上昇に関する特別相談窓口」における価格転嫁に関する相談内容を端緒情報とした下請Gメンヒアリング 【中小企業庁】

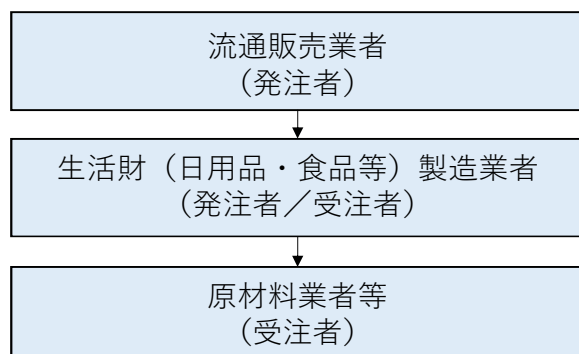
1 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査



- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」では、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、令和3年度内に選定を行い、令和4年度に緊急調査を実施することとされた。
- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、関係省庁からの情報提供や要請等を踏まえ、発注者側・受注者側の両面の立場があることを整理し、サプライチェーンのつながりに基づき、緊急調査の中心となる対象業種として22業種を選定した。

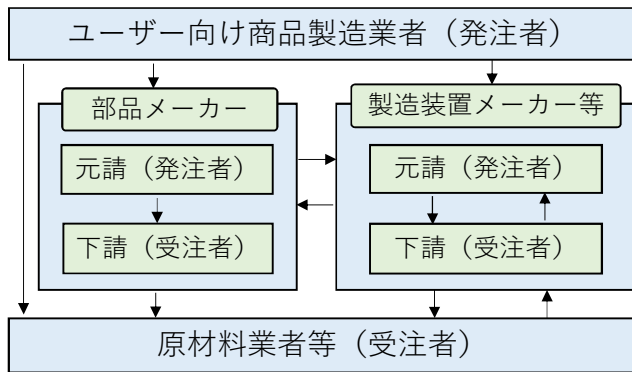
サプライチェーン・バリューチェーン全体の価格転嫁の構造

類型1 生活・暮らしを支え、豊かにする各種商品を製造・販売する生活関連のサプライチェーンを構築しているもの



中心となる対象業種
食料品製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業
印刷・同関連業
各種商品卸売業
飲食料品卸売業
各種商品小売業
飲食料品小売業

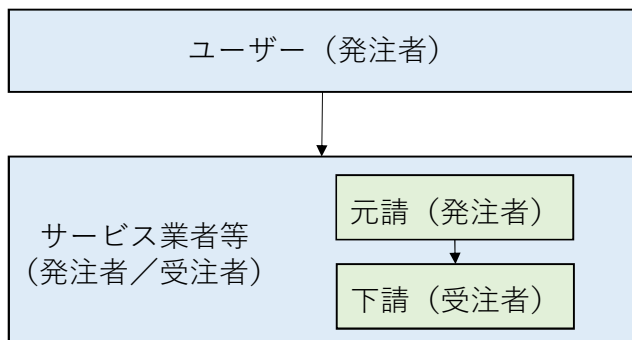
類型2 原材料から加工、部品、完成品の納入というサプライチェーンを形成しているもの



中心となる対象業種

パルプ・紙・紙加工品製造業
 印刷・同関連業
 窯業・土石製品製造業
 非鉄金属製造業
 金属製品製造業
 はん用機械器具製造業
 生産用機械器具製造業
 業務用機械器具製造業
 電気機械器具製造業
 輸送用機械器具製造業

類型3 生活・暮らしを支え、豊かにするサービスの提供に関するものであって、役務の委託関係があるもの



※下請・孫請取引もある

中心となる対象業種

総合工事業
 家具・装備品製造業
 窯業・土石製品製造業
 非鉄金属製造業
 金属製品製造業
 放送業
 映像・音声・文字情報制作業
 道路貨物運送業
 広告業
 その他の事業サービス業

1 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査

緊急調査の中心となる対象業種一覧

番号	業種名
1	総合工事業
2	食料品製造業
3	家具・装備品製造業
4	パルプ・紙・紙加工品製造業
5	印刷・同関連業
6	窯業・土石製品製造業
7	非鉄金属製造業
8	金属製品製造業
9	はん用機械器具製造業
10	生産用機械器具製造業
11	業務用機械器具製造業

番号	業種名
12	電気機械器具製造業
13	輸送用機械器具製造業
14	放送業
15	映像・音声・文字情報制作業
16	道路貨物運送業
17	各種商品卸売業
18	飲食料品卸売業
19	各種商品小売業
20	飲食料品小売業
21	広告業
22	その他の事業サービス業

第2 執行強化に関連する取組

- 1 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査 【公正取引委員会】
- 2 「違反行為情報提供フォーム」に寄せられた情報 【公正取引委員会・中小企業庁】
- 3 下請かけこみ寺や「原油価格上昇に関する特別相談窓口」における価格転嫁に関する相談内容を端緒情報とした下請Gメンヒアリング 【中小企業庁】

2 「違反行為情報提供フォーム」に寄せられた情報



公正取引委員会・中小企業庁は、下請事業者が匿名で、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置（令和4年1月26日）したところ、令和4年3月31日までに寄せられた情報の件数は以下のとおり。

	件数
公正取引委員会	144件
中 小 企 業 庁	11件
合 計	155件

第2 執行強化に関連する取組

- 1 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査 【公正取引委員会】
- 2 「違反行為情報提供フォーム」に寄せられた情報 【公正取引委員会・中小企業庁】
- 3 下請かけこみ寺や「原油価格上昇に関する特別相談窓口」における価格転嫁に関する相談内容を端緒情報とした下請Gメンヒアリング 【中小企業庁】

90

3 下請かけこみ寺や「原油価格上昇に関する特別相談窓口」における価格転嫁に関する相談内容を端緒情報とした下請Gメンヒアリング



中小企業庁は、下請かけこみ寺や「原油価格上昇に関する特別相談窓口」における価格転嫁に関する相談内容（例：長期にわたって価格が据え置かれている、コスト負担増に関する価格交渉に応じられない等）を端緒情報とした下請Gメンヒアリングを80件実施した。

親事業者の業種	下請事業者の業種	問題事例（抜粋）
輸送用機械器具製造業	ゴム製品製造業	10年来価格が同じままで、何度か価格改定の要請をした。弁護士を交えた時もあるが、親事業者は「自社も仕事が無く赤字である」と取り合ってくれない。自社の経営状態（赤字が続いている状態）を説明しても埒が明かない。
輸送用機械器具製造業	金属製品製造業	鋼材価格は自動車メーカーと鉄鋼会社の価格交渉結果と連動しており、両社の交渉が難航した際、原材料値上げと定期価格見直し時期がずれ、差額分の損失が生じる。親事業者に赤字状況を訴え、約8割を認めてもらえたが、交渉に納得・満足はしていない。
生産用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	継続受注に関して、原材料費と配送費の値上げ要請をしているが、労務費の要請は難しい。製造業では、労務費は自社努力が求められるのが通例となっている。
金属製品製造業	金属製品製造業	研磨材が直近で10%くらい値上がりしている。半年に一度、価格改定があるものの、新規品ならまだしも、継続品については当社から言い出しにくく、あまり値上げ交渉はできていない。
トラック運送業	トラック運送業	燃料代は、2021年秋は約25%、2022年春は約30%上がっている。2021年秋は協議を申し入れたが、ゼロ回答。2022年3月に再挑戦したが、回答は得られていない。
業務用機械器具製造業	金属製品製造業	数年前前に「下請との協議の場を設けるべき」と提言し値上げを要請した際、数人から数時間にわたり罵声を浴び、転注となった。
印刷・同関連業	プラスチック製品製造業	担当者が「価格改定時期になったら見直しますが、値上げは約束できない」と高圧的で取り合ってもらえなかった。かけこみ寺に相談後、取引停止の覚悟で親事業者HP経由で連絡した。その後、担当者的上司を窓口として価格交渉が再開し、要請が満額認められた。
化学工業	印刷・同関連業	原材料価格の高騰を理由に、全取引先に対して書面で値上げ要請した。担当者と交渉をしているが、取引先のさらに先の顧客が認めない、今期は難しい等と理由をつけ先延ばしにされている。

91

第3 資料集

- 1 令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組【公正取引委員会】
- 2 令和3年度における優越的地位濫用事件タスクフォースの取組状況【公正取引委員会】
- 3 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果について【中小企業庁】

92



令和3年度における下請法の運用状況 及び 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

令和4年5月31日
公正取引委員会

93

下請法の運用状況

1
94

○定期調査の実施状況

[単位:名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等(注1)	37,280	169,318	206,598
役務委託等(注2)	27,720	130,682	158,402
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	36,128	196,879	233,007
役務委託等	23,872	103,121	126,993
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	35,810	200,190	236,000
役務委託等	24,190	99,810	124,000

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

2
95

○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位: 件]

年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605

(注1) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

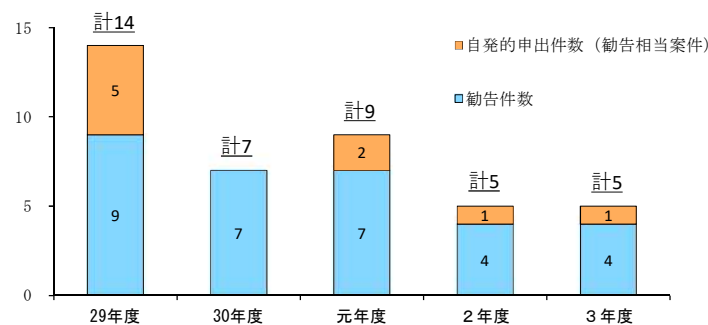
(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

3
96

○勧告・指導件数等の推移

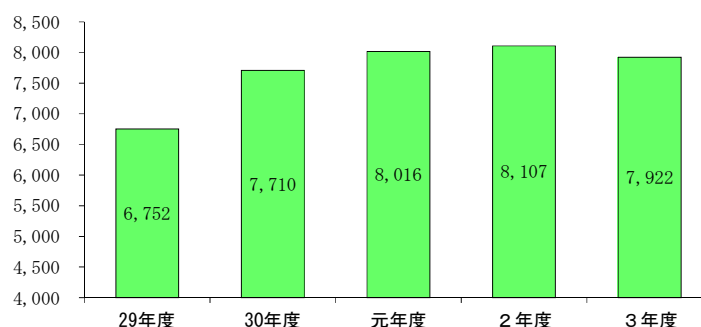
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位: 件]



指導件数の推移

[単位: 件]



4
97

○下請法違反事例

1 買いたたきに関連するもの

輸送機械の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社(本社東京都)は、下請事業者から、鋼材の仕入価格が高騰したことを理由に単価の引上げを求められたにもかかわらず、顧客が認めない限り、値上げ要請には応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

2 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

配電用電気機械器具の製造を下請事業者に委託している設備工事会社(本社東京都)は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、自社の取引先から当該電気機械器具の設置工事の延期を求められたことを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。
このような行為は、下請法が禁止する受領拒否に該当するものである。

3 フリーランスに関連するもの

生活雑貨品のデザインの作成を個人事業主の下請事業者に委託している製造販売会社(本社大阪府)は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。
このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

4 働き方改革に関連するもの

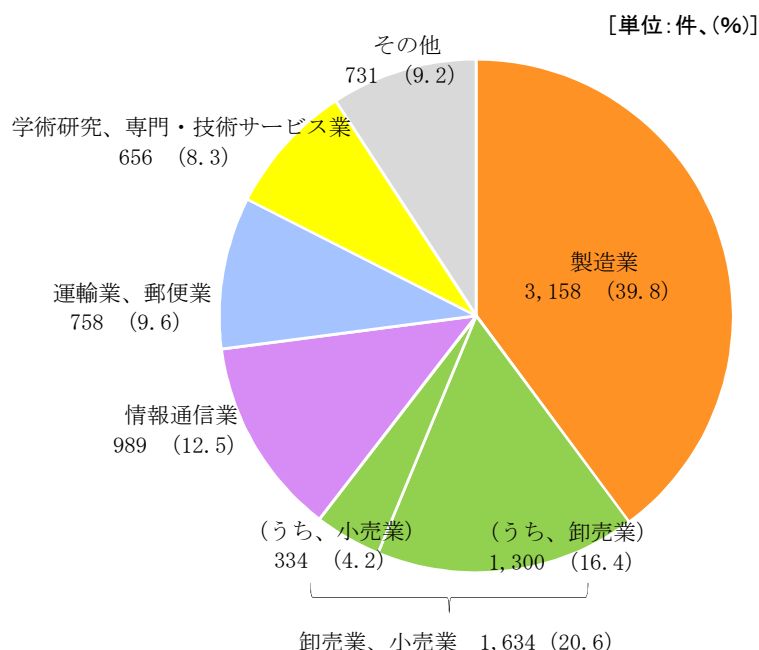
業務用空調設備の修理・保守点検を下請事業者に委託している設備機器販売会社(本社北海道)は、下請事業者に対し、自社の平日定時外における顧客への故障対応のための待機を下請事業者者に無償で行わせていた。
このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

5 金型に関連するもの

自動車メーカー向けの油圧機器等の製品、半製品、部品又はこれらの製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託している製造会社(本社東京都)は、下請事業者に製造を委託した金型を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

5
98

○勧告・指導件数(7,926件)の業種別内訳



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

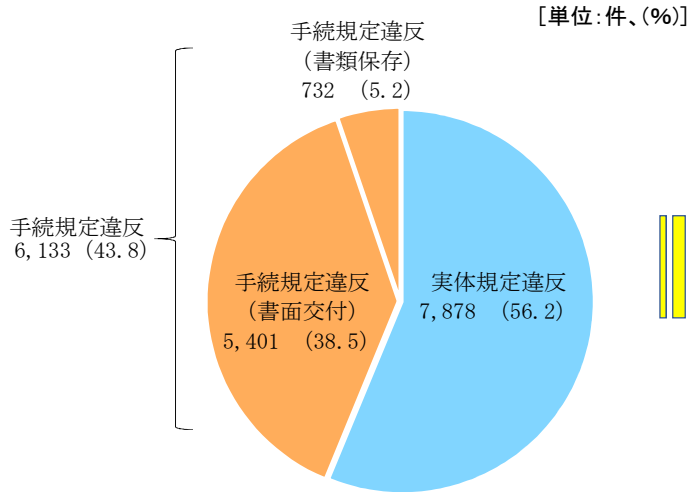
(注2) ()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

6
99

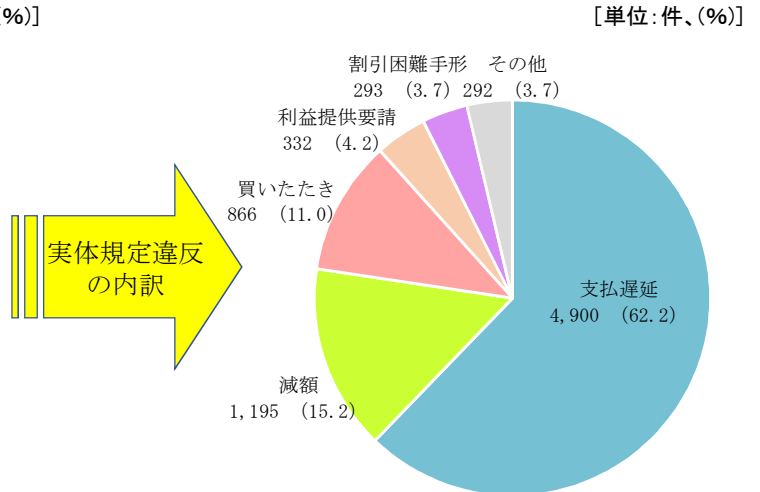
○類型別件数(14,011件)の内訳、実体規定違反件数(7,878件)の行為類型別内訳

類型別件数(14,011件)の内訳

実体規定違反件数(7,878件)の行為類型別内訳



(注)()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と3ページの措置件数の合計とは一致しない。

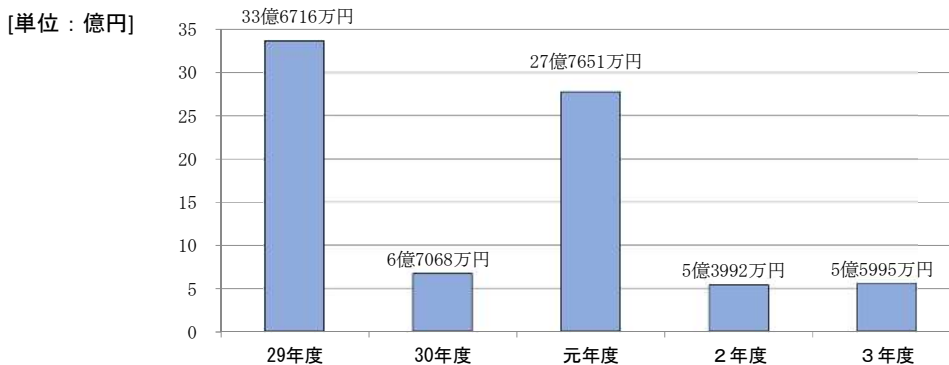


(注)()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

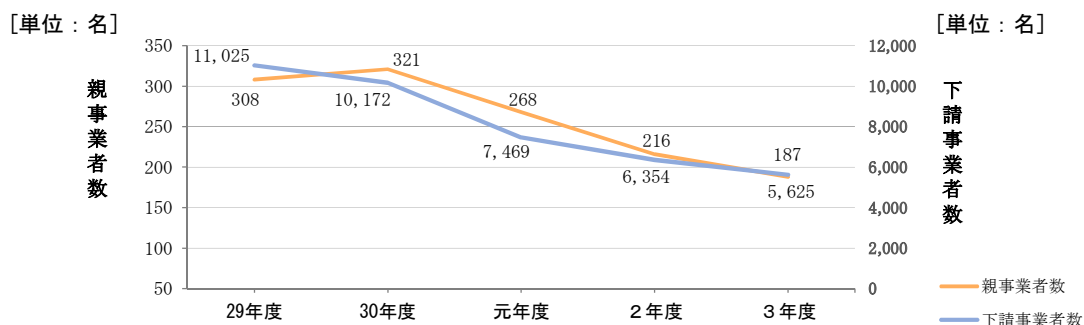
7
100

○原状回復額の推移、原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

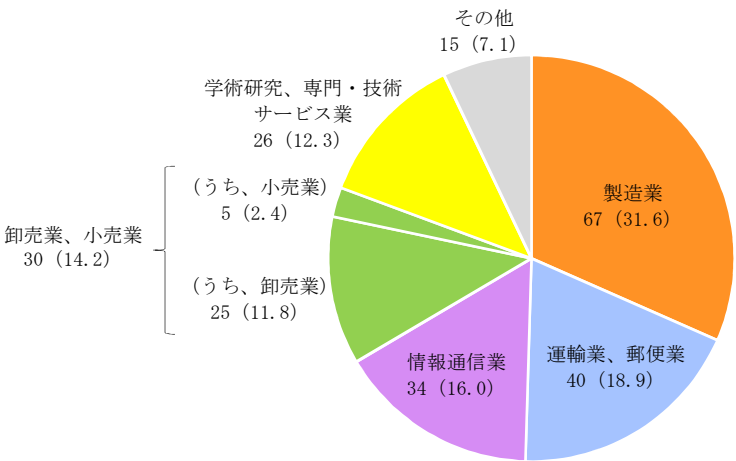


8
101

○転嫁対策に向けた集中取組期間における対応 (買ったたきについての指導 ①)

公正取引委員会は、転嫁対策に向けた集中取組期間(令和4年1月～3月)において 60件の立入調査を実施するとともに、買ったたきについて212件の指導を行った。
買ったたきについて指導を行った親事業者を業種別にみると、下表(大分類)及び次ページの表(中分類)のとおり。

[単位:件、(%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。
(注2) () 内の数値は買ったたきに係る指導件数全体 (212件) に占める比率である。

○転嫁対策に向けた集中取組期間における対応 (買ったたきについての指導 ②)

製造業に対する措置件数 (67件)の内訳			卸売業、小売業に対する措置件数 (30件)の内訳			その他の業種に対する措置件数 (115件)の内訳			
業種	措置件数	割合	業種	措置件数	割合	業種		件数	割合
金属製品製造業	13件	19.4%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	10件	33.3%	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	39件	33.9%
生産用機械器具製造業	11件	16.4%					道路貨物運送業以外	1件	0.9%
はん用機械器具製造業	6件	9.0%	機械器具卸売業	9件	30.0%	情報通信業	情報サービス業	23件	20.0%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	5件	7.5%					情報サービス業以外	11件	9.6%
輸送用機械器具製造業	5件	7.5%	飲食料品卸売業	3件	10.0%	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	20件	17.4%
印刷・同関連業	3件	4.5%					技術サービス業以外	6件	5.2%
プラスチック製品製造業	3件	4.5%	その他の卸売業	2件	6.7%	サービス業	その他の事業サービス業	5件	4.3%
電気機械器具製造業	3件	4.5%					その他の事業サービス業以外	2件	1.7%
その他の製造業	3件	4.5%	飲食料品小売業	2件	6.7%	複合サービス業	協同組合	4件	3.5%
繊維工業	2件	3.0%					その他	4件	13.3%
化学工業	2件	3.0%	合計	30件	100%	合計			
その他	11件	16.4%							
合計	67件	100%							

(注) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

中小事業者等の取引公正化に向けた取組

11
104

「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の推進

- 公正取引委員会は、令和3年9月、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。同年11月、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、アクションプランを改定。
- 公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「**パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ**」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに「**令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定。
- 公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していく。

① 価格転嫁円滑化スキーム	② 独占禁止法の執行強化	③ 下請法の執行強化
・ 関係省庁からの情報提供・要請の受付、違反行為情報提供フォームの運用【令和3年度末までに144件・継続実施】 ・ 業種分析報告書を取りまとめ、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定【令和4年5月実施。今後、重点的な立入調査を実施するとともに、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁との連名による事業者団体に対する自主点検の要請を実施】 【改正後の下請法運用基準の概要】 ● 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。 ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。 ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に対して回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。	1 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査 ・ 調査対象22業種の選定【令和4年3月実施】 ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月に10万社程度の調査票発送、夏以降に立入調査、年内目途に取りまとめ】 2 大企業とスタートアップとの取引に関する調査 ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月に2万社程度の調査票発送、夏以降に立入調査、年内目途に取りまとめ】 3 荷主と物流事業者との取引に関する調査 ・ 立入調査、荷主への文書送付【令和4年4月開始】、調査結果の取りまとめ【令和4年5月実施】 4 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】 5 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化 ・ 優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和4年2月実施】、独占禁止法Q&Aの公表【令和4年2月実施・継続周知】 ・ 優越Gメンの体制創設【令和4年5月実施】	1 買いたたきの解釈の明確化 ・ 下請法運用基準の改正【令和4年1月実施・継続周知】 ・ 下請法Q&Aの公表【令和4年1月実施・継続周知】 ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施【継続実施】 (不当な下請取引) ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110 【受付時間】 10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く。) 2 買いたたきに対する取締り強化 ・ 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】 ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【令和4年5月から運用開始】 3 下請取引の監督強化のための情報システムの構築【令和4年内に運用開始】 4 ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査【令和4年6月目途に調査結果を取りまとめ】 5 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化【継続実施】 ・ 経済団体等への各種取組の周知の働きかけ

12
105

第3 資料集

- 1 令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組 【公正取引委員会】
- 2 令和3年度における優越的地位濫用事件タスクフォースの取組状況**
【公正取引委員会】
- 3 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果について 【中小企業庁】

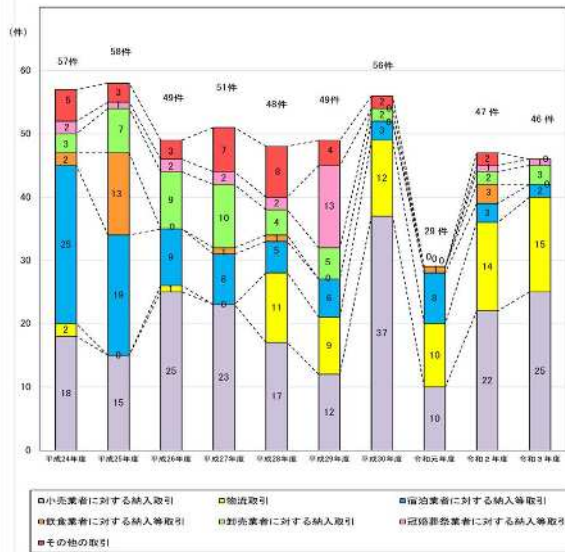
106

令和3年度における 優越的地位濫用事件タスクフォース の取組状況

107

優越的地位濫用事件タスクフォース※において、令和3年度に注意46件を処理した。

＜図：年度別注意件数の推移＞



＜表：注意事案の行為類型一覧＞

取引形態	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	4	1	2	0	1	1	0	9
協賛金等の負担の要請	9	0	0	0	1	0	0	10
従業員等の派遣の要請	2	3	0	0	1	0	0	24
その他経済上の利益の提供の要請	1	3	0	0	0	0	0	4
受領拒否	0	0	1	0	0	0	0	1
返品	1	6	0	2	0	0	0	18
支払遅延	0	4	0	0	0	0	0	4
減額	1	5	1	0	0	0	0	26
取引の対価の一方的決定	0	0	1	0	0	0	0	1
不当な給付内容の変更及びやり直し	0	0	6	0	0	0	0	6
その他	0	0	3	0	0	1	0	4
合計	6	8	2	9	5	0	4	107

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(46件)と行為類型の内訳の合計数(107件)とは一致しない。

※公正取引委員会は、平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1
108

優越的地位濫用事件タスクフォースが注意した主な事例

1. 小売業者に対する納入取引

減額

- ホームセンター業を営むAは、納入業者に対し、商品の入替えにより定番商品から外れ、納入業者に返品を打診したものの、納入業者から返品を断られた商品について、返品の代わりに値引販売していたが、その際、利益の減少に対処するために当該商品の値引きの原資の負担を要請し、納入業者が要請に応じれば、支払代金から減額していた。
- ホームセンター業を営むBは、納入業者に対し、返品を断った納入業者の商品を値引きして販売する際に、利益の減少に対処するため、実際の納入価格と値引販売での売価を前提とした場合に想定される納入価格との差額の負担を要請し、支払代金から減額していた。

2
109

2. 物流取引

支払遅延

- ① 建築用資材等の卸売業を営むCは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の請求漏れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- ② 建設機械等の賃貸業を営むDは、運送業務を委託する物流事業者に対し、あらかじめ書面による合意を得ていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合、その翌営業日に運送代金を支払っていた。

減額

- ③ 食品卸売業を営むEは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者との間で取り決めた引下げ後の運賃の新単価を引下げ前の単価で発注した運送業務に遡って適用することにより、支払代金の額を減額して支払っていた。
- ④ 道路舗装工事業を営むFは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、「端数処理」と称して毎月の支払代金から1,000円未満、5,000円未満等の額を減額して支払っていた。また、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料の実費を超える額を減額し、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに「手形手数料」と称して代金を減額していた。

3
110

2. 物流取引

買いたたき

- ⑤ 食品卸売業を営むGは、運送業務及び保管業務を委託する物流事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による自社の売上げ減少を理由として、物流事業者と十分に協議する機会を設けることなく、通常より低い代金の額を決定していた。

4
111

第3 資料集

- 1 令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組【公正取引委員会】
- 2 令和3年度における優越的地位濫用事件タスクフォースの取組状況【公正取引委員会】
- 3 **価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果について**【中小企業庁】

112

価格交渉促進月間フォローアップ調査 の結果について

令和4年2月10日
中小企業庁

※令和4年6月17日 一部訂正

113

調査実施概要

- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが取引価格に適切に反映されることを促すため、9月「価格交渉促進月間」とし、広報や講習会、業界への働きかけ等を通じて、発注側企業に対して価格交渉に応じることを促進。
- 上記取組の成果を確認するため、事後的にアンケート及び下請Gメンによるフォローアップ調査を実施。

①アンケート調査

- 調査対象
自主行動計画策定団体の会員企業やパートナーシップ構築宣言企業の一次取引先企業から、それぞれ最大親事業者3社との価格交渉に関する情報を聴取。調査対象の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合と整合（B2C取引が中心の業種を除く）。
- 発送企業数 4万社
- 調査期間 10月15日～11月12日
- 回収件数 6,380件（+フリーランス97件）
- 発注側企業情報数 17,324件
- 回収率 15.9%

②下請Gメンによるヒアリング調査

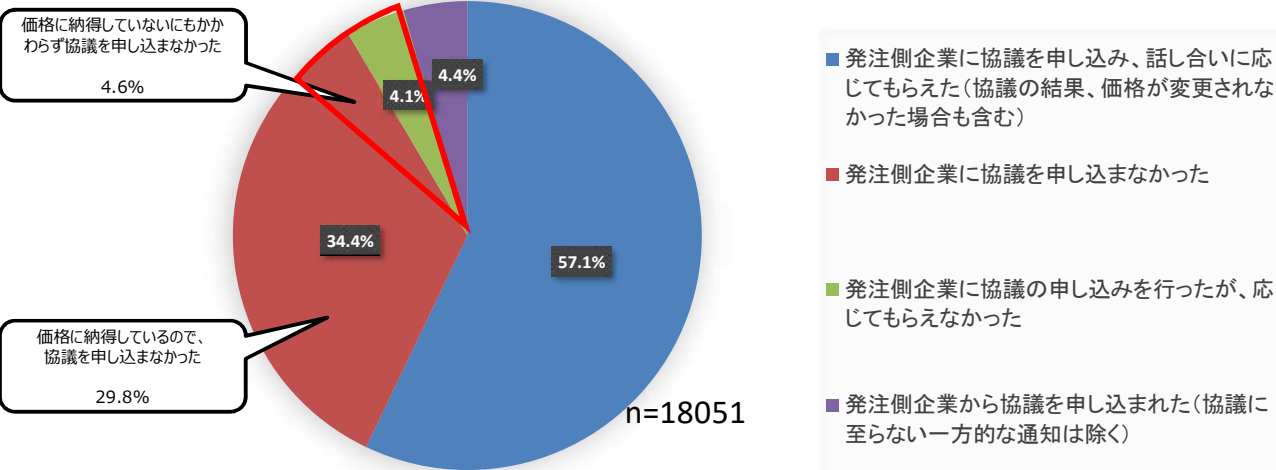
- 調査対象
地域特性や業種バランスに配慮し、過去ヒアリングを実施した事業者等から対象先を選定。
過去のヒアリングにおいて、慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等がみられた事業者を優先して選定。
- 調査期間 令和3年10月1日～10月29日
- 調査方法 電話調査
- ヒアリング件数 約2064社

1
114

直近 1 年間の価格交渉の協議

「協議に応じてもらえた」と回答するは最も高いが、「協議に応じてもらえなかった」や「価格に納得していないが協議を申し込まなかった」との回答も一定割合存在。親企業が価格交渉に応じるような環境整備が課題。

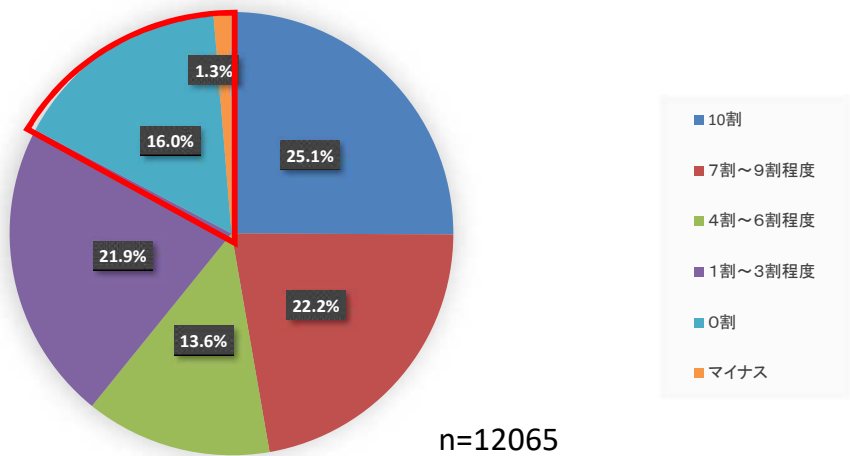
問.直近 1 年における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、ご回答ください。



直近 1 年間のコスト上昇分のうち価格に転嫁できた割合

7割～10割の価格転嫁を実現したとの回答が最も多いが、転嫁できなかった事業者が 2 割程度存在。価格転嫁を実現する環境整備も課題。

問.直近 1 年間のコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



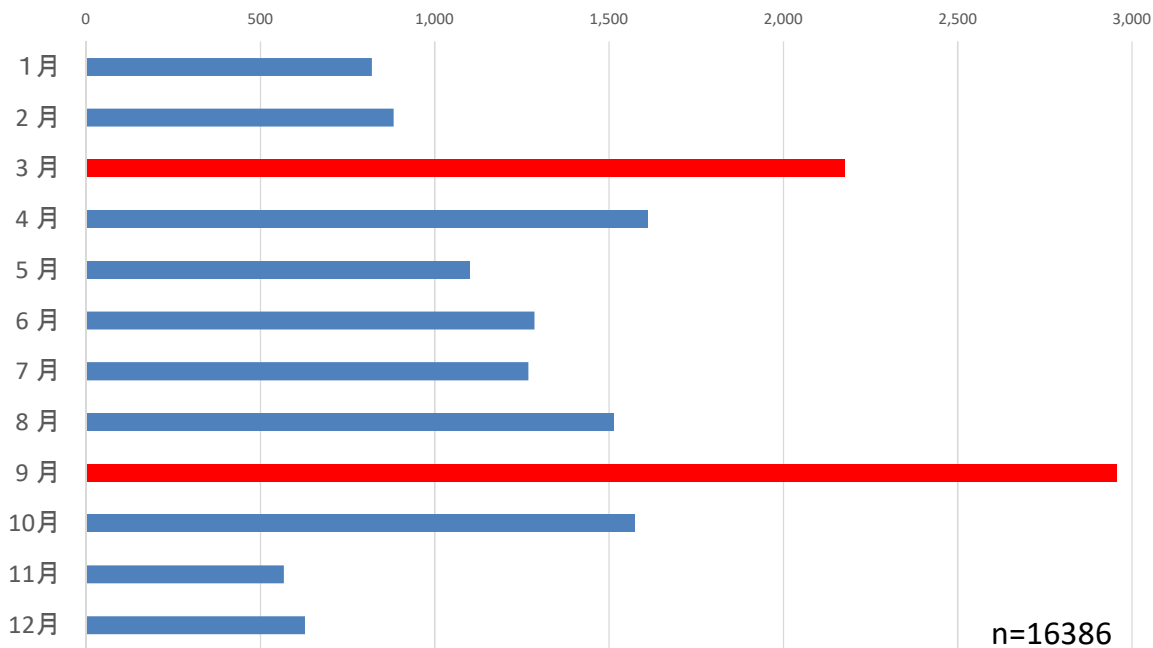
※ 価格に納得していないにもかかわらず協議を申し込まなかった場合は便宜上0割とカウント。
※ コストが上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合は、マイナスとカウント。

3
116

価格交渉の時期

価格交渉の時期は、9月と3月が多い。

問.直近 1 年間でいつ価格交渉の協議を申し込みましたか/行いましたか

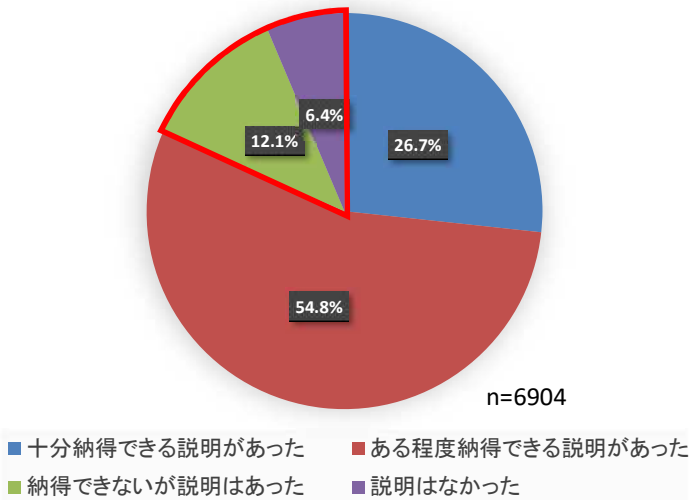


4
117

転嫁できなかった部分に関する説明の有無

「納得できる説明があった」との回答が8割以上に上る一方で、納得できる説明を受けていない事業者が2割程度存在。

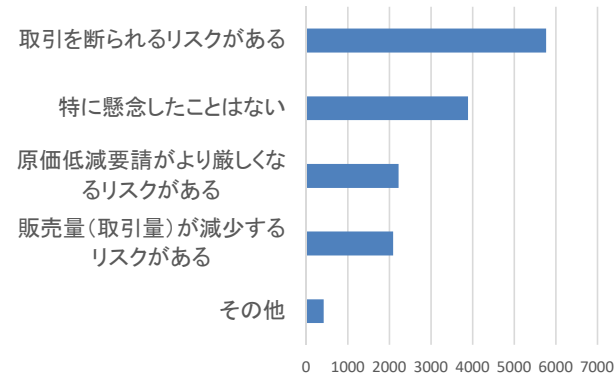
問.コスト上昇分のうち転嫁できなかった部分があることについて、発注側企業から理由の説明がありましたか。



価格交渉において懸念したこと

「取引が断られるリスク」が価格交渉における懸念材料。

問.価格交渉において、懸念したことは何ですか（協議を申し込まなかった場合、）申し込まなかった理由は何ですか。

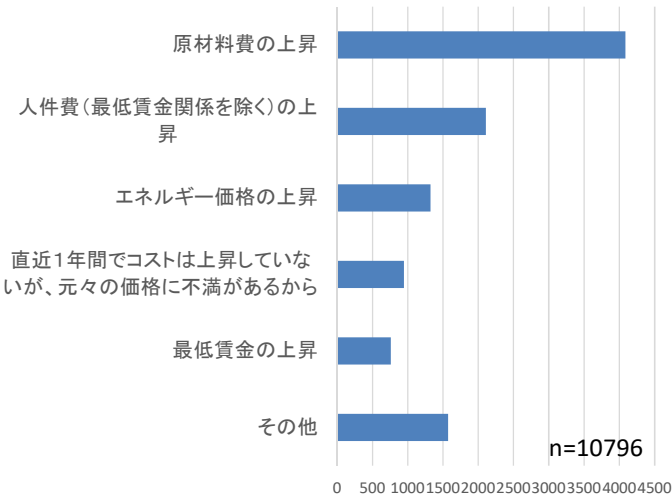


5
118

コスト増加要因

最大のコスト増加の要因は、原材料費の上昇。

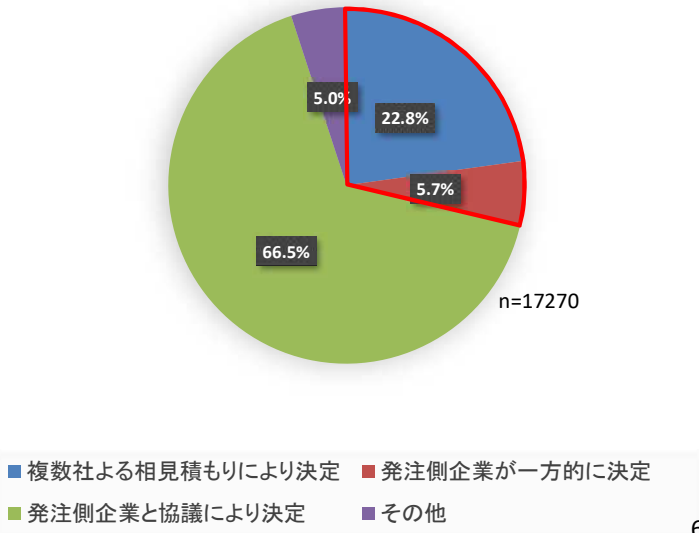
問.この時期に価格交渉を申し入れた理由は何ですか。/
（現在の価格に納得していないにもかかわらず価格交渉を申し入れていない事業者については、）現在の価格に納得していない理由は何ですか。



価格決定方法

「発注側企業と協議」により価格決定する企業が多いが、一部「複数社の相見積もり」や「発注側の一方的決定」といった交渉余地なしのものもある。

問.貴社と発注側企業との通常の価格決定方法について、ご回答ください。



6
119

※発注側事業者から価格協議を申し込まれた場合は含んでいない。

業種別のランキング（価格転嫁の達成状況）

親事業者情報のうち、自主行動計画/業種別ガイドラインの策定業種16業種(※)について集計した結果は下記の通り。
価格転嫁の状況が相対的に良い業種は、金属、放送コンテンツ、化学、素形材、紙・紙加工など。
価格転嫁の状況が相対的に良くない業種は、トラック運送、印刷、自動車・自動車部品、建設、機械製造など。

【評価方法】

順位	業種
1位	金属
2位	放送コンテンツ
3位	化学
4位	素形材
5位	紙・紙加工
6位	食品製造
7位	情報サービス・ソフトウェア
8位	繊維
9位	電気・情報通信機器
10位	建材・住宅設備
11位	流通・小売
12位	機械製造
13位	建設
14位	自動車・自動車部品
15位	印刷
16位	トラック運送

n=12801

評価概要	・受注側企業からの回答に基づき、“発注側企業としての価格交渉への対応状況”の回答を業種毎に名寄せし、以下の方法で順位付け。											
	・価格転嫁の達成状況、価格交渉の協議状況の2問に対する回答をそれぞれでスコアリング（10点満点で評価）											
	・当該回答のあった企業の属する業種毎の平均点（回答ベース）を算出し、業種別にランキング付け											
採点基準	問.直近1年間のコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。											
	<table><tr><td>10点</td><td>10割</td></tr><tr><td>8点</td><td>9～7割</td></tr><tr><td>5点</td><td>6～4割</td></tr><tr><td>2点</td><td>3～1割</td></tr><tr><td>0点</td><td>0割</td></tr><tr><td>-3点</td><td>マイナス（減価低減要請を受けた）</td></tr></table>	10点	10割	8点	9～7割	5点	6～4割	2点	3～1割	0点	0割	-3点
10点	10割											
8点	9～7割											
5点	6～4割											
2点	3～1割											
0点	0割											
-3点	マイナス（減価低減要請を受けた）											

※①令和3年9月時点でガイドラインが策定されていなかった「水産物・水産加工品」、「養殖」、②約束手形についてのみ自主行動計画が策定されている「金融業」、「商社」は除く。なお、「アニメーション制作」は「放送コンテンツ」に含む。またサンプル数が50以下の業種（航空宇宙、警備、広告）は除く。
*点数は各業界において複数のTierの数値を平均したものであり、その業種における代表的企業の評価を表すものではない

120

業種別のランキング（価格交渉の協議状況）

親事業者情報のうち、自主行動計画/業種別ガイドラインの策定業種16業種(※)について集計した結果は下記の通り。
価格協議の状況が相対的に良い業種は、電気・情報通信機器、食品製造、建設、金属、情報サービス・ソフトウェアなど。
価格協議の状況が相対的に良くない業種は、トラック運送、印刷、放送コンテンツ、自動車・自動車部品、素形材など。

【評価方法】

順位	業種
1位	電気・情報通信機器
2位	食品製造
3位	建設
4位	金属
5位	情報サービス・ソフトウェア
6位	建材・住宅設備
7位	流通・小売
8位	化学
9位	紙・紙加工
10位	機械製造
11位	繊維
12位	素形材
13位	自動車・自動車部品
14位	放送コンテンツ
15位	印刷
16位	トラック運送

n=18051

評価概要	・受注側企業からの回答に基づき、“発注側企業としての価格交渉への対応状況”の回答を業種毎に名寄せし、以下の方法で順位付け。											
	・価格転嫁の達成状況、価格交渉の協議状況の2問に対する回答をそれぞれでスコアリング（10点満点で評価）											
	・当該回答のあった企業の属する業種毎の平均点（回答ベース）を算出し、業種別にランキング付け											
採点基準	問.直近1年における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、ご回答ください。											
	<table><tr><td>10点</td><td>協議を申し込み、話し合いに応じてもらった</td></tr><tr><td>10点</td><td>協議を申し込まれ、全部あるいは一部価格転嫁できた</td></tr><tr><td>5点</td><td>現在の価格に納得しており、協議を申し込まなかった</td></tr><tr><td>0点</td><td>協議を申し込まなかったが、現在の価格に納得していない</td></tr><tr><td>-5点</td><td>協議の申し込みを行ったが応じてもらえなかった</td></tr><tr><td>-10点</td><td>協議を申し込まれ、減額された。</td></tr></table>	10点	協議を申し込み、話し合いに応じてもらった	10点	協議を申し込まれ、全部あるいは一部価格転嫁できた	5点	現在の価格に納得しており、協議を申し込まなかった	0点	協議を申し込まなかったが、現在の価格に納得していない	-5点	協議の申し込みを行ったが応じてもらえなかった	-10点
10点	協議を申し込み、話し合いに応じてもらった											
10点	協議を申し込まれ、全部あるいは一部価格転嫁できた											
5点	現在の価格に納得しており、協議を申し込まなかった											
0点	協議を申し込まなかったが、現在の価格に納得していない											
-5点	協議の申し込みを行ったが応じてもらえなかった											
-10点	協議を申し込まれ、減額された。											

※①令和3年9月時点でガイドラインが策定されていなかった「水産物・水産加工品」、「養殖」、②約束手形についてのみ自主行動計画が策定されている「金融業」、「商社」は除く。なお、「アニメーション制作」は「放送コンテンツ」に含む。またサンプル数が50以下の業種（航空宇宙、警備、広告）は除く。
*点数は各業界において複数のTierの数値を平均したものであり、その業種における代表的企業の評価を表すものではない

8

121

価格交渉月間フォローアップ調査で優良な結果だった宣言企業

- 今回の調査で評価対象となった企業（下請中小5社以上の回答があった企業）は257社。うちパートナーシップ構築宣言企業は70社。パートナーシップ構築宣言企業の上位企業（9.00点以上）は以下の通り。

価格転嫁の達成状況

パートナーシップ構築宣言企業の上位企業(9.00点以上)

順位	企業名	点数
1	信越化学工業	9.71
2	東洋紡	9.43
3	住友化学	9.11
4	東日本電信電話	9.00

(cf.全社平均 6.86)

価格交渉の協議状況

パートナーシップ構築宣言企業の上位企業(9.00点以上)

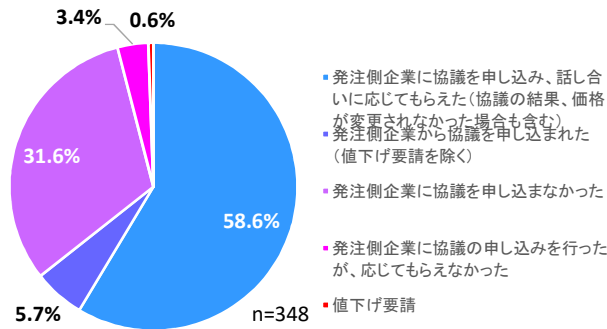
順位	企業名	点数
1	東日本電信電話	10.00
1	日立システムズ	10.00
1	富士電機	10.00
4	N T Tドコモ	9.62
5	岩田地崎建設	9.29
5	東急建設	9.17
7	北海道電力	9.17
7	イトーヨーカ堂	9.00
7	五洋建設	9.00
7	住友電気工業	9.00
7	飛島建設	9.00
7	安川電機	9.00

(cf.全社平均 7.59)

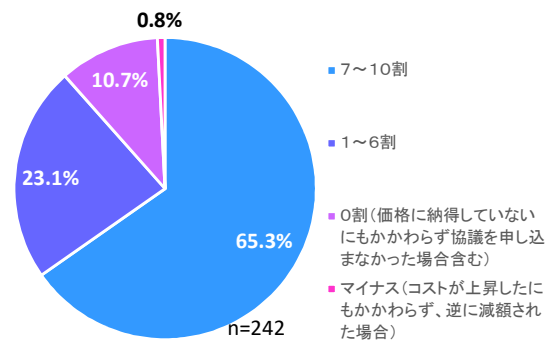
注) 下請中小企業の回答が5社以上集まった発注者側企業を点数化したものであり、本調査結果に含まれないものの、優良な下請取引に取り組む事業者もあり得る。

業種別の結果 (価格交渉月間アンケート調査及び下請Gメンヒアリング)

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

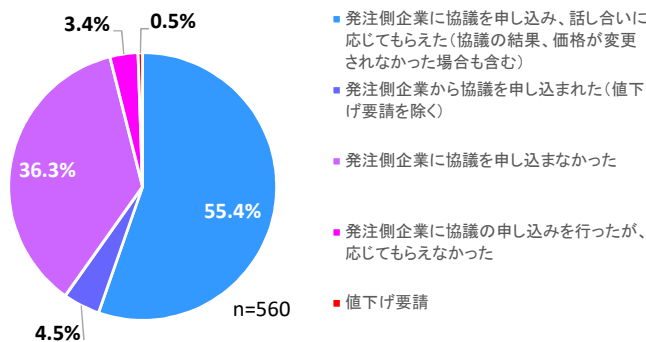


<下請Gメンヒアリングによる生声>

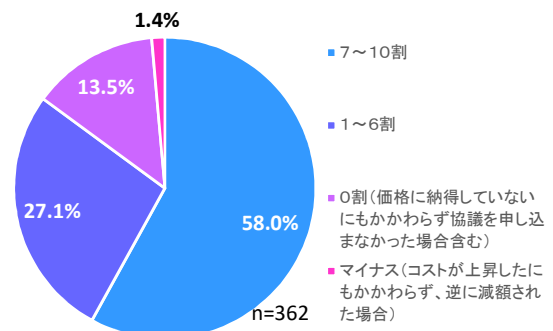
- 有償支給の材料費高騰時は価格改定する契約としておりコスト増が転嫁できている。労務費上昇分については親事業者からの要請で都度協議のうえ価格改定を行っている。
- メンテナンスや保守点検の役務の継続契約は、製鉄会社の業績が厳しい時に下げられた単価が、業績が戻っても上げてもらえずにいた。協力会社が一丸となって交渉にあたり、2021年は単価を上げてもらった。
- 原材料費の高騰があり、年度契約の改定は困難であったが、下期からの新規契約・都度契約については、見積書を提出して考慮してもらえた。親事業者がパートナーシップ構築宣言企業であることから、適正な価格交渉の必要性を理解しており、確実に転嫁できている。
- ▲原材料価格やエネルギーコストの上昇を踏まえ、度々、下請代金の値上げを要請しているが受け入れられていない。当社における当該事業者の売上シェアが高いが故に、転注、失注を恐れるがあまり、強い価格交渉が出来ない面もある。
- ▲加工賃取引であるが、2次費用（労務費・エネルギー費）の価格改定要請は拒否されることが多い。当初決定した見積りはなかなか変更するのは難しい。
- ▲親事業者が集中購買方式に切替わったため、集中購買単価以上の価格では受注できなくなった。集中購買単価が価格交渉の基本となるため、コスト増が反映できない。
- ▲取引当初から契約書が無く、口頭で慣例による取引が継続されている。毎年作業単価については指値でFAXで書面が送られてくる。
- ▲親事業者の購買担当者から、鋼材の仕入れを取引先の商流を通すよう強要されたため、2021年1月から取引中止とした。

11
124

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

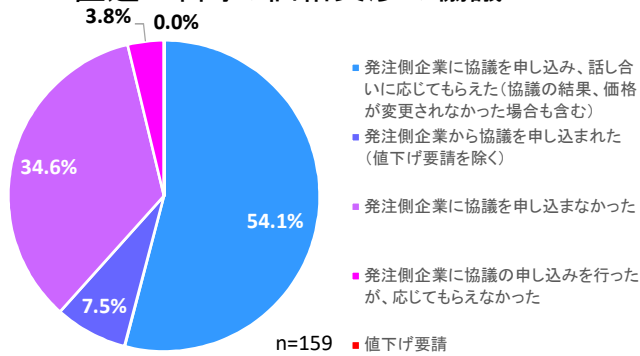


<下請Gメンヒアリングによる生声>

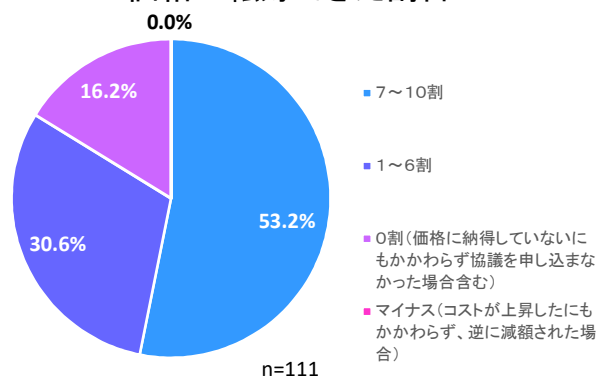
- 継続品も1年に1回は全てのコストを織り込んで再見積りするので、コストが変わっていれば交渉し、転嫁できている。
- 原材料価格や労務費の高騰分を反映した単価表を基に、見積りを提示し価格交渉を行っている。他社にない技術を持っており価格交渉に強みがあり、高騰分は製品価格に反映できる。
- 主な原材料である金属素材の価格高騰の問題は業界全体で共有されており、継続受注においても下請代金への反映は認められている。原材料費、人件費などの個別の交渉ではなく、加工費としての時間単価で全コストを見積もりしているので、転嫁は出来ている。
- ▲数回の申入れでやっと価格交渉の協議ができたとしても、値上げは殆ど認めてくれない。原材料費以外のコスト（労務費、エネルギー費）上昇についても要請できていない。
- ▲原材料の紙価格が大幅上昇したことにより、継続品の値上げ要請をしたが、競合は要請してこないという理由で断られた。
- ▲海外価格との競合になっており、常に転注リスクがあるので、値上げ交渉は過去10年以上していない。業界でも聞いた事がない。
- ▲親事業者との取引においては、常用単価というもの設定されており、その単価が適用され、当社からの申し出は受け入れられることはない。コストの価格転嫁は十分ではないと思っている。
- ▲原材料は100%自社調達で、継続品受注時に価格変動分を考慮した見積価格を基に交渉しているが、認められることは少ない。海外及び同業者との競争が厳しく、自社独自の技術もないので、値上げすると受注できない。

12
125

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

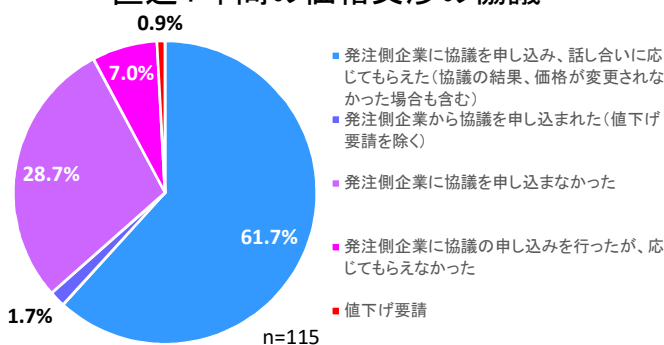


<下請Gメンヒアリングによる生声>

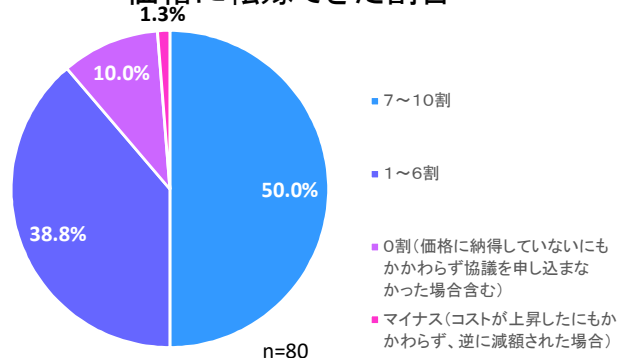
- 指名受注で見積依頼を受け、エネルギー価格・労務費等を勘案した見積書を提出し、協議のうえ価格決定している。労務費上昇分を値上げ要請し受け入れられることもある。
- 特殊な加工や付帯作業にかかる労務費に関しては価格交渉を実施している。通常は半年～1年後に回答があるが、今回は6月に行った交渉の回答が9月にあり、要請どおり認められた。
- 提出した見積が100%認められる事は無いがお互い歩み寄りによって着地点を探り、納得のいく価格交渉が出来ている。
- 原材料価格に変動があれば価格見直しの申し入れを行っている。不定期に値下げを要請される事もあるが拒否している。当社が特許を保有している事や当社保有の金型を使用できる事、発注に対応出来る事業者が少ないからだと思う。
- ▲仕入先(紙メーカー)のほうが圧倒的な大企業であり、仕入値のアップはほぼ一方的。売価(シール単価)の金額が小さいことから、アップ額が大きく感じ、交渉が難しい。
- ▲材料費、労務費の価格への反映は全く出来ていない。定番品は、一旦決定した価格に変更されない。価格交渉と言えば、新製品の商談時にこらうじて話し合うが、相手の指値に落ち着くのが常態化。余りにも発注側の力が強すぎ、コストアップを交渉出来るような商環境にない。
- ▲原材料の上昇分ですら価格交渉が難しい状況で、労務費(最低賃金)やその他のコスト上昇分について交渉することはできない。業界的に横並びの意識が強く、自社だけ交渉を行うと転注されたり納入比率を下げられたりすることを懸念している。

13
126

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

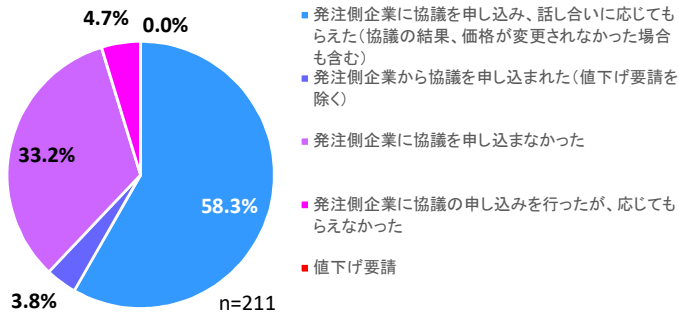


<下請Gメンヒアリングによる生声>

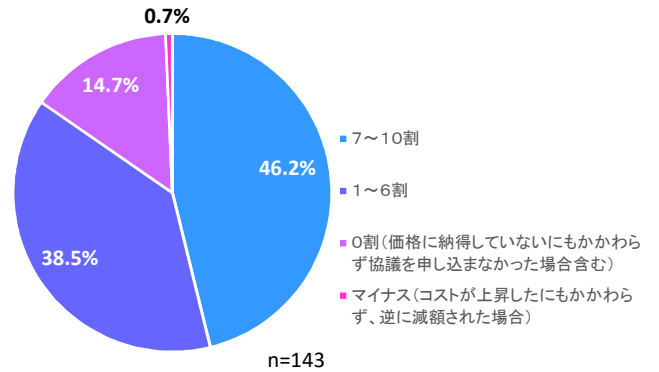
- シーズン毎の注文契約の為、労務費や原材料の価格転嫁は出来ている。
- コストアップの価格反映は原材料費・労務費ともできる環境。生地については生地メーカーからの情報、労務費は上昇が見込まれた段階で親事業者に事前情報として提供している。
- 原材料費は値上げを要請し承認された。労務費上昇分に関しては価格交渉時に算入して承認された。
- 原材料は取引先から無償支給される。加工方法や工程を取引先に提案し、加工賃を決める。労務費はほぼ反映されている。
- 中国メーカーに比べ、経験を活かし先回りした品質配慮で競争力を確保している。それが親事業者の要求にマッチしている事が、価格転嫁出来ている要因だと思う。
- ▲繊維業界は過去の製品価格を踏襲するという暗黙の相場観が根強く、適正利益を上乗せした見積もり価格は通らないことが多い。
- ▲コロナ禍の影響もあり、繊維業界は大きな落ち込みとなり親事業者からの価格要請が厳しくなっている。今後は赤字覚悟での仕事を受注しなければならない状況となっている。
- ▲新規案件の大半が指値の指名発注で、過去の類似品の取引がベースとなり価格交渉の余地はない。コストは十分に反映できず薄利の取引。継続品は原材料費上昇時に価格改定交渉するが、受け入れられるのは5年に1回程度。
- ▲加工賃は、数十年前に決められ変更されていない。決定当時と比較して、労務費や副資材が高騰している。質要求アップで製造時間もかかるようになっていく。
- ▲繊維業界・ファッション業界は、値上げをすると売れなくなる恐れがあり、最終価格が上がっていない。

14
127

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

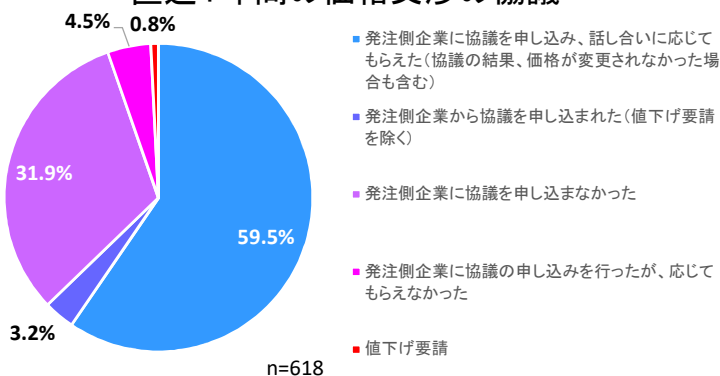


<下請Gメンヒアリングによる生声>

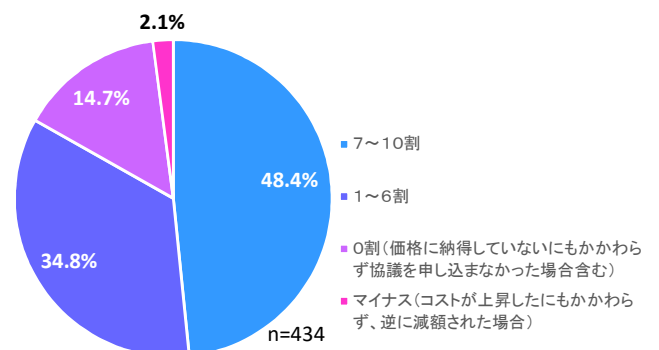
- 部材が値上がりしたので部材の値上がり分だけでなく加工費・管理費も含めて価格の10%の値上げ要請した。ほぼ満額認めてくれて驚いた。
- 原材料価格の上昇があれば、エビデンスを用意してかなり頻繁に値上げ申請を行い価格転嫁を実現している。原材料は外部からの購入品で、データ等のエビデンスもあり取引先とは値上げを交渉しやすい。
- 単品毎に根拠となる計算式を入れて作成した改定要請に基づき、価格改定の交渉をし、8月から適用となった。
- 鋼材の値上がりによりほぼ毎月価格見直しを行っている。業界としては鋼材メーカーの価格情報を共有しており、都度転嫁できる状況。
- 親事業者と取引のある取引業者数社が合同で価格交渉を行い、取引価格が数パーセント上がった。
- ▲原材料等が高騰しても、採算割れの限界までは社内の努力で耐えている。転注が恐いので、なかなか価格交渉が出来ない。
- ▲原油価格の上昇に関して価格転嫁を申し出てはいるが、細かい資料の提出を求められる。購買部門として価格は上げたくないとの強い意向が感じられる。
- ▲原材料費の上昇分は、当社要請の半分しか値上げを認めない。交渉においても、取引停止をちらつかせるなど高圧的な姿勢。
- ▲原材料(木材価格)の上昇を理由に価格改定の交渉を行ったが3割程度の成果。大手住宅メーカーの下請事業者は、価格でしか差別化はできないため、コスト上昇分の価格転嫁は困難。
- ▲各製品毎に価格の目安を提示され、これに合わせるよう要求される。できなければ転注と言われるため、応じざるを得ない。

15
128

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

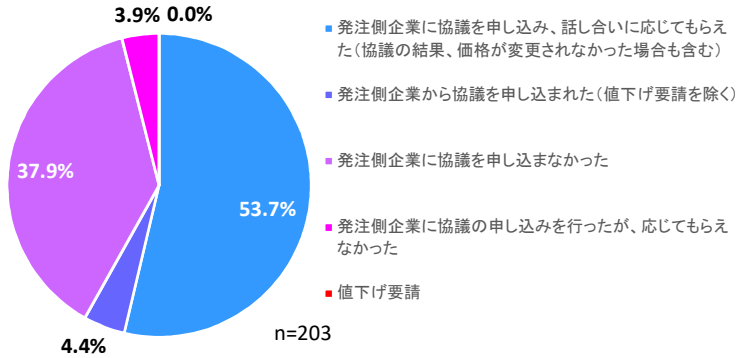


<下請Gメンヒアリングによる生声>

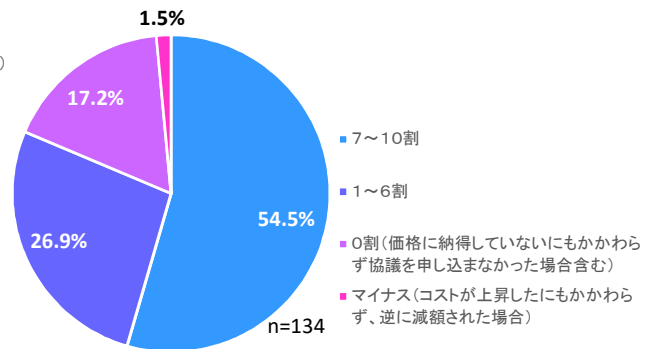
- 今年夏から低減要請的な口調が一切なくなり、現在の原材料高騰分の転嫁再見積もりが、何も言われずにすんなりと通るようになった。
- 9月に連絡があり、納期や支払、価格等に関して「きちんとした取引をするように会社で言われたので、何か問題がないか」確認してきた。受注額に対して輸送費の自己負担が厳しい話をするとすぐに輸送費を負担してもらえることになった。
- 9月中旬に親事業者から取引価格の見直しの話が出てきた。今まで一切そのようなアクションは無かったので、驚いた。現在、当社価格情報(原材料費)をまとめているところであり、11月初旬には提出する予定。
- 8月以降アルミ・銅が急騰し、9月に原材料協定価格の見直しを初めて要請した。その結果、10月以降の納品分の受注済製品価格の見直しが認められた。また、今後の発注に対しても原材料協定価格ベースではなく、その都度協議にて対応してもらえることになった。
- 数年前から親事業者には必要なコストは全て請求するように言われている。交渉時に下請法の名前が出てくるので、下請取引改善の取り組みの成果ではないかと思っている。
- ▲当社から値上げの相談をしても、基本的には返信すらなく交渉に応じてもらえない(価格交渉に限ったことではない)。
- ▲10～15年の継続品が、そのままの単価なので交渉を重ねたが、全く折り合わず、2020年度で取引停止とした。
- ▲原材料費が上がった際に値上げ交渉しているが認めてもらえず、20～30年同じ価格で取引しており、ほぼ利益が出ていないものもある。
- ▲値上り要請する場合、膨大な量のエビデンスが必要であり、また当社の情報がさらされることになる。莫大な労力を使用して2%～3%の値上げでは割が合わない。また、値上げを了承したということでそれ以上の値上げはほとんど不可能になる危険性がある。

16
129

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリングによる生声>

- 原材料上昇時は親事業者より価格改定連絡があり転嫁できている。
- 本年は材料費高騰が激しく、9月に初めて材料費上昇分の転嫁を要請した。見積等書類は提出し、アイテムごとにチェックされたが主要な製品の値上げはすぐに了承された。
- 原材料費は日々変動する市況価格で契約するシステムになっており100%反映している。労務費は新規は反映しており、継続も昔の価格を引き上げ交渉しておりほぼ反映している。
- 親事業者とは関係も良好で継続品についても「今年の価格は問題ないか？」と逆に聞いてもらえる。原材料以外の労務費上昇分も価格転嫁要請はおこなっている。親事業者は社内教育がしっかりしているようで、下請法などにも配慮されている。行政の取引適正化に向けた活動以前から現在の対応が続いている。
- ▲見積書提出時に毎回「前回と同じ価格で」と指値され、原材料価格が上昇してもなかなか価格転嫁出来ない。
- ▲原材料が大幅に上がっている製品については、価格改定の要望を認めてもらったものの、親事業者の方から転注をほのめかされた。
- ▲親事業者の発注担当者は予算を死守し、実績価格から価格変更を認めないことから、コスト等を下請代金に転嫁出来ない。また、案件が少なくなっており、競合との価格競争が激しくなっていることも価格変更できない要因の一つである。
- ▲取引先から、材料価格のアップ分の製品売価への反映を認められたが、同時に2021年度上期分の価格低減の要請があった。

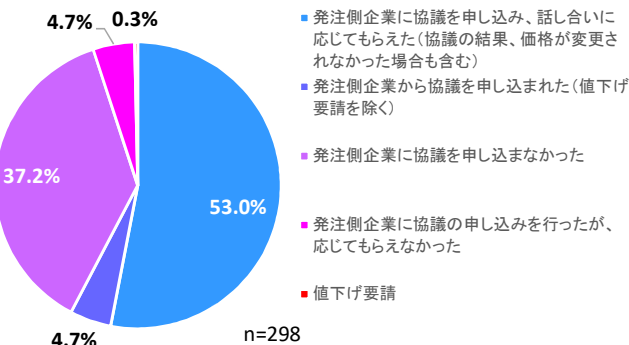
17

130

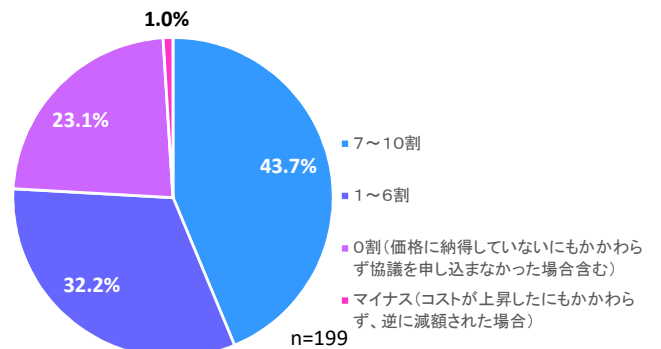
自動車・自動車部品

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリングによる生声>

- 9月に初めて材料費上昇分の転嫁を要請した。拍子抜けするほど簡単にすぐ満額認めてくれた。様子をみて人件費上昇に伴う労務費の値上げも一度要請してみようかと感じている。
- 今まで値上交渉もできていなかったが、今後は定期的な価格交渉を実施しコストの価格転嫁を必ず認めてもらう了承が得られた。現在は、価格及び今後の交渉時期等を協議中。
- 9月上旬に半年間遡って単価アップする旨の連絡があった。
- 「企業努力で対応」と言われ、「原材料」のみしか要請出来なかったが、数ヶ月前から、労務費上昇分も要請できるようになってきた。
- ▲新規受注時に一方的に毎年数%程度のコストダウンをコミットさせられ、毎年自主的にコストダウンするような書面を提出させられる。以前、原材料費の価格交渉を申し出たところ、「転注する」とおどされた。部品のなかには原材料費は上昇しているのに、数十年以上も価格が変わっていないものもある。
- ▲金型材料の鉄材は2020年比で20%値上がりしている。値上げを要請したが、「そういう要請をしてくるのは御社だけだ。」と拒否されている。鉄鋼材の値上げのエビデンスを見せても、「値上げしないのは法律違反になるのか。違反となる判例を持ってこい」と言われている。
- ▲業界団体や経営陣には取引適正化という取組は認識しているかもしれないが、親事業者の調達担当者は自社の利益を優先した旧態依然で交渉にあっており、下請事業者の言葉に耳を貸さない。また、こちら(下請事業者)からも転注が怖くて言い出せない。
- ▲過去に何度か価格改定の要請を試みるも、認めてもらえない。現行単価ではほとんど利益もない上に、数量も減っているため、当社としては、むしろ取引が無くなった方が有り難い。

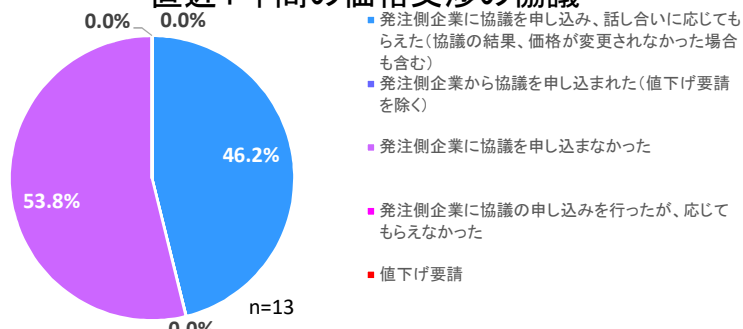
18

131

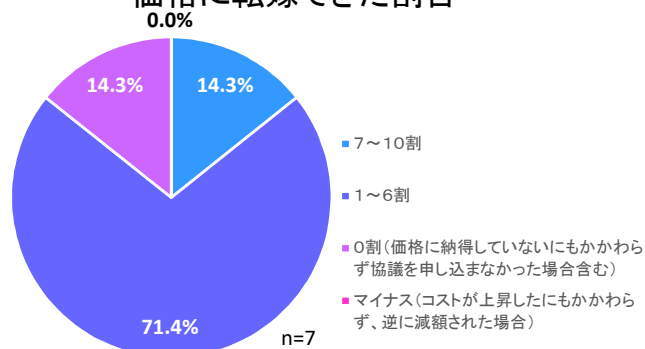
航空宇宙

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリングによる生声>

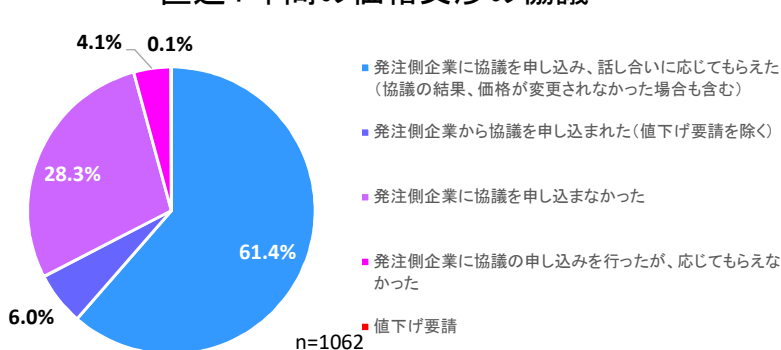
- 原材料の特殊樹脂材料は価格及び為替変動の影響を受けるが、変動時に全て価格転嫁できる。労務費は年1回の加工レート交渉時に価格転嫁している。n=13
- ほぼ全てが指名受注で、労務費・原材料費などの原価・利益を勘案した見積書の価格で決定することが多く、2021年8月に原材料費上昇分の値上げ要請を行い応じてもらった。
- 10回のうち9回は値上げを認めてくれる。内訳は労務費上昇のケースが半分以上あり、原材料上昇のケースが残り。これまでも価格交渉はスマートに実施されており、今後もこのスタイルが継続されるのではないかと。
- 原価・利益等を勘案して見積書を作成し、協議のうえ提示価格通りで受注できる。継続品の原材料費は変動単価で、毎月差額調整を行い、次月の代金に反映できる。
- 当社は生産設備の製造から据付までの一貫受注できる強みがあるので各工程を通じて価格交渉力があり、交渉できている。
- ▲コロナ禍の影響で航空機業界全体で航空機の生産数量が減少しており、親事業者の生産計画が低調で厳しい状況下であり、工賃単価の大幅な改善は困難と考えている。
- ▲レポート品を数量に関係なく段階的に引き下げる契約は、航空機部品業界特有の慣習。交渉もなく他社との相見積もりで決定される。
- ▲定期的取引状況の確認があり協議しているが、工数変化発生時に価格改定交渉をしており、以前は工数増及び労務費アップ分も考慮してもらっていたが、2020年頃から大幅な工数増以外は受け入れてはもらえない。
- ▲コスト等が転嫁できない要因として、取引先からの高い品質要求や環境に配慮した材料の選定等に見合った設定がされていない事が挙げられる。コストの上昇分を上乗せした見積りを提出し、交渉するが認めてもらえない。

19
132

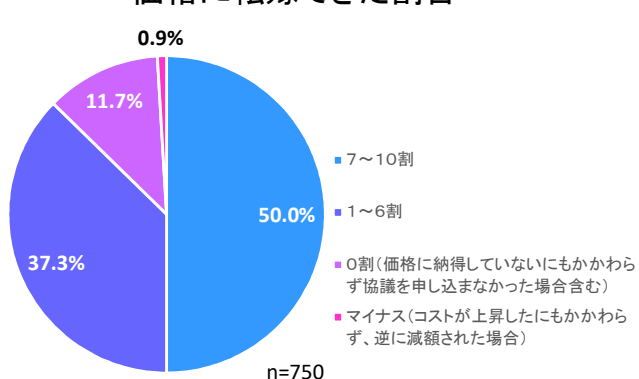
電機・情報通信機器

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

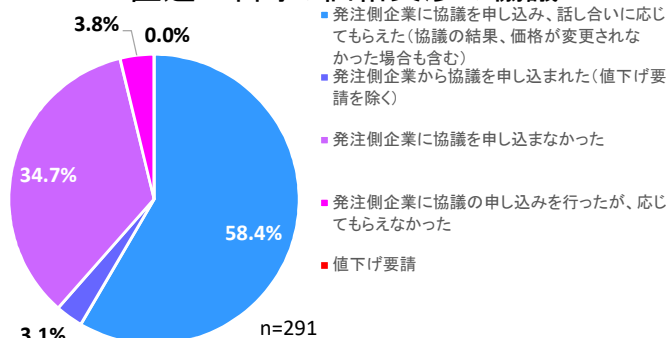


<下請Gメンヒアリングによる生声>

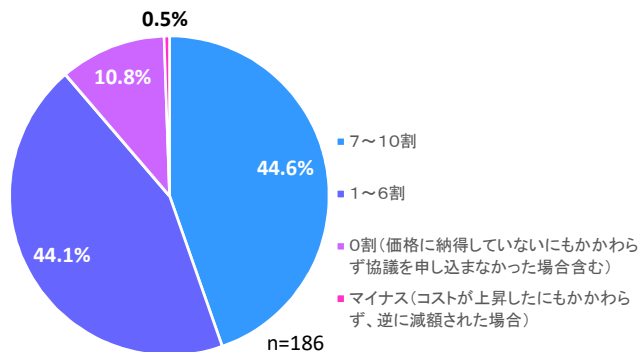
- 原材料は、6月以降の値上がり分を随時転嫁している。親事業者が価格高騰の動きを承知していて、「価格・モノ不足等の状況を何でも言ってくれ」と6月・9月に催促電話があり、見積もりして円滑に転嫁出来ている。調達部門が今迄とは違い、とても優しくなっている。
- 8月から9月に入り親事業者の方から原材料費の高騰具合の状況確認と、価格改定の提案をされ考慮された。
- 金型部品の見積依頼を受けた際、その時点のコストを価格に反映させてきた。10月1日から値上げの話をしている。親事業者からは、ガソリン価格の上昇に伴うコスト増も打診があった。
- 労務費上昇分に関して「企業努力で対応」と言われたことがあり、「原材料」のみしか要請出来なくなっていたが、2021年からの価格交渉では、労務費上昇分も要請でき、また、2021年上旬の原材料の鋼材上昇時に値上げを要請し、9月に入って承認された。
- ▲最近の価格高騰はさすがに看過できず、親事業者と交渉を始めている。原材料の購入価格が上昇したエビデンスを提出したが、更に新たなエビデンスを要求されている。労務費に関しては、依然として交渉出来る状況に無い。
- ▲電子部品の供給不足による価格高騰や、人件費上昇に伴う加工賃アップを理由に値上げ交渉はしているが、認めてもらえていない。状況は他社も同じで親事業者も把握しているはずだが、値上げには応じてくれない。
- ▲低価格の海外メーカーの参入が国内の価格競争を激化させている傾向で、すべてのコスト等が下請代金に転嫁できていない。
- ▲値下げ要請は2ヶ月連続で行われた。下請企業に対して、値下げできる要素についての値下げ要求されている。この場には他社も同席しているため、ある程度は要求を飲まざるを得ない。

20
133

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

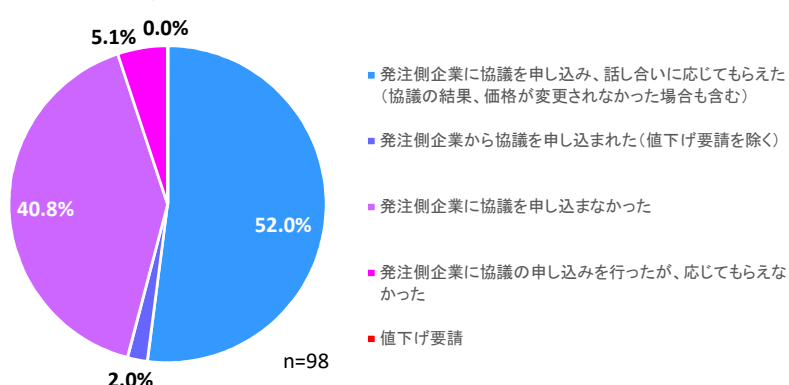


<下請Gメンヒアリングによる生声>

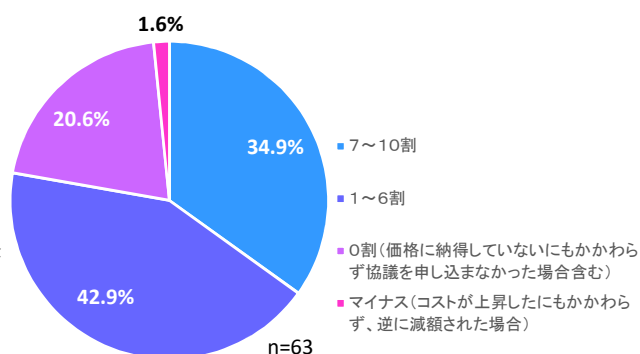
- 継続取引の多いシステム保守費用について、ここ数年の最低賃金アップを追い風に値上交渉を行い、受け入れてもらった。新規取引であるシステム開発では、見積りに労務費等上昇分、仕様変更想定分を反映しており、そのまま決定することが殆ど。
- 契約更新時に、その都度価格の交渉を行なっている。契約更新時に、エンジニアのスキル・世の中の景気状況などを加味して、人月単価は考慮してもらっている。
- 2021年度は個人のスキルや経験の向上に伴う価格の引上げを数年ぶりに了承して貰った。
- 仕様変更に伴う追加費用が発生した場合や担当技術者のレベルアップが必要となった場合、価格交渉を行い承認される。また、既存システムの保守作業の追加費用やバージョンアップ作業費用は、都度見積りを提示し価格交渉を行い承認される。
- 対等な立場での価格交渉でコスト転嫁はできており、問題はない。
- ▲業界全体が人手不足だが、価格に反映しにくい（単価が上がらない）業界の体質がある。
- ▲エンドユーザの業況が悪く、取引先の受注量が減っている。今は、単価についても予算が減らさせているので、単純なスキルアップによる値上げ交渉以外はできない状況にある。
- ▲各案件は相見積で価格が決まっていたり、各アイテムとも短い期間での生産で交渉の余地なし。急な経費上昇は内部で吸収するしかない。
- ▲1つの製品の生産期間が短く、1度決まった価格でできなければ、自社内で吸収可能な範囲で賄うしかない。
- ▲通常、1年以上の作業期間が掛かる案件は、毎年4月からの年度契約時に月の人員単価をITSS（IT標準スキル）をもとに交渉し、新価格を決定している。この価格は予算化されるので、期中での作業単価変更は出来ない。

21
134

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリングによる生声>

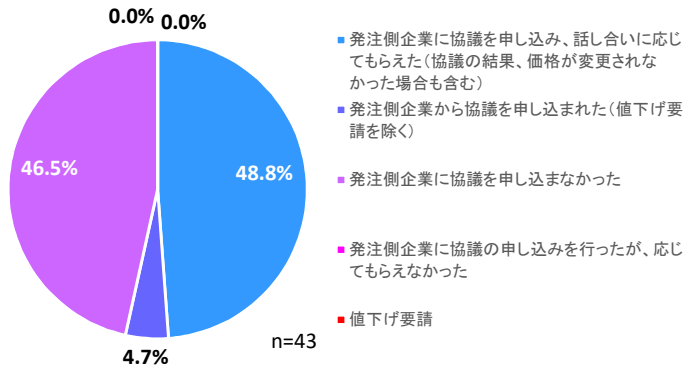
- ▲価格交渉は無く、長らく価格改定がされていない。親事業者がエンドユーザーへ提示する価格が下請代金を考慮した価格になっておらず、見積りや価格交渉の場もない。
- ▲定期的な交渉機会がないので個別に機会を見て交渉するが、取引先の担当者からは「請けたくなければ他の事業者に頼むから」とにべもなく断られることがほとんどである。
- ▲「価格交渉しても断られる」という状況にすら無い。価格交渉すること自体が出来る環境に無い、というのが実態。業界の慣習として、価格が決まればずっと同じ価格で発注されることになっており、継続品に対する価格交渉をする場が無い。
- ▲見積の都度、労務費の上昇分を価格に転嫁したい旨交渉するが、安い事業者があり転注を示唆してくるので強気で交渉できず受け入れて貰えない。購買担当者は、原価に対して理解がない。担当者の多くは作業品質について理解しておらず、単に価格のみを追っている。
- ▲単価の無い予告伝票のみで短納期発注が送られてくるため、作業開始後に後指値となることが常態化している。
- ▲材料等の値上がり分、コスト等を下請代金に転嫁できていない。価格交渉をして取引中止となった同業他社を今までに多く見ているため、各社とも交渉はしていない。

22

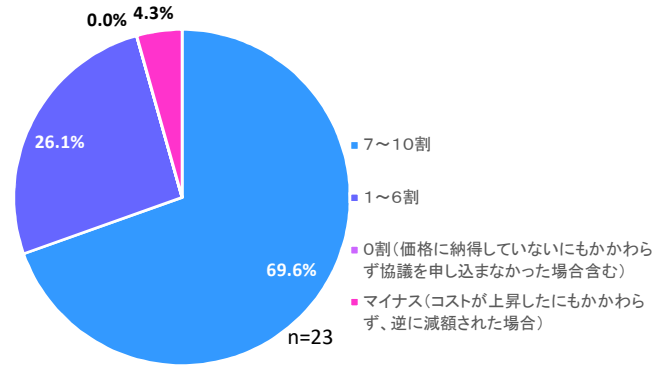
広告

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリングによる生声>

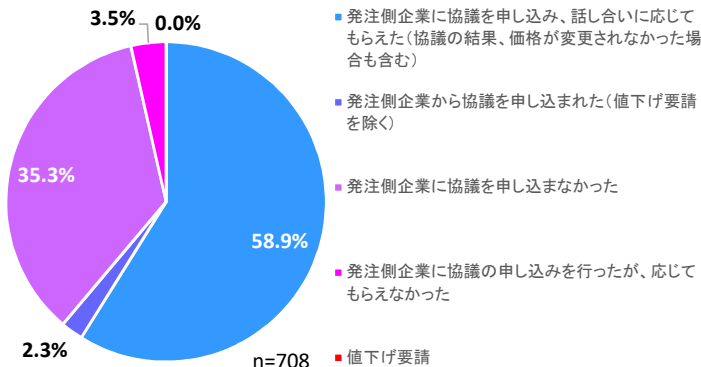
- 9月に突然、取引先からこれまでの下請代金で問題がないか確認があった。
- 指名受注が多く、提示された制作案に基づき労務費等を勘案した見積価格を提示し、協議のうえ決定するが、採算が厳しい場合は断っている。事前提示の制作仕様からの変更が発生したり、修正作業や緊急対応作業が多くなることもあり、その分の増加コストは価格に転嫁される。一部転嫁しにくいものについても、次の発注を約束され別の案件でカバーされるなど、最終的には下請代金に反映できている。
- ▲継続品の広告の場合は価格がほぼ決まっているため、仕様の変更や追加があっても追加費用はほとんど認めてもらえない。
- ▲クライアント側で予算が決まっており、広告代理店もそれに従うため、下請けにしわ寄せがくる構図
- ▲引合時に、親事業者から要求仕様と価格の提示があり、その価格でできる企画を提案するが、クライアントの要求するクオリティは高く、大抵の場合は満足してもらえず、やり直しとなる。また、企画が決まり、撮影の段階に入ってから仕様の追加や変更が常にあるが、追加費用はほとんど支払われない。
- ▲作業の進捗とともに仕様変更や追加作業が増えていき、当初の価格では収まらなくなっても当初価格を盾に「追加費用は出せない」と拒否される場合が多い。
- ▲イベントの企画立案型で受注し、全て自社で行うことを強みとしているが、各工程の時間単価はここ5～6年変化がなく、競合他社も多い中、受注獲得のためには労務費上昇分の値上げはできない状況である。

23
136

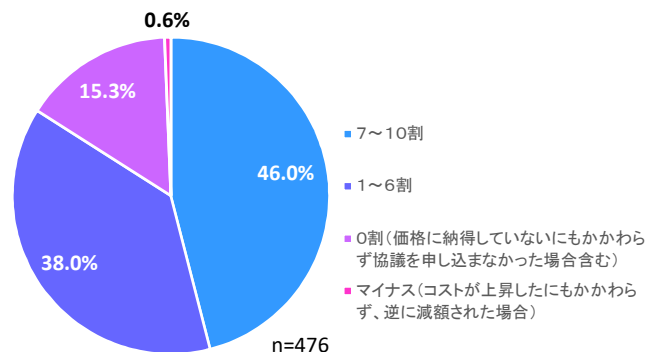
流通・小売

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

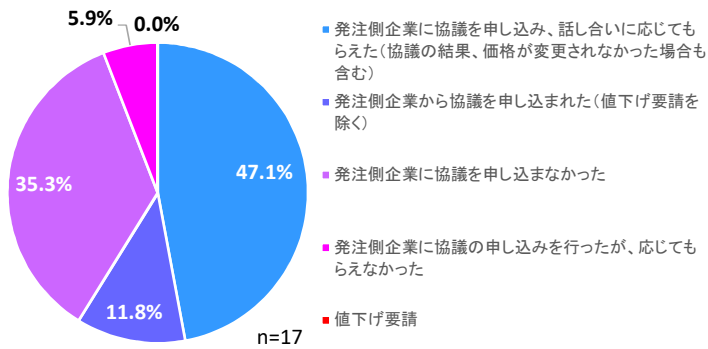


<下請Gメンヒアリングによる生声>

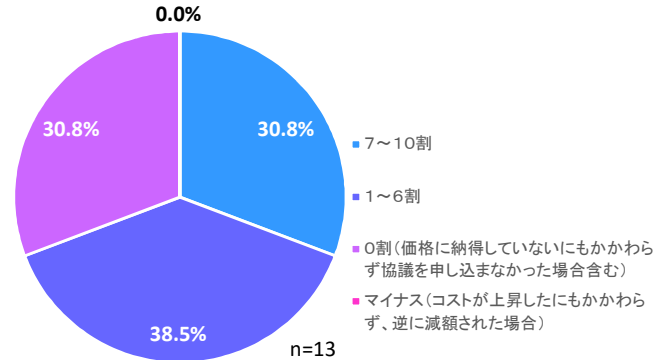
- 事由が説明できる価格変更はほぼ全て認めてもらえ転嫁できている。
- 年に1回価格改定の協議があり、1年間はその価格で取引を行っている。原材料の高騰により随時値上げの要請をすることがあるが、要請は受け入れてくれている。
- 最低賃金等上昇に伴う、労務費上昇を理由とした値上げ要請を2年に1回行っており、今年も協議して値上げを認めて貰った。
- 親事業者は、自社努力で店頭価格を維持・値下げをしており、会社の姿勢として、下請の取引先には一切負担をかけていない。
- 近年は荷主側が運送業の重要性を理解し、運送業からの要請を認めってもらえる環境になってきている。
- ▲親事業者からの値下げ要請を拒否して以降、当社からの要請について聞く耳を持ってくれない。今年前半に書面で行った原材料価格上昇による値上げ要請は拒否された。直近でも7月に再度値上げを要請したが、話し合いは平行線のまま商談ストップとなっている。
- ▲「販売価格を上げると競合に負ける」や、「消費者が買わなくなる」と言われ、納品価格を変えることは出来ていない。
- ▲野菜の仕入価格が高騰し、価格改定を要請しても回答まで2～3ヶ月待たされ、タイムリーに改定して貰えない。野菜の価格が下がった場合にはすぐに取引価格を戻される。スーパーの姿勢に全く変化はない。
- ▲2021年3月に、農産物価格の高騰を理由に納入価格の改定を要請したが、親事業者の「2021年の原材料の価格上昇に伴う売価への転嫁は拒否する」という方針のもと認められなかった。

24
137

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリングによる生声>

(今回の価格交渉促進月間フォローアップにおいては、警備業の企業に関する下請Gメンヒアリングの実施数が少なく、有効な生声(良い事例・悪い事例)は未収集。今後、警備業へのヒアリング数の増加を図る予定。)

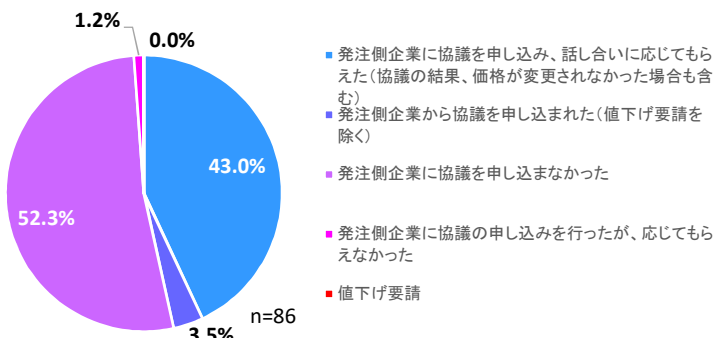
25

138

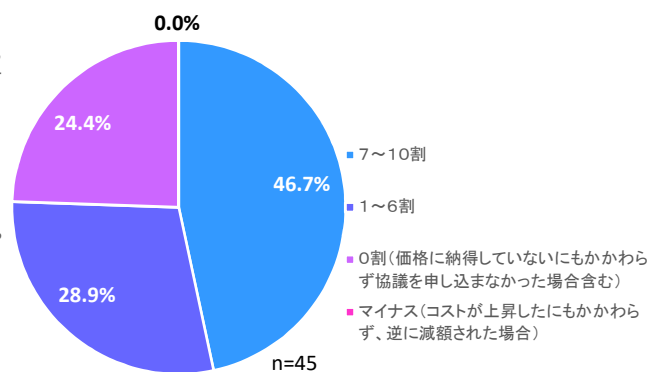
放送コンテンツ

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリングによる生声>

- イベント担当部分・映像制作とも、コストは転嫁出来ている。予算金額は言われるが、納期優先で、予算金額見合いのコンテンツ回答で、合意が出来る。
- 受注内容毎に協議のうえ価格決定しており、制作方法・使用機材変更などに伴う工数増の場合は、年2回価格改定の申し入れをし、受け入れられている。制作物のやり直し・追加は上限回数を設定しており、上限を超える場合は別途請求できている。
- 企画、番組内容、番組構成を当社で行っているが、天候などの理由によりロケが1日増えるなど必要経費の追加を要望した時は、番組内の予算がない場合でも対応してくれることがある。
- 地場の放送事業者は、「共存共栄」をベースに番組制作事業者と取引をしており、良い取引環境。現在制作を委託されている番組も要望価格通りで、適正な収益は確保できている。
- ▲価格交渉は行える状況になく、下請代金へは反映できていない。1クルー、番組時間の単価が10年以上変わっていない。同業他社が相場価格を下回る価格を提示していることもあり、価格交渉を申し出た場合に、他社に転注され取引がなくなるおそれがある。
- ▲多くが相見積りなので他社の方が安価な場合、「貴社に出したいので、この価格より安くして」と頼まれることもある。別のタイミングで優遇してもらえる期待もあるので、主要取引先には赤字覚悟で受ける場合も多い。
- ▲コロナ禍によって取材の時間的・空間的余裕を作らざるを得ず、コストアップ(取材期間が延びる・ロケバスを増やすなど)しており、その分を反映した見積りで交渉するが、その番組の予算によって、満額回答から拒否される場合もあるなど、ケースバイケースである。
- ▲制作費(人件費、備品購入)を回収できるのか際どい状況。間接費分返は回収出来ておらず今年は赤字。

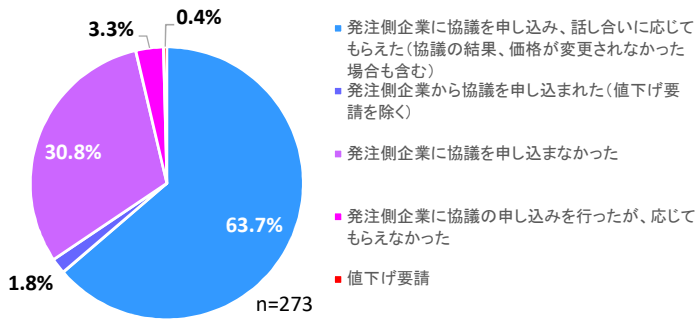
26

139

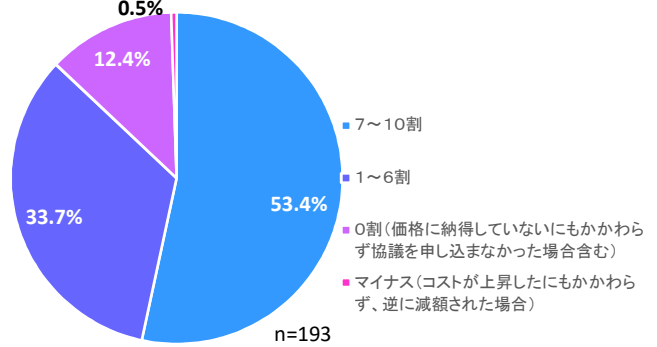
食品製造

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



＜下請Gメンヒアリングによる生声＞

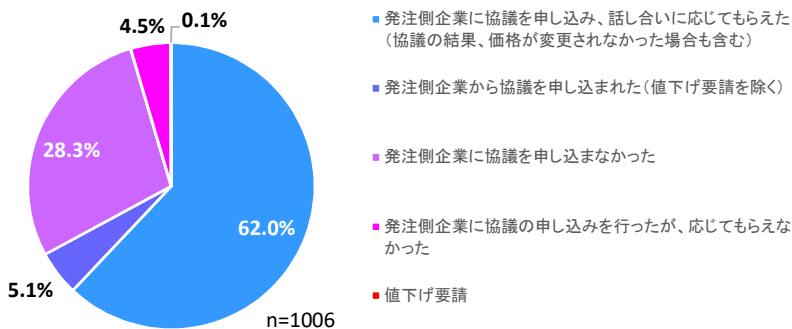
- 原材料費値上げに伴い、価格交渉を9月から行い満額回答をもらった。原材料価格については、原材料メーカーが半ば公に値上げをするため、当社としても交渉がし易い。
- 無理な価格低減要請もなく、原材料費や労務費のコストは転嫁できる。消耗品の材料費、メンテナンス（保守・修理）費の人件費の増加分は申請して認めてもらった。
- 不採算な取引だったため値上げの要請をしたところ、同社から安い原料を当社に供給するから現状の価格を維持してほしい旨の提案を受け、取引条件の改善となった。
- 業界全体が厳しい状況を親事業者も十分理解している。ステンレス・鉄・銅などの原材料費が急上昇の傾向だが、業界全体の動きでも有り、親事業者の理解により価格転嫁できている。
- ▲値上げ要請すれば同業他社にシェアを奪われてしまうことが、価格交渉を持ち掛けられない。零細メーカーは、親事業者の機嫌を損ねないようにやっていくしかない。
- ▲原料価格が下がった時に原価低減要請を受け値下げに応じたが、その後価格が上昇した際に値上げ要請しても交渉に応じてもらえなかった。生産コストを上乗せした価格交渉の要請も応じてくれる状況ではなく、逆により厳しい原価低減要請を突き付けられる。
- ▲全国の競合他社との相見積もりの結果で決まるため、継続受注でも労務費や原材料価格上昇分での価格転嫁交渉は出来ず、前回価格より高く見積もりするのが難しい。
- ▲原材料価格は今年に入って3～4回の値上げがあり、材料の価格水準はここ数十年以内で最高レベルだが、価格に反映出来ていない。原材料価格だけでなく、少量納品などの労務費が「価格に込みだ」で押しつけられている。

27
140

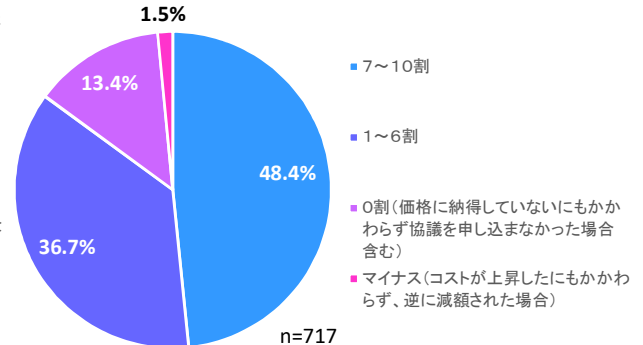
建設

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合

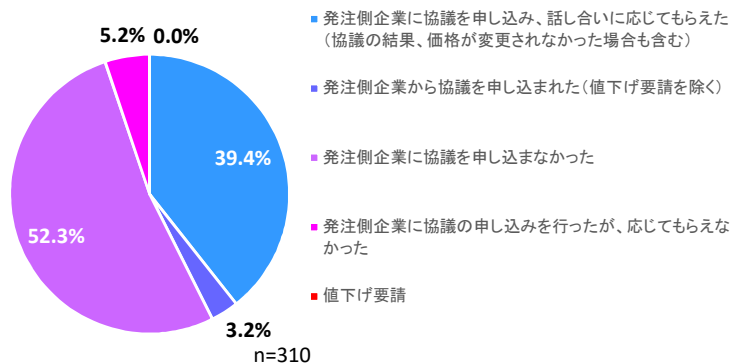


＜下請Gメンヒアリングによる生声＞

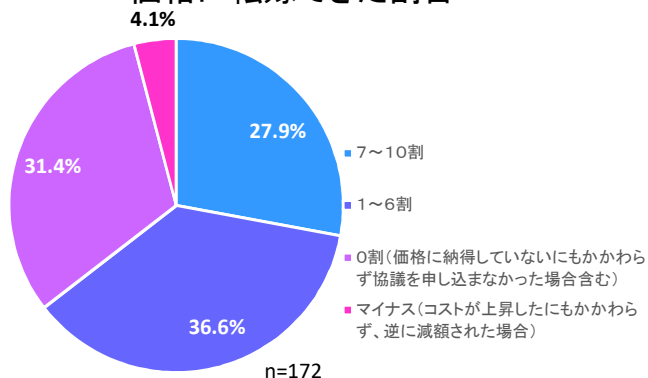
- 原材料の大幅に値上げの際、業界全体が一斉値上げの動きになったため、当社は30～40%程度の値上げ要請（今後の更なる値上げや労務費等の上昇分を織り込み）を行い転嫁できた。
- ウッドショックの影響から加工プロセスが増えたが、随時、加工賃を転嫁出来ている。
- 労務費や原材料費が上昇している中で、親事業者は当社からの価格交渉の要請を概ね受け入れている。
- 毎年4月に基本契約（各種工事の単価など）を見直しており、資材や労務費の上昇分を交渉出来る。年度の途中で材料費や労務費の大幅アップがあった場合は、親事業者がエンドユーザーと交渉することが出来る。
- ▲建設業界の慣習として、価格決定後も再三の値下げ要請がある。
- ▲原材料価格の値上がりが続いており、値上げしたいが転注を懸念し、限界まで値上げ交渉を申し入れることができない。
- ▲2021年春に見積書提出し、数ヶ月後に受注確定となったあと、7月より鋼材価格が急騰し9月までで約1.5倍となった。見積り価格の見直しを要請したが、親事業者の社内稟議後であったため、材料価格アップは反映出来なかった。
- ▲設計～見積書の提出～納品まで期間が長いもので3年にもなり、その間に原材料価格が上昇しても再見積もりが認められず、実際の原材料価格が下請代金に反映できない場合が多い。原材料価格の上昇により再見積もりを求めた場合に転注される恐れがある。

28
141

直近1年間の価格交渉の協議



価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリングによる生声>

- 原材料価格の上昇については、ほぼ反映できる。直近では3年前に価格改定をしている。
- 新規受注は保管する商品の大きさ・重量や運搬エリアを基準にした単価表に基づき、見積りを提示し価格交渉を行っている。運搬費は燃料サーチャージ制度があり、変動分は見積りを提示し価格交渉を行い反映できる。保管料単価は、労務費や経費の高騰分が利益確保ができない場合、現行単価の値上げ要請を行い価格交渉のうえ認められる場合がある。
- 今までの取引から労務費、燃料費等の上昇により、価格改定が必要な場合は、どうにか下請代金に適正に転嫁できている。
- ▲親事業者の一般貨物運送は、距離・重量別運賃が決まっており、労務費及びガソリン代等コストの反映は十分ではなかった。価格表の改定には時間がかかり、市況にあわせた柔軟なコスト負担の対応が難しい。
- ▲料金設定が高い通販関係の貨物は、特定の元請けや一次の運送業者が仕切っている。このため、二次、三次の運送業者においては、その他の減少傾向にある貨物運送を取り合っている状況にあることから、安値合戦状態に近く、コスト転嫁の話は出来ていない。
- ▲2019年以降、現在まで価格は変わっていない。競合相手も多いため交渉できる環境ではなく、軽油の値上がりも転嫁できない。
- ▲運送業は、二次・三次の運送業者が請け負っている領域に大手が相場より値下げして参入してきている。二次・三次の運送業者は、その値下げした価格に合わせざるを得ず、コスト転嫁の話が出来る状況ではない。また、配送費において、上位の元請けや下請業者から下ろされる代金は、二次・三次の請負業者がコストの増加分を転嫁できる金額となっていない。